

令和 3年度予算見積調書

課室名: 保健医療政策課

担当名: 企画・構想担当

内線: 3526

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B5	健康づくり安心基金積立金		一般会計	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	健康づくり安心基金積立金		
事業期間	令和元年度～	根拠法令	埼玉県健康づくり安心基金条例			宣言項目		SDGsゴール	3
	令和5年度					分野施策		SDGsターゲット	3-8
1 事業概要			5 事業説明						
健康づくりの取組及び医療提供体制の充実に資する施策の推進を図り、もって誰もが健康で生き生きと暮らすことができ、できるだけ住み慣れた地域で適切な医療サービスを受けられる社会を実現するため、埼玉県健康づくり安心基金を造成、運用する。			(1) 事業内容 県たばこ税収入相当額の5%及び寄附金を積み立てるとともに、運用益を基金に編入する。 389,221千円						
(1) 健康づくり安心基金への積立 389,221千円			(2) 事業計画 ア 令和5年度まで積立・運用を図る。						
			(3) 事業効果 ア 誰もが健康で生き生きと暮らせ、住み慣れた地域で医療サービスを受けられる社会の実現が図られる。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
決定額	389,221	財産収入	1,921				387,300	26,996	
前年額	362,225		1,525				360,700		

令和 3年度予算見積調書

課室名：保健医療政策課

担当名：保健所・衛生研究所・県立大学担当

内線：3230

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B6	衛生研究所運営・検査研究費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	衛生研究所費	衛生研究所費	
事業期間	平成26年度～	根拠法令	厚生省発健政第26号地方衛生研究所の機能強化について			宣言項目		SDGsゴール	3
					分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保		SDGsターゲット	3-3, 3-5, 3-7, 3-9
1 事業の概要 衛生研究所の管理・運営を円滑に実施することにより、本県の健康危機管理の中心機関としての活動を推進する。 (1) 衛生研究所運営費 132,227千円 (2) 衛生研究所検査・調査費 41,281千円 (3) 検査機器整備費 249,457千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 衛生研究所運営費 132,227千円 ・衛生研究所を管理運営する。 イ 衛生研究所検査・調査費 41,281千円 (イ) 衛生研究所検査事業 ・衛生試験等手数料条に基づき、県民が依頼する各種試験検査を実施する。 ・ゲルマニウム半導体検出器を用いた緊急かつ重要性の高い物質の放射能検出を実施する。 ・検査機器等による検査、保守管理を行う。 (イ) 衛生研究所調査研究事業 ・0157等感染症の疫学的調査により原因を究明し、被害の拡大を防止する。 ・公衆衛生行政上の課題に対する調査研究を実施する。 ウ 検査機器整備費 249,457千円 ・検査機器を計画的に更新し、検査・研究機能の維持・強化を図る。 (2) 事業効果 健康危機等に対応することにより、安全・安心な県民生活を確保する。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) 区分：衛生費 細目：衛生研究所費 細節：衛生研究所費 積算内容：衛生研究所の運営に要する経費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×65人=617,500千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		使用料・手数料	財産収入	諸収入	県債				
決定額	422,965	51,338	1,091	6	24,000			346,530	64,196
前年額	358,769	48,871	1,091	6				308,801	

令和 3年度予算見積調書

課室名：保健医療政策課
 担当名：大学附属病院担当
 内線：3228

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B4	大学附属病院等整備調整費			一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	大学附属病院等整備調整費		
事業期間	平成24年度～	根拠法令	医療法				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
				分野施策	020308 医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット	3-8			
1 事業の概要 本県の喫緊の課題である医師の確保及び育成に対応するため、大学附属病院及び医学系大学院などの整備に向けた調整・支援等を行う。 大学附属病院等整備調整費 6,783千円				5 事業説明 (1) 事業内容 本県の喫緊の課題である医師の確保及び育成に対応するため、大学附属病院及び医学系大学院などの整備に向けた調整等を行う。 (2) 事業計画 大学附属病院等整備調整費 (ア) 医療機能に関する調整 既存の医療機関との役割分担、連携方策などについて、県・地元自治体立会いの下、地元医師会、拠点病院などとさいたま市地域医療構想調整会議などの場も活用しながら調整を行う。 (イ) 医師派遣に関する調整 医師確保が困難な地域などへの医師派遣の手法などについて、県医師会、総合医局機構などと事前調整を行い、その後、大学と覚書や基本協定などの締結に向けて調整を行う。 (ウ) 財政支援に関する調整 大学附属病院及び医学系大学院などの整備に係る財政支援について、他の先進事例などを参考にしながら、大学と覚書や基本協定などの締結に向けて調整を行う。 (エ) 整備予定地の維持管理 大学附属病院等の整備予定地について、着工までの当面の間、県が維持管理等をする必要があることから、隣接地を所有するさいたま市とも調整しながら、除草等の適切な維持管理を実施する。 (3) 事業効果 大学附属病院を整備することにより、医師をはじめとする医療スタッフの確保など、本県の医療提供体制を強化できる。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 大学附属病院とのパートナーシップにより、医師をはじめとする医療スタッフを確保し、それらの人材を活かす。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 @9,500千円×2名=19,000千円										
				財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
予算額										
決定額	6,783							6,783	△1,616	
前年額	8,399							8,399		

令和 3年度予算見積調書

課室名: 保健医療政策課

担当名: 企画・構想担当

内線: 3526

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B7	コロナ以降の持続可能な病院等の経営支援事業		一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	医療機関経営支援事業費		
事業期間	令和 3年度	根拠法令				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
				分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-8		
1 事業概要			5 事業説明						
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した医療機関の経営改善を支援するため、DPCデータの分析等、経営分析ができる事務職員等の育成を支援するとともに、新たな経営モデルを作成し、普及を行う。</p> <p>(1) 研修会の開催 9,142千円 (2) 病院経営マスター派遣 20,572千円 (3) 経営モデル作成 40,692千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 研修会の開催 9,142千円 DPCデータ等のデータ分析手法等について、病院を対象とした研修会を開催する。</p> <p>イ 病院経営マスター派遣 20,572千円 病院経営に知見を有する者を病院経営マスターとして、厳しい経営状況におかれている中核病院に派遣する。</p> <p>ウ 経営モデル作成 40,692千円 介護施設との連携など新たな診療報酬等を踏まえた経営モデルを2医療機関で検討・作成し、モデルの普及を図る。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 研修会の開催 県内10圏域において研修会(会場視聴とオンライン視聴のハイブリッド方式)の開催を企画し、県・郡市医師会とも連携して、病院に対する周知を行う。</p> <p>イ 病院経営マスター派遣 病院経営マスターを医療資源の乏しい地域の中核病院に派遣する。病院経営マスター派遣事業者及び派遣先病院は募集を行い、審査会を開催して決定する。</p> <p>ウ 経営モデル作成 コンサルタントへの委託により経営モデルを作成する。コンサルタント及びモデル作成対象医療機関は募集を行い、審査会を開催して決定する。</p> <p>(3) 事業効果 研修会の開催、マスターの派遣による病院の経営力の向上及び新たな経営モデルの普及により、県民が安心して医療を受けられるよう地域の医療提供体制が維持されるとともに、医療機能の分化と連携が促進される。</p>						
2 事業主体及び負担区分 (国10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円									
予算額			財源内訳				一般財源	前年との 対比	
			国庫支出金						
決定額	70,406		70,406				0	70,406	
前年額	0						0		

令和 3年度予算見積調書

課室名: 保健医療政策課

担当名: 保健所・衛生研究所・県立大学担当

内線: 3521

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B1	公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金			一般会計	教育費	大学費	県立大学費	公立大学法人埼玉県立大学運営費		
事業期間	平成22年度～	根拠法令	地方独立行政法人法第42条第1項	宣言項目		02	健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3	
	分野施策			020308	医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット	3-1, 3-2, 3-3, 3-4,			
1 事業の概要 公立大学法人埼玉県立大学の業務の財源に充てるために必要な金額を交付するものである。 公立大学法人埼玉県立大学運営費交付金 1,911,041千円				5 事業説明 (1) 事業内容 公立大学法人埼玉県立大学の運営に要する経費の交付 運営費交付金=①経常経費+②特殊経費+③法人固有職員給与費-(⑤大学収入-④県派遣職員給与費) ① 経常経費 (管理費、教育活動費など) 1,003,986千円 ② 特殊経費 (退職手当、高額備品など) 118,369千円 ③ 法人固有職員給与費 1,849,413千円 ④ 県派遣職員給与費 193,929千円 ⑤ 大学収入 (授業料など) 1,254,656千円 運営費交付金額 ①+②+③-(⑤-④) = 1,911,041千円 (2) 事業計画 ア 事業の目標 保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究する。 イ 達成水準 中期目標 (期間: 平成28～令和3年度) に掲げる四つの数値目標 (令和元年度実績) ① 進路決定率 100% (98.8%) ② 県内就職率 60% (49.2%) ③ 科学研究費助成金採択件数 毎事業年度 65件 (67件) ④ 自主財源比率 毎事業年度 44%以上 (44.0%) (3) 事業効果 自律的な大学運営による教育研究の高度化及び大学運営の活性化						
2 事業主体及び負担区分 公立大学法人埼玉県立大学 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 普通交付税 (単位費用) 大学の運営に要する経費 (区分) 教育費 - その他の教育費 (細目) 大学費 (細節) 大学費										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.2=1,900千円										
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比
決定額	1,911,041							1,911,041	△79,042	
前年額	1,990,083							1,990,083		

令和 3年度予算見積調書

課室名：保健医療政策課

担当名：保健所・衛生研究所・県立大学担当

内線：3521

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B2	公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金		一般会計	教育費	大学費	県立大学費	公立大学法人埼玉県立大学運営費	
事業期間	平成22年度～	根拠法令	地方独立行政法人法第6条第2項及び第3項			宣言項目	SDGsゴール	3
					分野施策		SDGsターゲット	3-1, 3-2, 3-3, 3-4,
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>公立大学法人埼玉県立大学における施設の大規模改修経費は会計処理が異なることから、運営費交付金とは別に措置する。</p> <p>公立大学法人埼玉県立大学施設整備費補助金 313,611千円</p>			<p>(1) 事業内容 公立大学法人埼玉県立大学における施設の大規模改修経費の交付</p> <p>ア 建築工事 66,748千円 (外壁改修)</p> <p>イ 電気工事 85,041千円 (照明設備)</p> <p>ウ 機械工事 147,576千円 (空調設備、給排水設備)</p> <p>エ 設計委託 14,246千円</p> <p>-----</p> <p>計 313,611千円</p> <p>(2) 事業計画 長期保全計画に基づく工事の実施</p> <p>(3) 事業効果 教育研究施設としての良好な環境の維持及び安全性の確保</p>					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)・事業者 0								
3 地方財政措置の状況								
<p>普通交付税(単位費用)大学の運営に要する経費 (区分)教育費-その他の教育費 (細目)大学費(細節)大学費 長寿命化事業債 充当率90% 交付税措置30%</p>								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.2=1,900千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	313,611	県債					1,611	△623,632
前年額	937,243						1,243	

令和 3年度予算見積調書

課室名：保健医療政策課

担当名：保健所・衛生研究所・県立大学担当

内線：3521

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B3	公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金		一般会計	教育費	大学費	県立大学費	公立大学法人埼玉県立大学運営費		
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	大学等における修学の支援に関する法律第8条			宣言項目		SDGsゴール	4
			分野施策			SDGsターゲット	4-3		
1 事業概要			5 事業説明						
<p>大学等における修学の支援に関する法律に基づき、公立大学法人埼玉県立大学が実施する授業料等減免に必要な金額を負担するものである。</p> <p>公立大学法人埼玉県立大学授業料等減免負担金 120,034千円</p>			<p>(1) 事業内容 低所得者世帯の者であっても大学等に修学することができるよう、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、公立大学法人埼玉県立大学が実施する授業料等減免に要する費用を交付する。(義務)</p> <p>(2) 事業計画 公立大学法人埼玉県立大学が実施する授業料等減免に要する費用を交付する。</p> <p><支援対象となる学生> 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生</p> <p><実施時期> 令和2年4月(令和2年度の在学学生)から対象 ※既に入學している学生も含む</p> <p><授業料等減免の内容> 国立大学の授業料等標準額 ・授業料：535,800円 ・入学金：282,000円 ※地方財政計画及び地方交付税の対応：地方負担の全額を基準財政需要額に算入</p> <p>(3) 事業効果 ○低所得世帯の者の経済的負担を軽減することにより貧困の連鎖を防止する。 ○日本学生支援機構(JASSO)の給付型奨学金との連動により知事の公約である安心して大学へ進学できる環境を作る。</p>						
2 事業主体及び負担区分									
公立大学法人埼玉県立大学(県10/10)									
3 地方財政措置の状況									
地方負担の全額が地方財政措置の対象									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.1=950千円									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
決定額	120,034					120,034	△13,799		
前年額	133,833					133,833			

令和 3年度予算見積調書

課室名：生活衛生課
 担当名：総務・動物指導担当
 内線：3612

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B110	動物指導センター管理運営費			一般会計	衛生費	環境衛生費	環境衛生指導費	動物指導センター運営費	
事業期間	昭和48年度～	根拠法令	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例	宣言項目				SDGsゴール	15
				分野施策			051247 生物多様性の保全	SDGsターゲット	15-a
1 事業概要				5 事業説明					
動物指導センターにおける、動物愛護事業や動物の適正飼養に関する事業、犬猫等収容動物飼育管理や処分、苦情相談業務や狂犬病病性鑑定をはじめとする動物由来感染症の検査・研究などの事業運営やセンター施設の適正な維持管理を行う。 (1) 動物指導センター管理運営 16,534千円 (2) 動物指導センター事業運営 26,622千円				(1) 事業内容 ○動物指導センター管理運営 16,534千円 ア 施設等の維持管理 ○動物指導センター事業運営 26,622千円 ア 猫の引取りや保健所等に抑留・収容された犬猫の搬送・犬猫の殺処分及び焼却 イ 県民への犬猫の譲渡 ウ 負傷動物(猫)の収容及び治療 エ 猫等の飼養に関する苦情相談対応 オ どうぶつふれあい教室等動物愛護事業の実施 カ しつけ方教室等動物の適正飼養啓発事業の実施 キ アニマルセラピー活動等ボランティア協働事業 ク 人獣共通感染症(動物由来感染症：狂犬病を含む)の検査及び調査研究 (2) 事業計画 ア 収容動物の適正な飼養管理と譲渡の促進 イ ボランティアと協働し、県民への動物愛護啓発やの動物の適正飼養啓発の拡充 ウ 職員の検査・手術等専門知識や技術の向上を図る。 エ 苦情相談に迅速・効率的に対応できるよう体制整備を行う。 オ 老朽化した施設の計画的な修繕を行うとともに、検査室や手術室、動物収容室の整備を行う。 (3) 事業効果 埼玉県の動物愛護の主力機関として、殺処分数の削減など県の動物愛護施策を推進し、県民に動物の適正飼養や動物愛護の気風を高めることができる。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 ア 動物愛護団体と連携し、収容された犬猫について新たな飼い主への譲渡を行っている。 イ 事業協力ボランティアと連携し、譲渡動物の世話やしつけ、動物介在活動等を行っている。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 地方交付税措置 細節 動物愛護管理推進費 飼養動物の安全・健康保持促進事業費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×15人=142,500千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		使用料・手数料	財産収入	諸収入	県債				
決定額	43,156	429		77	8,000			34,650	10,012
前年額	33,144	379	38	144				32,583	

令和 3年度予算見積調書

課室名：生活衛生課
 担当名：総務・動物指導担当
 内線：3612 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B111	動物の正しい飼い方指導費		一般会計	衛生費	環境衛生費	環境衛生指導費	動物の正しい飼い方指導費	
事業期間	昭和24年度～	根拠法令	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例			宣言項目		SDGsゴール 15
					分野施策	051247 生物多様性の保全		SDGsターゲット 15-a
1 事業概要			5 事業説明					
狂犬病及び犬の咬傷事故等の発生を捕獲等により未然に防ぎ、飼い主マナーの向上を図ることで不適正な飼養管理に起因する苦情等を減少させ、動物取扱業者の啓発・指導により適正な動物販売や利用を行わせることで人と動物とが共生できる社会づくりを推進する。 (1) 狂犬病予防事業 600千円 (2) 動物の愛護及び管理事業 3,059千円 (3) 犬捕獲車整備事業 935千円 (4) 動物愛護推進員活動事業 480千円 (5) 動物愛護週間記念事業 310千円			(1) 事業内容 ア 狂犬病予防事業(野犬等の捕獲抑留による咬傷事故防止、狂犬病検査、啓発等) 600千円 イ 動物の愛護及び管理事業(動物取扱業登録業務、特定動物許可業務、動物愛護相談員の設置等) 3,059千円 ウ 犬捕獲車整備事業(犬捕獲車の整備等) 935千円 エ 動物愛護推進員活動事業(動物愛護推進員の委嘱、推進員による動物愛護啓発活動の実施等) 480千円 オ 動物愛護週間記念事業(動物愛護週間(9/20～9/26)に合わせた記念事業の実施) 310千円 (2) 事業計画 ア 犬の捕獲体制や狂犬病検査の体制を整えるとともに、狂犬病を主として動物由来感染症について啓発を行う。 イ 県民に動物の適正な飼い方の啓発・指導を行い、動物が適正に扱われるように動物取扱業や特定動物の飼い主の指導を行う。 ウ 動物愛護の気風を醸成するために彩の国動物愛護推進員等民間と協力し、各種啓発事業を行う。 (3) 事業効果 狂犬病に対する体制整備が整う。 県民に動物愛護の気風が育ち、動物の適正に飼育され、また、市場においても動物の適正な流通がなされることで動物福祉も高まり、人と動物が共生する社会づくりを図ることができる。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 ア 動物愛護団体と連携し、収容された犬猫について新たな飼い主への譲渡を行う。 イ 動物愛護ボランティアと連携し、譲渡動物の世話や簡単なしつけ等を行う。 ウ 動物愛護推進員を委嘱し、動物の愛護や適正な飼養管理に関する啓発活動を行う。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分) 需用費等 (細目) 衛生諸費 (細節) 衛生諸費 (積算内容) 動物愛護推進計画策定経費 動物愛護管理推進費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 人件費：9,500千円×27.2人=258,400千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		使用料・手数料	諸収入					
決定額	5,384	16,390	2,050				△13,056	175
前年額	5,209	15,650	2,650				△13,091	

令和 3年度予算見積調書

課室名：生活衛生課
 担当名：総務・動物指導担当
 内線：3612
 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B112	人と動物が共生する社会づくり事業費		一般会計	衛生費	環境衛生費	環境衛生指導費	動物の正しい飼い方指導費	
事業期間	平成24年度～	根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例			宣言項目 分野施策	051247 生物多様性の保全	SDGsゴール 15 SDGsターゲット 15-a
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>犬猫の殺処分削減を主として、動物愛護の気風の醸成のための県のふれあい機能や啓発事業の強化を主要課題と位置づけ、人と動物が共生する社会づくりのための多様な施策を推進する。</p> <p>(※彩の国ハッピーアニマルWAON寄付金事業)</p> <p>(1) 地域猫活動推進事業費 2,550千円</p> <p>(2) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術活動推進事業費 3,200千円</p> <p>(3) 彩の国動物愛護推進員活動補助事業費 2,600千円</p> <p>(4) 譲渡拡大事業費 1,673千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア. 地域猫活動推進事業費 2,550千円 野良猫対策として地域を定め、動物愛護団体や自治会等と協力した「地域猫活動」を実施する市町村に対し、地域猫活動に要する経費を補助金交付(400千円/地区×5市町村)及び地域猫に関する啓発を行う。</p> <p>イ. 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術推進事業費 3,200千円 各自治体内で地域を定めず、飼い主のいない猫(いわゆる野良猫)に対し、不妊・去勢手術を行った住民に手術費の補助を行うとする市町村に事業費の補助を行う。(400千円/地区×8市町村)</p> <p>ウ. 彩の国動物愛護推進員活動補助事業費 2,600千円 飼い主のいない猫(いわゆる野良猫)に、不妊去勢手術を行う推進員に対し、手術費用の補助を行う。</p> <p>エ. 譲渡拡大事業費 1,673千円 犬猫の譲渡制度の啓発活動を行うとともに、譲渡会場の提供などによって、県の譲渡に協力するボランティアや団体の支援・育成を行い、譲渡拡大を図る。</p> <p>(2) 事業計画 「地域猫活動」や「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術」による野良猫の繁殖抑制を推進することで収容される子猫を減らし、また、犬猫の譲渡を促進することで、県で殺処分される犬猫の頭数を削減する。</p> <p>(3) 事業効果 「地域猫活動」や「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術」による野良猫の繁殖抑制事業の実施に関し、市町村を支援することで、市町村の自主事業化を促し、猫の殺処分を減少できる。 動物愛護推進員の野良猫の繁殖抑制活動を支援することで、自主事業化を行わない市町村での繁殖抑制活動も進められ、猫の殺処分を減少できる。また、推進員の公募を増やす一助にもなる。 マスコミやSNSを用いた広報やイベント活動を通じた犬猫の譲渡制度の啓発活動を行うことで、最終的に家族の一員として迎えてくれる飼い主(譲渡先)を増やす。また、県の譲渡に協力するボランティアや団体の負担軽減を図り、譲渡活動の促進を図ることで譲渡の拡大を図る。</p>					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 人件費 9,500千円×0.6人=5,700千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
決定額	10,023						10,023	0
前年額	10,023						10,023	

令和 3年度予算見積調書

課室名：生活衛生課
 担当名：総務・動物指導担当
 内線：3612 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B113	愛護動物の防災・災害対策事業費		一般会計	衛生費	環境衛生費	環境衛生指導費	動物の正しい飼い方指導費	
事業期間	平成28年度～ 令和 3年度	根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律			宣言項目	SDGsゴール	11, 15
					分野施策	020516 危機管理・防災体制の強化	SDGsターゲット	15-a
1 事業の概要			5 事業説明					
災害時には多くの動物が負傷又は逸走状態となる。飼い主の多くは、愛護動物を家族の一員であると考えていることから、多くの動物が避難所に避難してくることが予想される。 飼い主と愛護動物が速やかに避難できるためには、平時から愛護動物の防災や同行避難の啓発が必要である。また、災害時に避難所に動物を受入れやすい環境づくりや被災動物を救護できる体制整備が必要となる。そのための人材育成や備蓄品の確保、関係団体との連携推進、県民への啓発を行う。 (1) 備蓄品等整備事業 159千円 (2) 愛護動物の防災・災害時救護事業 222千円			(1) 事業内容 ア 備蓄品等整備事業（臨時収容場所で使用するケージや消耗品等の確保と備蓄） 159千円 イ 愛護動物の防災・災害時救護事業（獣医師会・企業・ボランティアとの連携、人材育成、啓発等） 222千円 (2) 事業計画 災害時に使用できるケージ等備蓄品と備蓄場所の確保、防災テント等収容動物の一時収容場所の確保、災害時動物救護活動ボランティアの確保と研修、市町村への動物救護に関する啓発、獣医師会や民間企業・団体との連携強化、県民への備えと同行避難の啓発 (3) 事業効果 災害時には、愛護動物と同行避難が行われ、避難所での愛護動物管理用備蓄品の提供や適切な愛護動物救護、適正な愛護動物飼養管理が行われる。 また、収容施設や処分施設の被災に対し、一時的に収容可能な簡易収容場所が確保できる。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 ア 公益社団法人埼玉県獣医師会と発災時の獣医療提供に係る覚書を締結 イ 民間企業・団体と発災時の動物用医薬品や動物用資材提供に係る覚書を締結 ウ 災害時動物救護活動ボランティアの登録制度を設立					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 人件費 9,500千円×0.4人=3,800千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
決定額	381						381	△90
前年額	471						471	

令和 3年度予算見積調書

課室名：生活衛生課
 担当名：環境衛生・ビル監視担当
 内線：3614 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B114	生活衛生営業指導費		一般会計	衛生費	環境衛生費	環境衛生指導費	生活衛生関係営業等指導費	
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	理容師法、美容師法、クリーニング業法、旅館業法、公衆浴場法、興行場法			宣言項目	SDGsゴール	3
						分野施策	SDGsターゲット	
1 事業の概要			5 事業説明					
理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業及び興行場営業の各生活衛生関係業者に対し、営業施設の許可・確認及び監視指導を行い、各法令等に基づいた衛生基準を確保させ、自主管理体制を強化し、衛生水準の向上を図るための研修等の受講促進を図る。 また、公衆浴場等におけるレジオネラ属菌による事故を防止するためレジオネラ属菌の水質検査を実施する。 (1) 公衆浴場関係事業費 550千円 (2) 生活衛生関係事業費 28,309千円 (3) 公衆浴場検査事業費 2,378千円			(1) 事業内容 ア 公衆浴場関係事業費 公衆浴場入浴料金審議会の開催、公衆浴場経営実態調査の業務委託 550千円 イ 生活衛生関係事業費 許認可事務・監視指導用の備品購入、研修会会場借り上げ費用、 28,309千円 日本政策金融公庫融資推薦事務の委託、 環境衛生・動物台帳システムの導入 ウ 公衆浴場検査事業費 浴槽水のレジオネラ属菌の水質検査 2,378千円 (2) 事業計画 ア 生活衛生営業施設の許可・確認事務(通年) イ 生活衛生営業施設の監視指導の実施(通年) 県の監視指導計画に基づき、営業施設への監視指導を行い、法令に基づいた衛生基準の確保を図る。 ウ 環境衛生自主指導員の活動への補助(通年) 生活衛生営業施設の事業者(環境衛生自主指導員)が行う自主管理体制強化のための巡回指導に対する補助を行う。 エ 公衆浴場入浴料金審議会の開催(適宜) オ 公衆浴場等の浴槽水のレジオネラ属菌検査(通年) 公衆浴場等の衛生確保のためレジオネラ属菌の水質検査を行い、適切な清掃・消毒等の指導を行う。 (3) 事業効果 営業施設への監視指導や監視員の研修の受講を促進することにより、公衆衛生の維持向上が図れる。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 営業施設の衛生基準を確保するため、埼玉県環境衛生協会と連携し、環境衛生自主指導員の活動を促進している。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 単位費用算定あり 「第四節 厚生労働費」 「第三款 衛生費」 「6 生活衛生指導費」 「(1)生活衛生等指導取締費」								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 人件費：9,500千円×1.8人=17,100千円 組織の新設、改廃及び増員：なし								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
決定額	27,937	10,467					17,470	22,011
前年額	5,926	10,467					△4,541	

令和 3年度予算見積調書

課室名：生活衛生課
 担当名：環境衛生・ビル監視担当
 内線：3613 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B175	生活衛生関係団体補助		一般会計	衛生費	環境衛生費	環境衛生指導費	生活衛生関係団体補助	
事業期間	昭和34年度～	根拠法令	埼玉県生活衛生関係団体補助金交付要綱			宣言項目	SDGsゴール	8
					分野施策		SDGsターゲット	
1 事業概要			5 事業説明					
埼玉県内における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする、公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センターの健全な育成を図るため、運営費に対して助成を行う。 (1) (公財)埼玉県生活衛生営業指導センター 150千円			(1) 事業内容 (公財)埼玉県生活衛生営業指導センター 150千円 (2) 事業計画 極めて公益性の高い事業を実施している団体の健全な育成を図るため、その運営費の一部を補助する。 (3) 事業効果 団体運営が適正に行われる。 (4) その他 (公財)埼玉県生活衛生営業指導センターの概要 指定出資法人(県出資割合39.9%) 設立年月日：昭和57年4月 所在地：埼玉県さいたま市浦和区高砂4-4-17					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 地方交付税措置あり 第四節厚生労働費 第三款衛生費 6 生活衛生指導費 (1)生活衛生等指導取締費 負担金、補助及び交付金のうち、生活衛生関係補助								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.001人=9.5千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	140						140	△10
前年額	150						150	

令和 3年度予算見積調書

課室名：生活衛生課

担当名：水道担当

内線：3615

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B115	生活基盤施設耐震化等補助		一般会計	衛生費	環境衛生費	環境衛生指導費	生活基盤施設耐震化等補助	
事業期間	平成28年度～	根拠法令	埼玉県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱			宣言項目	SDGsゴール	6
					分野施策	020517 地震に備えたまちづくり	SDGsターゲット	6-1
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>水道事業者等が行う水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援するため、国交付金を財源とする補助金を交付するものである。</p> <p>生活基盤施設耐震化等交付金の対象となる事業を行う水道事業者等に対し補助を行い、水道事業の経営基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るものである。</p> <p>(1)水道施設耐震化事業 1,331,886千円 (2)水道事業運営基盤強化推進事業 2,176,693千円</p>			<p>(1) 事業内容 水道事業者等における水道施設の耐震化、老朽化対策及び広域化を推進するため、国交付金を財源とする補助金を交付する。</p> <p>ア 水道施設耐震化事業（さいたま市ほか） 28事業 1,331,886千円 イ 水道事業運営基盤強化推進等事業（秩父広域市町村圏組合ほか） 4事業 2,176,693千円</p> <p>(2) 事業計画 別紙 年度別整備計画のとおり</p> <p>(3) 事業効果 水道事業者等における水道施設の耐震化、老朽化対策及び広域化による経営基盤の強化</p>					
2 事業主体及び負担区分								
事業主体：水道事業者等（県、市町村、一部事務組合） (国1/3) 水道事業者等2/3、(国1/4) 水道事業者等3/4								
3 地方財政措置の状況								
一般会計出資債の1/2を交付税措置 一般会計出資債の充当率は水道事業債と同額まで								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
人件費：9,500千円×0.57人=5,415千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	3,508,579	国庫支出金	3,508,579				0	810,738
前年額	2,697,841		2,697,841				0	

令和 3年度予算見積調書

課室名: 食品安全課
 担当名: 食品保健・監視担当
 内線: 3609 (単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B176	食品衛生関係団体補助			一般会計	衛生費	環境衛生費	食品衛生指導費	食品衛生関係団体補助	
事業期間	昭和44年度～	根拠法令	なし				宣言項目		SDGsゴール 2, 3
							分野施策	020413 食の安全・安心の確保	SDGsターゲット
1 事業概要 食品衛生関係団体の健全な育成を図るため、次の団体の運営費に対して助成を行う。 一般社団法人 埼玉県食品衛生協会 (1) 食品衛生関係団体補助 390千円 当該事業は経常的に行うものであり、事業目的の性質上期限を設定するものではない。加えて、衛生行政が大きく影響を受けるような社会情勢の変化等を現段階では予測することはできない。よって、事業期間の周期の記載はしない。 ただし、情勢の変化など見直しが必要になった場合は終期の検討を行う。				5 事業説明 (1) 事業内容 運営費補助 390千円 (2) 事業計画 食品衛生思想の普及、飲食に起因する中毒、感染症他危害の発生防止、公衆衛生の増進寄与を目的として設立。昭和63年度から食品衛生責任者資格者養成講習会の指定機関として事業を実施する。 (3) 事業効果 公衆衛生思想の普及並びに指導奨励、食品衛生の向上に必要な教育調査及び研究及び食品関係営業施設の改善を実施し、関係団体を育成している。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 団体が行う事業は、当団体が自主的に企画・運営しており、民間活力が十分発揮されている。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円 組織の新設、改廃及び増員: なし									
				財 源 内 訳					
予算額								一般財源	前年との対比
決定額	390							390	△20
前年額	410							410	

令和 3年度予算見積調書

課室名：薬務課

担当名：総務・温泉・薬事相談担当

内線：3624

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B117	ハラル化粧品製造支援事業費			一般会計	衛生費	医薬費	薬務費	薬事監視指導費	
事業期間	令和 2年度～ 令和 5年度	根拠法令	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			宣言項目		SDGsゴール	8
					分野施策	040831 新たな産業の育成と企業誘致の推進		SDGsターゲット	8-1
1 事業概要			5 事業説明						
化粧品生産額全国1位という強みを活かして産学官が協働し、平成26年度に作成した「GMPリファレンス（ハラル認証取得のための参考書）」を活用して、県内化粧品製造業者によるハラル化粧品の製造を支援するとともに、産業労働部やジェトロ埼玉と協働しハラル化粧品の販路の拡大を図る。			(1) 事業内容						
(1) ハラル化粧品製造支援 222千円			ア ハラル化粧品製造・販売支援研修会の開催 産業労働部やジェトロ埼玉と協働し、次の内容の研修会を開催する。 ・ハラル及びハラル化粧品について ・ハラル化粧品GMPリファレンスについて ・ハラル認証の審査について ・ハラル化粧品の販売について など						
			イ ハラル化粧品のGMPリファレンスの見直し ウ ハラル化粧品に関する情報収集及び県内化粧品製造業者への情報提供 エ ハラル化粧品の製造を希望する県内業者からの相談対応						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)			(2) 事業計画						
			ア ハラル化粧品製造・販売支援研修会の開催 (年1回) イ ハラル化粧品のGMPリファレンスの見直し (年度内) ウ ハラル化粧品に関する情報収集及び県内化粧品製造業者への情報提供 (随時) エ ハラル化粧品の製造を希望する県内業者からの相談対応 (通年)						
3 地方財政措置の状況 なし			(3) 事業効果 ハラル化粧品の製造を希望する県内業者の増加 (令和元年度：2社)						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1=950千円			(4) その他 事業終期は令和6年3月31日を予定						
予算額			財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
決定額	222							222	△55
前年額	277							277	

令和 3年度予算見積調書

課室名: 薬務課

担当名: 総務・温泉・薬事相談担当

内線: 3624

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B116	薬局のかかりつけ機能強化推進事業		一般会計	衛生費	医薬費	薬務費	医薬分業支援事業費	
事業期間	平成28年度～	根拠法令	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律			宣言項目		SDGsゴール 3
					分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保		SDGsターゲット 3-8
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>平成27年10月に策定された「患者のための薬局ビジョン」の実現を目指し、地域包括ケアシステムを支える機関の一つである薬局のかかりつけ機能の強化を図る必要がある。</p> <p>そこで、認知症対応薬局の推進、ポリファーマシー（多剤併用に伴う薬物有害事象）対策の推進及び在宅医療の推進に関する事業を実施する。</p> <p>(1) 薬局のかかりつけ機能強化推進事業 1,200千円</p>			<p>(1) 事業内容 薬局のかかりつけ機能強化推進事業 1,200千円</p> <p>ア 認知症対応薬局の推進 かかりつけ薬剤師は認知症の疑いのある人に早期に気づき、受診を勧めたり、かかりつけ医などと連携して早期に対応できることが求められている。そこで、薬剤師認知症対応力向上研修会を開催する。</p> <p>イ ポリファーマシー対策の推進 複数の疾患を抱え多剤を処方される高齢者はそれに伴う薬物有害事象を生じることが多いため、薬剤師が他職種と連携してポリファーマシー対策事業を実施する。</p> <p>ウ 在宅医療の推進 在宅医療の推進には多職種連携が重要であり、薬剤師には在宅患者訪問薬剤管理指導や緩和ケアへの対応などが求められている。これまでも在宅患者の受入体制整備を進めてきたが、さらに強化するための研修を実施する。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 認知症対応薬局の推進 薬剤師認知症対応力向上研修会をWEBで2回実施する。（うち1回は地域包括ケア課が主催）</p> <p>イ ポリファーマシー対策の推進 平成30年度及び令和元年度に実施したモデル事業を踏まえ、保険者（市町村国保）や医師会と連携し、保険者努力支援制度を活用してポリファーマシー対策事業を実施する。</p> <p>ウ 在宅医療の推進 在宅医療推進のための研修会を開催する。</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>ア かかりつけ医や他職種との連携体制整備によるかかりつけ薬剤師・薬局の機能の強化</p> <p>イ 患者本位の有効かつ安全な薬物療法の確保</p> <p>(4) その他 令和元年12月に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正され、かかりつけ機能を有する薬局である地域連携薬局の認定制度が新たに創設された。（令和3年8月施行予定） 薬局のかかりつけ機能を強化し、地域連携薬局の定着を図る必要があることから、事業の終期は設定できない。</p>					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.4人=13,300千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	1,200	国庫支出金					1,200	△1,800
前年額	3,000	3,000					0	

令和 3年度予算見積調書

課室名: 薬務課
 担当名: 総務・温泉・薬事相談担当
 内線: 3624 (単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B118	災害時薬剤師育成事業費			一般会計	衛生費	医薬費	薬務費	災害時薬剤師育成事業費	
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	埼玉県災害時医療救護基本計画（令和元年度策定）	宣言項目	03	大地震など危機への備えの強化		SDGsゴール	11
	分野施策			020516	危機管理・防災体制の強化		SDGsターゲット	11-b	
1 事業概要			5 事業説明						
「埼玉県災害時医療救護基本計画」に規定される災害時の医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制を強化するため、「薬剤師災害リーダー」を育成する。 (1) 薬剤師災害リーダーの育成 1,940千円 (2) 薬剤師災害リーダーの活用 784千円			(1) 事業内容 ア 薬剤師災害リーダーの育成 1,940千円 一般社団法人埼玉県薬剤師会に委託して次の研修会を開催する。 (ア) 一般社団法人日本災害医学会の災害薬事研修コース (PhDLS) プロバイダーコース (イ) 一般社団法人日本災害医学会の災害薬事研修コース (PhDLS) インストラクターコース イ 薬剤師災害リーダーの活用 784千円 (ア) ア(イ)の研修会を受講者した者を埼玉県薬剤師災害リーダーとして委嘱する。 (イ) アの研修会の修了者を効果的に活用するため、検討会及び修了者のフォローアップを行う講習会を開催する。 (2) 事業計画 ア 薬剤師災害リーダー育成研修会の開催 (ア) 一般社団法人日本災害医学会の災害薬事研修コース (PhDLS) プロバイダーコース (2回/年) (イ) 一般社団法人日本災害医学会の災害薬事研修コース (PhDLS) インストラクターコース (1回/年) イ 埼玉県薬剤師災害リーダーの委嘱 ウ 薬剤師災害リーダー講習会の開催 (1回/年) (3) 事業効果 災害時の医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制の強化 (4) その他 ア 新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に薬剤師災害リーダー育成研修会が実施できなかったため、1年延長して令和4年度までとする。なお、薬剤師災害リーダー講習会は継続する必要があるため、事業の終期は設定できない。 イ 「薬剤師災害リーダー」の役割 (ア) 災害時に県災害対策本部に参集し、医薬品等の供給調整（優先順位の決定、数量調整、代替薬の提案など）や薬剤師チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う。（埼玉県薬剤師災害リーダー） (イ) 医薬品等の集積場所において、県災害対策本部との連携、代替薬提案への対応等を行う。 (ウ) 市町村の医療救護所等において医薬品等の需給の把握及び県災害対策本部への報告を行う。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円									
予算額			財源内訳					一般財源	前年との 対比
決定額	2,724							2,724	0
前年額	2,724							2,724	

令和 3年度予算見積調書

課室名: 薬務課

担当名: 総務・温泉・薬事相談担当

内線: 3624

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B177	薬事関係団体補助			一般会計	衛生費	医薬費	薬務費	薬事関係団体補助		
事業期間	昭和49年度～	根拠法令	なし				宣言項目	SDGsゴール 3		
							分野施策	020309 医薬品などの適正使用の推進 SDGsターゲット 3-8		
1 事業概要 「埼玉県薬事団体連合会」を育成強化することにより県民の保健衛生の向上を図る。 (1) 埼玉県薬事団体連合会補助 140千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 「埼玉県薬事衛生大会」の開催(1回) 薬に関する正しい知識の普及を図るため、「薬と健康の週間」(10月17日～23日)の事業の一環として、埼玉県と共催で「埼玉県薬事衛生大会」を開催し、薬事功労者等の顕彰及び講演等を行う。 イ 薬事衛生に関する研修(3回) 埼玉県薬事団体連合会の会員の資質向上を図るため、薬事衛生に関する研修を実施する。 ウ 会報の発行(1回) 会報を発行し、埼玉県薬事団体連合会等の事業内容、薬事制度の動向等について会員に情報提供する。 (2) 事業計画 ア 「埼玉県薬事衛生大会」の開催 イ 薬事衛生に関する研修 ウ 会報の発行 (3) 事業効果 医薬品等に関する正しい知識の普及及び会員の資質向上を図ることができる。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 埼玉県薬事団体連合会をはじめ、その会員である埼玉県薬剤師会、埼玉県製薬協会など11団体と連携し、薬事関係法令の遵守、薬事衛生に関する普及啓発などを通じて県民の保健衛生の向上を図っている。 (5) その他 効率的かつ円滑な団体育成指導及び行政運営に支障を来すおそれがあるため、事業終期は未定である。						
2 事業主体及び負担区分 県→埼玉県薬事団体連合会 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との対比
決定額	140							140	△10	
前年額	150							150		

令和 3年度予算見積調書

課室名：薬務課
 担当名：薬物対策・献血担当
 内線：3633 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業			
B178	埼玉県農薬危害防止推進協議会補助			一般会計	衛生費	医薬費	薬務費	埼玉県農薬危害防止推進協議会補助			
事業期間	昭和38年度～	根拠法令	なし				宣言項目		SDGsゴール 3		
							分野施策	020309 医薬品などの適正使用の推進	SDGsターゲット 3-9		
1 事業概要				5 事業説明							
<p>農薬による危害防止のため法令の周知徹底を図るとともに農薬の適正な使用法、管理等について普及指導を行い、農薬危害防止に万全を期すことを目的として設立された、埼玉県農薬危害防止協議会に対して、事業費の一部を補助する。</p> <p>(1) 埼玉県農薬危害防止推進協議会補助 140千円</p>				<p>(1) 事業内容 県民の保健衛生の維持向上のため、次の事業に関して埼玉県農薬危害防止推進協議会に対し補助を行う。 ア 農薬危害防止普及啓発宣言事業 イ 農薬危害防止活動強化促進事業 ウ 農薬危害防止強調期間設置事業</p> <p>(2) 事業計画 ア 農薬危害防止普及啓発宣言事業 (ア) 「農薬は正しく使いましょう」ポスターの作成配布 (イ) 農薬中毒の症状や治療法を記載した「農薬中毒の症状と治療法」の作成配布 (ウ) 農薬中毒予防用資材の配布 イ 農薬危害防止活動強化促進事業 (ア) 農薬危害防止強調期間に関係機関・関係団体への協力を求める。 (イ) 農薬使用者に対して、農薬の保管管理に関する調査指導を行う。 (ウ) 農薬危害防止講習会を開催する。 ウ 農薬危害防止強調期間設置事業 農薬の使用量が多い5月から8月を農薬危害防止強調期間と定め啓発活動等を行う。</p> <p>(3) 事業効果 農薬の使用に伴う死亡事故の報告なし</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 協議会の構成団体との連携(市長会、町村会、農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会埼玉県本部、農業共済組合、植物防疫協会、茶業協会、畜産会、農薬販売協会、漁業協同組合連合会、森林組合連合会、農業会議、医師会、薬剤師会、毒物劇物協会)</p> <p>(5) その他 国が主体となって毎年実施する「農薬危害防止運動」に基づく事業であり、終期は設定できず。</p>							
2 事業主体及び負担区分											
なし											
3 地方財政措置の状況											
なし											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員											
9,500千円×0.1人=950千円											
				財 源 内 訳				一般財源	前年との対比		
予算額											
決定額	140									140	△10
前年額	150									150	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：在宅医療推進担当
 内線：3545 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B31	病床機能転換促進事業			一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	地域保健医療計画推進費	
事業期間	平成28年度～ 令和 7年度	根拠法令				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
						分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	
1 事業の概要				5 事業説明					
<p>増大する医療需要に対応するために、病床機能に応じた患者受入体制の構築、医療機関相互の連携などを図る「医療機能の分化・連携」を推進する必要があることから、今後、埼玉県地域医療構想において不足が推計されている回復期病床への機能転換を行う医療機関の取組みを支援する。</p> <p>(1) 病床機能転換促進事業 268,960千円</p>				<p>(1) 事業内容 病床機能転換促進事業 268,960千円 急性期病床から回復期病床（急性期を経過した患者の受入れや在宅への復帰支援などの機能を持つ地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床）への転換を行う医療機関に対して、施設整備費及び設備整備費に関する助成を行う。</p> <p>ア 施設整備費 新築・増改築及び改修に要する工事費 補助基準額(上限額) 新築・増改築 転換病床1床あたり 9,000千円 (補助率1/2) 改修 転換病床1床あたり 3,333千円 (補助率1/2)</p> <p>イ 設備整備費 医療機器等の備品購入費 補助基準額(上限額) 1施設あたり 10,800千円 (補助率1/2)</p> <p>(2) 事業計画 平成28年度 事業開始 平成30年度～ 地域医療構想調整会議での報告</p> <p>(3) 事業効果 自院完結型ではなく、他の急性期病院や地域の在宅支援診療所、高齢者施設等と連携した地域完結型医療の構築を目指す事業計画への助成を行うことで、高度急性期から回復期、在宅医療等まで切れ目のない医療提供体制の整備が促進される。</p> <p>(4) その他 病床機能転換を行う病院について、病院の具体的な役割、地域に必要な医療機能、回復期に転換する病床数などを各二次保健医療圏で開催される地域医療構想調整会議に報告し、当会議での病床の機能分化・連携についての検討に反映させる。</p>					
2 事業主体及び負担区分 (県1/2) 事業者1/2									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円									
				財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
予算額		繰入金							
決定額	268,960	268,960						0	33,161
前年額	235,799	235,799						0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3538

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B51	周産期医療従事者処遇改善事業費			一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	医師確保対策費	
事業期間	平成21年度～ 令和 5年度	根拠法令				宣言項目		SDGsゴール	3
						分野施策	020308 医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット	3-1, 3-2
1 事業の概要				5 事業説明					
産科、小児科（新生児医療）を担当する医師等の不足により診療体制の維持が困難な病院が増加している。そこで、これらの医師等の処遇改善を図ることにより、人材を確保し、医療機関の体制を維持するため、手当の一部を補助する。				(1) 事業内容					
(1) 産科医等手当支給支援事業 57,000千円				ア 産科医等手当支給支援事業 57,000千円					
(2) 新生児救急担当医手当支給支援事業 4,500千円				イ 新生児救急担当医手当支給支援事業 4,500千円					
				(2) 事業計画					
				ア 産科医等手当支給支援事業					
				分娩を取り扱う医師等に分娩手当を支給する医療機関等に対して、その一部を補助する。					
				(7) 対象 分娩を取り扱う医療機関（病院、診療所）、分娩を取り扱う助産所					
				(イ) 手当単価 1分娩当たり10,000円					
				(ウ) 分娩取扱見込 17,100件					
				イ 新生児救急担当医手当支給支援事業					
				新生児医療を担う医師の処遇改善を図るため、NICUを利用する新生児の診療を担う小児科医に対する手当の一部を補助する。					
				(7) 対象 NICUを有する医療機関					
				(イ) 手当単価 新生児1人の入院当たり10,000円					
				(ウ) NICU入院見込 1,350件					
2 事業主体及び負担区分				(3) 事業効果					
(1)、(2) (県1/3) 事業者2/3				手当等を支給することにより、医師・看護師等の処遇改善を推進し、離職防止を図った。					
				平成26年度 産科医：49施設、新生児：4施設					
				平成27年度 産科医：46施設、新生児：4施設					
				平成28年度 産科医：47施設、新生児：4施設					
				平成29年度 産科医：49施設、新生児：4施設					
				平成30年度 産科医：47施設、新生児：4施設					
				令和元年度 産科医：43施設、新生児：4施設					
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.2人=2,850千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		繰入金							
決定額	61,500	61,500						0	
前年額	61,500	61,500						0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3559

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B39	県北地域の救急医療体制確保対策事業		一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	医師確保対策費	
事業期間	平成26年度～	根拠法令	なし		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	020308 医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット	3-2, 3-3, 3-4, 3-6
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>県北地域、特に児玉地区の群馬県への救急搬送割合は県平均に比べて突出して高くなっており、地元の市町だけでは対応しきれない状況となっている。</p> <p>このことから、当該事実を前提に、児玉地区の市町が行う児玉地区の小児救急医療体制の充実に向けた病院支援の取組に対して支援を行い、県北地域の救急医療体制の充実を図るものである。</p> <p>県北地域の救急医療体制確保対策事業 3,865千円</p>			<p>(1) 事業内容 児玉地区小児救急医療支援事業 児玉地区の市町：3,865千円</p> <p>(2) 事業計画 児玉地区の市町が行う児玉地区の小児救急医療体制の充実に向けた病院支援の取組に対して支援を行う。</p> <p>(3) 事業効果 地区内に小児の二次輪番病院のない児玉地区において、平日夜間の受入先を確保することができるなど、当該地区については県北地域の小児救急医療体制の充実・強化が図られる。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (県1/2) 市町1/2								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
決定額	3,865	繰入金					0	△549
前年額	4,414						0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：総務・医療企画担当
 内線：3535 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B25	特殊救急医療体制（耳鼻咽喉科）整備事業費		一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	医師確保対策費		
事業期間	平成26年度～	根拠法令				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
				分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-8		
1 事業の概要			5 事業説明						
救急医療のうち、休日に救急電話相談で受診先を案内することが困難な耳鼻咽喉科診療について、東西2地区の輪番体制による初期救急と、初期救急では対応が難しい重症患者を診療する二次救急体制を整備する事業を実施する。 (1) 特殊救急医療体制（耳鼻咽喉科）事業 16,990千円									
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との対比
決定額	16,990	繰入金	16,990					0	△1,641
前年額	18,631	繰入金	18,631					0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：総務・医療企画担当
 内線：3535 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B26	埼玉県地域医療介護総合確保基金積立金（医療分）			一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	地域医療介護総合確保基金積立金		
事業期間	平成26年度～	根拠法令	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条、地方財政法第10条	宣言項目	02	健康・医療・介護の安心確保		SDGsゴール	3	
	分野施策				020307	地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-8		
1 事業の概要				5 事業説明						
<p>「団塊の世代」の方々が75歳以上となる2025年を見据えた医療・介護サービスの提供体制の整備を図るための事業を実施するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（医療介護総合確保促進法）に基づく地域医療介護総合確保基金を積み立てるとともに、当基金の運用益を積み立てる。 埼玉県地域医療介護総合確保基金積立金 1,814,239千円</p>				<p>(1) 事業内容</p> <p>「団塊の世代」の方々が75歳以上となる2025年を見据えた医療・介護サービスの提供体制の整備を図るための事業を実施するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（医療介護総合確保促進法）に基づく地域医療介護総合確保基金を積み立てるとともに、当基金の運用益を積み立てる。</p> <p>(2) 基金対象事業 県計画に定める次の事業 ・地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 ・居宅等における医療の提供に関する事業 ・医療従事者の確保に関する事業</p> <p>(3) 事業計画</p> <p>令和3年度積立額 1,802,752千円（国庫負担金：1,201,834千円 一般財源：600,918千円） 11,487千円（基金運用益）※見込み</p> <p>(4) 事業効果 基金事業の執行に要する経費を、安定して確保することができる。</p> <p>(5) その他 国の方針が決定していないため、終期は未定</p>						
2 事業主体及び負担区分 (国2/3・県1/3)										
3 地方財政措置の状況 普通交付税（単位費用）（款）衛生費（細目）医療行政費（細目）共通費（積算内容）医療・介護サービス提供体制改革のための新たな基金の積立に要する経費 地方財政法第10条に基づく国庫負担金										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員なし										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比
		国庫支出金	財産収入							
決定額	1,814,239	1,201,834	11,487					600,918	△259,833	
前年額	2,074,072	1,374,286	12,642					687,144		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課

担当名：医務担当

内線：3539

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
A22	医務事業費			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	医務事業費		
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	医療法、医療法施行条例、医師法医事関係法令及び執行機関の附属機関に関する条例	宣言項目				SDGsゴール	3	
				分野施策			020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-8	
1 事業概要				5 事業説明						
<p>県民が安心して受診できる医療機関及び医療関係施設に係る医療提供体制の整備を行い、医療の安全と医療に対する県民の信頼を確保する。</p> <p>(1) 医務事業費 724千円 (2) 医療審議会 1,284千円 (3) 救急医療機関審査会 467千円</p>				<p>(1) 事業の内容</p> <p>ア 医務事業費（医事関係法令に適合した医療の確保） 724千円</p> <p>イ 県下の病院等の立入検査 (イ) 病院・診療所の開設許可及び使用許可 (ロ) 医療法人の認可及び指導 (ハ) 医療関係公益法人の許認可及び指導 (ニ) 病気の診断や健康診断のために採取された血液等の検体を医療機関から集めて検査を行う衛生検査所の登録及び指導 (ホ) その他医療法をはじめとする医療関係諸法に基づく指導</p> <p>イ 医療審議会 1,284千円 (イ) 本会議 委員数18人(一般18人) 年3回 (委員の任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日) (ロ) 法人部会 委員数 7人(一般 7人) 年2回</p> <p>ウ 救急医療機関審査会 467千円 (イ) 委員数10人(一般9人、県職員1人) 年3回 (ロ) 委員の任期：令和2年8月1日～令和4年7月31日</p> <p>(2) 事業計画 年間を通じ、保健所を起点として関係法令に適合した医療の確保及び、医療審議会、救急医療機関審査会の円滑な開催に努める。</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>ア 病院等立入検査件数 平成29年度 376件、平成30年度 407件、令和元年度 379件 イ 医療法人設立認可数 " 71件、 " 41件、 " 47件 ウ 救急医療機関認定数 " 55件、 " 40件、 " 103件 エ 医療相談件数 " 3,740件、 " 3,362件、 " 3,620件</p>						
2 事業主体及び負担区分 (1)～(3) (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×6.7人=63,650千円										
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比
決定額	2,475	使用料・手数料	10,437						△7,962	252
前年額	2,223		10,437						△8,214	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課

担当名：医務担当

内線：3539

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B29	施術所広告適正化指導事業			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	医務事業費		
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法	宣言項目			分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsゴール 3 SDGsターゲット 3-8	
1 事業概要 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師施術所の広告について、国の広告ガイドラインに沿った指導を実施する。 (1) 施術所広告適正化指導事業 1,539千円				5 事業説明 (1) 事業の内容 ア 施術所広告適正化指導事業 1,539千円 イ 県内施術所に対する広告ガイドライン等の周知 ロ 県民に対する適正な施術所広告の案内、取り締まり強化の周知 (2) 事業計画 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に基づく広告制限において、国から広告ガイドラインが発出されることに伴い、広告ガイドラインの周知を図るとともに、取り締まり強化に対応した体制を整備し、広告ガイドラインに従わない施術所に対する指導の強化の周知を図っていく。 (3) 事業効果 ア 令和元年度末の届出施術所数 あはき施術所 4,238 あはき専業出張 2,913 柔道整復師施術所 2,992 計 10,143						
2 事業主体及び負担区分 県10/10										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.5人=4,750円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との対比
決定額	1,539							1,539	△356	
前年額	1,895							1,895		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課

担当名：医務担当

内線：3539

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B28	オンライン診療普及推進事業			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	医務事業費		
事業期間	令和 3年度～	根拠法令	医療法				宣言項目	02	健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3
				分野施策			SDGsターゲット 3-8			
1 事業概要 医療機関を受診する機会の拡大による県民の利便性向上並びに感染症流行時の医療機関における感染拡大の抑制を図るため、オンライン診療の普及促進を行い、県民の安心・安全を確保する。 (1) オンライン診療導入促進研修 2,539千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア オンライン診療導入促進研修 2,539千円 (ア) 医療機関に対するオンライン診療導入促進のための研修を実施 (2) 事業計画 オンライン診療を実施する医療機関の一層の拡大及び医師等への周知啓発を行い、医療機関を受診する機会拡大による県民の利便性の向上並びに医療機関における感染リスクの抑制を図る。 (3) 事業効果 オンライン診療体制の強化 (オンライン診療実施医療機関数)						
2 事業主体及び負担区分 (1) (県10/10)										
3 地方財政措置の状況										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500円×1人=9,500円										
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比	
決定額	2,539							2,539	2,539	
前年額	0							0		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：医務・医療安全相談担当
 内線：3539 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
A25	臨床検査精度管理指導費		一般会計	衛生費	医薬費	医務費	臨床検査精度管理指導費		
事業期間	平成14年度～	根拠法令	臨床検査技師等に関する法律			宣言項目		SDGsゴール	3
			分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-8			
1 事業概要 衛生検査所、病院など臨床検査実施施設における検査精度の向上を図ることにより県民の健康を守る。 (1) 衛生検査所指導費 2,109千円 (2) 臨床検査精度管理オープン調査 3,276千円			5 事業説明 (1) 事業の内容 ア 衛生検査所・検体検査室指導費 2,109千円 イ 臨床検査精度管理専門委員連絡会議の開催 ロ 立入検査：全衛生検査所に対して2年に1回実施、また400床以上の病院の検体検査室に対して実施 ハ 実地検査：新規登録時等に実施 ニ 臨床検査精度管理ブラインド調査 調査用検体であることを秘匿して行うブラインド方式により衛生検査所を対象に年1回実施 イ 臨床検査精度管理オープン調査 3,276千円 県医師会の実施する臨床検査精度管理調査に対する助成 (2) 事業計画 定例の立入検査のほか、問題のある衛生検査所については、随時立入検査を実施する。 (3) 事業効果 ア 立入検査実施件数 平成29年度 7件、平成30年度 6件、令和元年度 5件 イ 臨床検査精度管理オープン調査参加施設数 " 236件、" 234件、" 235件 ウ 臨床検査精度管理ブラインド調査実施施設数 " 12件、" 12件、" 12件						
2 事業主体及び負担区分 (1) (県10/10) (2) (県1/2) 事業者1/2									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円									
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比	
決定額	5,385						5,385	0	
前年額	5,385						5,385		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課

担当名：医務担当

内線：3539

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
A26	異状死死因究明事業費		一般会計	衛生費	医薬費	医務費	行政解剖推進事業費		
事業期間	平成19年度～	根拠法令	死体解剖保存法、死因究明等推進基本法			宣言項目		SDGsゴール 3	
					分野施策	020307 地域医療体制の充実		SDGsターゲット 3-8	
1 事業概要			5 事業説明						
<p>(1) 死因究明等推進協議会 埼玉県と関係団体で構成する死因究明等推進協議会を開催し、埼玉県内の異状死に係る施策の検討と検査や解剖等の体制整備に努める。 190千円</p> <p>(2) 解剖委託料 突然死等、事件性は薄い、死因が明らかでない異状死体の解剖を行い、正確な死因を究明することにより、県民の安心・安全な生活の確保を図る。 246千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 死因究明等推進協議会 190千円 埼玉県と関係団体で構成する死因究明等推進協議会を開催し、埼玉県内の異状死に係る施策の検討と検査や解剖等の体制整備に努める。</p> <p>イ 異状死死体解剖委託料 246千円 突然死等の事件性は薄いものの死因が明らかでない異状死の解剖の実施を埼玉医科大学、日本大学及び帝京大学病院に委託する。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 協議会を年1回開催する。 ・委員報償費等 152千円 ・開催費用 22千円 ・事務局事務費 16千円</p> <p>イ 年間を通じ、解剖が必要となった場合において、随時解剖を実施する。 ・解剖 123千円×2体=246千円</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>協議会の開催 平成29年度 0回、平成30年度 1回、令和元年度 0回 承諾解剖実施件数 平成29年度 0件、平成30年度 0件、令和元年度 0件</p>						
2 事業主体及び負担区分									
(1) (国1/2・県1/2)									
(2) (国1/2・県1/2)									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.2人=1,900千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との対比
決定額	436	国庫支出金	218					218	0
前年額	436	国庫支出金	218					218	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3559

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B35	救急医療対策費			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	救急医療対策費	
事業期間	昭和53年度～	根拠法令	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、救急医療対策事業実施要綱			宣言項目		SDGsゴール	3
					分野施策	020307 地域医療体制の充実		SDGsターゲット	3-2, 3-3, 3-4, 3-6
1 事業概要			5 事業説明						
<p>県民の命を守るための救急医療施設の運営事業に対して助成すること等により、重層的な救急医療体制の整備を促進する。</p> <p>(1) 救急医療体制整備対策費 5,762千円 (2) 救急医療施設等運営費補助金 1,581,953千円 (3) 救急患者受入実態調査費 379千円 (4) 小児救命体制緊急整備費 20,312千円 (5) 救急医療情報システム保守管理費 28,930千円 (6) 母体救命コントロールセンター運営事業 43,349千円 (7) 救急医療未払医療費対策事業費 6,405千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 救急医療体制整備対策費 5,762千円 救急医療体制の強化に向けた医療関係者等を交えた会議を開催し、救急医療体制の構築・活性化を図る。 イ 救急医療施設等運営費補助金 1,581,953千円 小児救急医療施設、救命救急センター及び小児救命救急センターの運営経費を補助する。 ウ 救急患者受入実態調査費 379千円 「傷病者の搬送及び受入に関する実施基準」に沿った搬送・受入状況等に関する調査を行う。 エ 小児救命体制緊急整備費 20,312千円 小児救命救急センターの設備整備費及び研修事業費を補助する。 オ 救急医療情報システム保守管理費 28,930千円 救急医療情報システムの保守管理を行う。 カ 母体救命コントロールセンター運営事業費 43,349千円 重篤な状態にあり救命措置を必要とする妊産婦を、受入れまたは受入先の手配等を行う。 キ 救急医療未払医療費対策事業費 6,405千円 救急患者に係る医療機関の未回収金を補填し、救急医療機関の負担軽減を図る。</p> <p>(2) 事業効果 県民に対し、充実した救急医療体制を確保することができる。</p>						
2 事業主体及び負担区分									
<p>(1)、(6)(県10/10)(2)(県2/3)市1/3、(県10/10)、(国1/3県1/3)事業者1/3、(国1/3県2/3)事業者0(3)(国10/10) (4)(国1/3県1/3)事業者1/3、(県10/10)(5)(国1/3県2/3)、 (7)(県1/3)事業者2/3</p>									
3 地方財政措置の状況									
<p>普通交付税(単位費用) (区分)衛生費(細目)医療行政費 (細節)特別医療対策費 (積算内容)救急医療施設運営費等補助</p>									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×3.8人=36,100千円									
			財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金	繰入金						
決定額	1,687,090	676,648	255,388					755,054	163,970
前年額	1,523,120	559,474	255,145					708,501	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3672

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B38	搬送調整体制強化事業費			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	救急医療対策費		
事業期間	平成26年度～	根拠法令				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3	
						分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-2, 3-3, 3-4, 3-6	
1 事業の概要 搬送困難事案の最後の受け皿として、救命救急センターを有する医療機関に搬送調整を行う専任医師を配置するとともに、消防法における「傷病者の搬送及び傷病者の受入れに関する基準」の検証などを通じて地域の円滑な救急搬送受入体制を構築する。 専任医師の配置 24,982千円				5 事業説明 (1) 事業内容 救命救急センターを有する医療機関に搬送困難事案の搬送調整をはじめ、県内救急医療体制の充実のための業務を行う専任医師を配置する。 24,982千円 【専任医師の要件】 ・救急医療に従事する医師で救急医療機関など関係機関・団体との調整等の業務を担うために必要な知識・経験を有する医師 等 【専任医師の役割】 ・搬送先医療機関の確保、調整 →9回以上受入れを断られた救急搬送患者の搬送先の調整、自院での受入れ ・救急医療機関及び後方支援病院の確保、支援 ・救急医療の地域における諸課題の把握、分析 ・消防機関・医療機関等に対する指導、助言 等 (2) 事業計画 専任医師の配置について、救命救急センターを有する医療機関に業務委託を行う。 (3) 事業効果 救急搬送困難事案の削減						
2 事業主体及び負担区分 国1/2・県1/2										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.5人=4,750千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との対比
決定額	24,982	国庫支出金						12,491	0	
前年額	24,982	国庫支出金						12,491		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3643

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B43	救急・小児救急・周産期医療施設整備事業費		一般会計	衛生費	医薬費	医務費	救急医療対策費		
事業期間	平成25年度～ 令和 5年度	根拠法令	医療提供体制施設整備交付金交付要綱			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	11, 13
					分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	11-5, 11-b, 13-1	
1 事業の概要 周産期、救急、小児救急の医療機能の充実・強化を計画している医療機関について必要な補助を行う (1) 救急・小児救急・周産期医療施設整備事業費 108,117千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 救急・小児救急・周産期医療施設整備事業費 108,117千円 イ 救急、小児救急、周産期における病床整備対象医療機関の整備 ・二次救急医療体制の整備 時間外・夜間・休日の救急受け入れ体制を整備し、第二次救急患者の受入体制を強化する。 ・三次救急医療体制の整備 集中治療室や心臓病専用治療室等を整備し、第三次救急患者の受入体制を強化する。 (2) 事業計画 ア 工期：平成25年度～令和5年度 (3) 事業効果 救急・小児救急・輪番病院の施設拡充及びNICUの整備を政策的に誘導し、救急・小児救急医療体制及び周産期医療体制を強化できる。 (4) 前年度からの主な変更点 二次救急医療体制の整備 対象施設1 → 対象施設1 三次救急医療体制の整備 対象施設2 → 対象施設1 当該年度進捗率の増による増額						
2 事業主体及び負担区分 (1) (国1/3) 事業者2/3									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.5人=4,750千円									
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比	
決定額	108,117	国庫支出金	108,117				0	68,285	
前年額	39,832		39,832				0		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3643

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B42	救命医療体制施設・設備整備事業費			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	救急医療対策費	
事業期間	平成24年度～ 令和 5年度	根拠法令	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	11, 13
					分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	11-5, 11-b, 13-1	
1 事業の概要			5 事業説明						
救命救急センター及び周産期母子医療センターの機能を強化するため、医療機器等の整備に係る経費を助成する。			(1) 事業内容						
(1) 救命救急医療機能強化事業 81,410千円			ア 救命救急医療機能強化事業 81,410千円 救命救急センターとして必要な、医療機器及び重症熱傷患者用備品等の整備に係る経費を助成する。						
(2) 周産期医療機能強化事業 41,183千円			イ 周産期医療機能強化事業 41,183千円 周産期母子医療センターとして必要な、医療機器等の備品整備に係る経費を助成する。						
			(2) 事業計画						
			ア 救命救急医療機能強化事業 対象数 6医療機関						
			イ 周産期医療機能強化事業 対象数 4医療機関						
			(3) 事業効果						
			ア 平成28年度						
			(イ) 救命救急医療機能強化事業 (4医療機関：血管造影X線診断装置等)						
			(イ) 周産期医療機能強化事業 (2医療機関：分娩監視システム等)						
			イ 平成29年度						
			(イ) 救命救急医療機能強化事業 (6医療機関：超音波画像診断装置等等)						
			(イ) 周産期医療機能強化事業 (2医療機関：閉鎖式保育器等)						
			ウ 平成30年度						
			(イ) 救命救急医療機能強化事業 (6医療機関：人工呼吸器等)						
			(イ) 周産期医療機能強化事業 (2医療機関：インフォウオーマー等)						
			エ 令和元年度						
			(イ) 救命救急医療機能強化事業 (5医療機関：血管造影装置等)						
			(イ) 周産期医療機能強化事業 (2医療機関：超音波診断装置等)						
2 事業主体及び負担区分									
(1) (国1/3・県1/3) 事業者1/3									
3 地方財政措置の状況									
普通交付税(単位費用)									
(区分) 衛生費(細目) 医療行政費									
(細節) 特別医療対策費									
(積算内容) 救急医療施設運営費等補助									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.1人=950千円									
			財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
予算額			国庫支出金						
決定額	122,593	61,294						61,299	△73,702
前年額	196,295	98,145						98,150	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3559

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B40	転院コーディネーター事業費			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	救急医療対策費	
事業期間	平成27年度～	根拠法令	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、救急医療対策事業実施要綱			宣言項目		SDGsゴール	3
					分野施策	020307 地域医療体制の充実		SDGsターゲット	3-2, 3-3, 3-4, 3-6
1 事業の概要			5 事業説明						
地域の実情に精通した看護師、社会福祉士等の医療従事者による「転院コーディネーター」の医療機関への配置を支援する。 転院コーディネーター事業 64,820千円			(1) 事業内容 転院コーディネーター事業 64,820千円 急性期を脱した救急患者が救急医療機関の救急医療病床から転床・転院する際に、施設内・施設間の連携・調整を行う転院コーディネーターの person 費に対する補助 9,724千円 (国庫基準額) × 補助率1/3 × 20医療機関 (2) 対象医療機関 救命救急センター及び搬送困難事案受入医療機関支援事業の対象となる医療機関 20医療機関 (3) 事業効果 急性期を脱した救急患者の円滑な転床・転院を促進し、救急医療用病床を有効に活用するとともに、医師等の負担を軽減する。 (4) 予算の終期の設定ができない理由 埼玉県の救急搬送数は年々増加傾向にある。また、高齢化が進行する中で今後もこの傾向が継続することが予想される。そのような状況において、今後も救急医療への取組は必要不可欠であり、事業終期を設定することが不可能であるため。						
2 事業主体及び負担区分 (国1/3・県0) 事業者2/3									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円 × 1人 = 9,500千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	64,820	国庫支出金	64,820					0	0
前年額	64,820	国庫支出金	64,820					0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3672

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B37	搬送困難事案受入医療機関支援事業費		一般会計	衛生費	医薬費	医務費	救急医療対策費	
事業期間	平成26年度～	根拠法令				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3
						分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット 3-2, 3-3, 3-4, 3-6
1 事業概要			5 事業説明					
<p>長時間搬送先が見つからない救急患者を一定の条件下で断らずに受け入れることに合意した医療機関に対し補助する。</p> <p>また、搬送困難事案になりやすい疾患に対し、輪番体制や医療機関同士の連携体制を構築することなどにより、搬送困難事案の一層の削減を図る。</p> <p>(1) 搬送困難事案受入医療機関支援事業 408,908千円</p> <p>(2) 精神合併症患者連携体制整備事業 58,152千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 搬送困難事案受入医療機関支援事業 408,908千円 緊急又は重症の疑いがあると救急隊が判断した患者が2回以上受入れを断られた場合等に原則として断らずに受け入れる医療機関に対し、医師人件費や空床確保費用を補助する。 【補助対象】 県メディカルコントロール協議会との間で、受入医療機関確保基準(6号基準)を締結した医療機関</p> <p>イ 精神合併症患者連携体制整備事業 58,152千円 救急医療機関で身体症の治療が施され容体が安定した患者が、精神疾患により治療又は入院が必要な場合に、原則として断らずに受け入れる旨の協定を締結した精神科医療機関に対し、医師人件費や空床確保費用を補助する。 【補助対象】 救急医療機関との間で合併症患者を協力して受け入れる旨の協定を締結した精神科医療機関</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 搬送困難事案受入医療機関支援事業 1病院当たり 47,935千円(受入実績に応じて変動) × 2/3 × 12病院 76,285千円 × 1/3 × 1病院</p> <p>イ 精神合併症患者連携体制整備事業 1病院当たり 29,077千円 × 2/3 × 3病院</p> <p>(3) 事業効果 搬送困難事案の削減</p>					
2 事業主体及び負担区分								
<p>(1) (国1/3, 県1/3) 事業者1/3</p> <p>(2) (県2/3) 事業者1/3</p>								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×2人=19,000千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金					
決定額	467,060	217,168	58,152				191,740	
前年額	441,632	191,740	58,152				191,740	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3672 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B36	救急電話相談運営事業費			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	救急医療対策費	
事業期間	平成29年度～	根拠法令	医療提供体制推進事業費交付要綱 救急医療対策事業実施要綱	宣言項目			02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
				分野施策			020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-2, 3-3, 3-4, 3-6
1 事業概要				5 事業説明					
急な病気やけがについて、県民が＃7119に電話することにより、24時間365日、看護師による相談又は受診可能な医療機関の案内を受けるとともに、AIを活用したチャット形式の救急相談機能を整備する。 これにより、県民の不安解消及び軽症患者の集中による救急医療機関の負担の軽減を実現する。 (1) 大人の救急電話相談事業 (2) 小児救急電話相談等事業 ア 小児救急電話相談事業 イ こどもの健康、みんなで支え愛事業 ウ 小児医療研修事業 (3) 救急医療情報センター運営事業 (4) 救急電話相談AI活用事業				(1) 事業内容 ア 大人の救急電話相談事業 146,371千円 イ (ア) 小児救急電話相談事業 175,548千円 (イ) こどもの健康、みんなで支え愛事業 750千円 (ウ) 小児医療研修事業 1,285千円 ウ 救急医療情報センター運営事業 80,267千円 エ 救急電話相談AI活用事業 15,000千円 (2) 事業内容 急な病気やけがについて、県民が＃7119に電話することにより、24時間365日、大人・子供を問わず看護師による相談又は受診可能な医療機関の案内を受けられる体制を整備する。 また、AIを活用して、いつでも気軽に相談できるチャット形式の救急相談機能を整備することにより、新たな利用者の拡大を図り、適正受診を推進する。 (3) 事業効果 ア 急な病気やけがに対する県民の不安解消。 イ 適切な医療機関の選択等による適正受診の推進。 ウ 軽症患者の集中による救急医療機関の負担の軽減。 エ 将来的な相談員の人件費増加の抑制。					
2 事業主体及び負担区分									
(1) (県10/10)									
(2) (県10/10)									
(3) (国1/3・県2/3)									
(4) (県10/10)									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.8人=7,600千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金						
決定額	419,221	25,333	163,736					230,152	112
前年額	419,109	25,221	154,736					239,152	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：総務・医療企画担当
 内線：3535

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業																																									
B27	彩の国医療機関整備資金貸付事業費		一般会計	衛生費	医薬費	医務費	彩の国医療機関整備資金貸付事業費																																									
事業期間	平成 7年度～ 令和 8年度	根拠法令	彩の国医療機関整備資金貸付要綱			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3																																								
					分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット 3-3																																									
1 事業概要			5 事業説明																																													
医療機関向けの低利な制度融資を設けるため、県は、貸付金原資の一部を金融機関に預託する。この制度融資により、高度専門特殊医療の充実など、医療機関に係る施設・設備等の整備を図る。 (1) 彩の国医療機関整備資金(継続分) 107,667千円			(1) 事業内容 ア 高度専門特殊医療の充実など、医療機関に係る施設・設備等の整備を図る。 イ 医療機関に係る施設・設備等の整備には、多額の経費を要する。そのため、医療機関が負担する経費を軽減させる必要がある。 (2) 事業計画 ア 継続融資を行う。 (ア) アメニティ資金 ・新規融資の期間：平成7年度～平成15年度 ・対象：療養環境、安全環境、特殊診療等施設・設備の整備 (イ) スーパー・アメニティ資金 ・新規融資の期間：平成7年度～平成10年度 ・対象：一定の基準を満たす療養環境の整備 (ウ) 政策融資 ・新規融資の期間：平成17年度～平成18年度 ・対象：高度専門特殊医療施設・設備の整備 (3) 事業効果 県民に対し、充実した医療提供体制を確保することができる。 (4) 事業実績 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>預託額</th> <th>融資残高(継続分)</th> <th>融資件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年度</td><td>2,679,740千円</td><td>17,691,351千円</td><td>182件</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>2,285,563千円</td><td>15,013,066千円</td><td>172件</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>1,816,130千円</td><td>11,820,549千円</td><td>156件</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>1,467,728千円</td><td>9,639,192千円</td><td>139件</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,049,433千円</td><td>6,982,040千円</td><td>110件</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>695,318千円</td><td>4,837,203千円</td><td>104件</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>506,028千円</td><td>3,542,725千円</td><td>70件</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>344,274千円</td><td>2,409,947千円</td><td>40件</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>213,846千円</td><td>1,496,935千円</td><td>24件</td></tr> </tbody> </table>							預託額	融資残高(継続分)	融資件数	平成24年度	2,679,740千円	17,691,351千円	182件	平成25年度	2,285,563千円	15,013,066千円	172件	平成26年度	1,816,130千円	11,820,549千円	156件	平成27年度	1,467,728千円	9,639,192千円	139件	平成28年度	1,049,433千円	6,982,040千円	110件	平成29年度	695,318千円	4,837,203千円	104件	平成30年度	506,028千円	3,542,725千円	70件	令和元年度	344,274千円	2,409,947千円	40件	令和2年度	213,846千円	1,496,935千円	24件
	預託額	融資残高(継続分)	融資件数																																													
平成24年度	2,679,740千円	17,691,351千円	182件																																													
平成25年度	2,285,563千円	15,013,066千円	172件																																													
平成26年度	1,816,130千円	11,820,549千円	156件																																													
平成27年度	1,467,728千円	9,639,192千円	139件																																													
平成28年度	1,049,433千円	6,982,040千円	110件																																													
平成29年度	695,318千円	4,837,203千円	104件																																													
平成30年度	506,028千円	3,542,725千円	70件																																													
令和元年度	344,274千円	2,409,947千円	40件																																													
令和2年度	213,846千円	1,496,935千円	24件																																													
2 事業主体及び負担区分 (1) (県10/10)																																																
3 地方財政措置の状況 なし																																																
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.5人=4,750千円																																																
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比																																								
			諸収入																																													
決定額	107,667	107,667					0	△106,179																																								
前年額	213,846	213,846					0																																									

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3643 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B41	災害医療体制強化推進事業			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	災害医療体制整備費	
事業期間	平成18年度～	根拠法令	災害対策基本法、災害救助法、埼玉県地域防災計画、医療法			宣言項目	03 大地震など危機への備えの強化	SDGsゴール	11, 13
					分野施策	020516 危機管理・防災体制の強化	SDGsターゲット	11-5, 11-b, 13-1	
1 事業概要			5 事業説明						
<p>大規模な災害が毎年発生する中、災害拠点病院やDMAT、地域の医療関係者の活動がますます重要になっている。</p> <p>そこで、県独自の「災害時連携病院」及び県内で活動する「地域DMAT」制度を創設するとともに地域の関係機関の連携訓練を実施し、災害対応能力を強化することで、本県の医療提供体制を確立する。</p> <p>(1) 災害医療体制整備事業 17,566千円 (2) 地域の災害医療体制強化事業 10,697千円 (3) 災害時医療人材養成事業 1,233千円 (4) 埼玉DMAT養成事業 10,646千円 (5) 地域の災害対応能力強化・連携事業 5,446千円</p>			<p>(1) 事業内容 大規模な災害に備えるため、東日本台風（令和元年10月）の教訓を踏まえつつ、地域で災害対応の中核を担う人材のレベルアップを図る。また、災害拠点病院に加え、災害時の患者受入れの拠点となる災害時連携病院を指定することで、本県医療体制の更なる強化を推進する。</p> <p>ア 災害医療体制整備事業 17,566千円 (ア) 災害拠点病院・埼玉DMAT整備事業 (イ) 災害時通信機器整備事業 イ 地域の災害医療体制強化事業 10,697千円 ウ 災害時医療人材養成事業 1,233千円 エ 埼玉DMAT養成事業 10,646千円 オ 地域の災害対応能力強化・連携事業 5,446千円</p> <p>(2) 事業計画 ア 災害時連携病院の指定 R3年度～ イ 地域DMATの登録の実施 ウ 埼玉DMAT養成研修の実施、インストラクター養成 R3年度 10人・統括DMAT養成 R3年度 4人 エ 地域の関係機関の連携訓練 R3年度 7保健所、R4年度 6保健所</p> <p>(3) 事業効果 ア 災害時連携病院の指定数 R3年度 10病院 イ 埼玉DMAT（地域DMAT含む）指定数 R5年度末 60隊以上（第7次県地域保健医療計画） ウ 地域ごとのコーディネート機能の確認を行う災害訓練の年間実施回数 R1年度末 3回 → R5年度末 10回</p>						
2 事業主体及び負担区分									
<p>(1) 国10/10、国1/3・県2/3、県10/10 (2) (3) (4) (5) 県10/10</p>									
3 地方財政措置の状況									
<p>普通交付税（単位費用） (区分) 衛生費（細目）医療行政費 (細節) 特別医療対策費 (積算内容) 医療施設等設備整備費</p>									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×3.7人=35,150千円									
			財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金							
決定額	45,588	7,760						37,828	23,172
前年額	22,416	7,510						14,906	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：在宅医療推進担当
 内線：3545

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B33	在宅医療体制強化事業費			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	地域医療連携推進事業費		
事業期間	平成25年度～ 令和 5年度	根拠法令	第7次埼玉県地域保健医療計画		宣言項目	02	健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3	
					分野施策	010205	地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット		
1 事業の概要 在宅で療養する患者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅医療を担う医師・歯科医師・薬剤師・看護職員・介護支援専門員など多職種の連携強化を図る。 (1) 在宅医療体制強化事業費 2,994千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 在宅医療連携構築支援事業 1,300千円 各保健所が中心となって管轄区域の在宅医療を推進するため、医療・介護連携会議（在宅医療部会）を運営し、在宅医療の取組を広めていく。 イ 在宅医療専門部会運営事業 1,694千円 県地域保健医療計画等推進協議会の在宅医療部会を開催し、在宅医療関係事業について検証し、施策のあり方や必要な見直しについて検討する。 (2) 事業計画 ア 保健所ごとに医療・介護連携会議の開催等 イ 県地域保健医療計画等推進協議会在宅医療部会の開催 (3) 事業効果 在宅療養への移行が円滑になり、患者が望む在宅療養が可能となる。						
2 事業主体及び負担区分 (1) (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.5人=4,750千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比
		繰入金								
決定額	2,994	2,994						0	△577	
前年額	3,571	3,571						0		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3538

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業			
B46	小児在宅医療推進事業			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	地域医療連携推進事業費			
事業期間	平成26年度～	根拠法令	なし				宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	3	
	令和 5年度			分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-2				
1 事業の概要 医療依存度の高い小児の在宅医療体制を整備することで、NICU等の患者の早期退院を促し、周産期母子医療センターの負担軽減を図る。 (1) 小児在宅医療推進事業 8,396千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 小児在宅医療推進事業 8,396千円 イ 小児在宅医療の担い手の拡大 医師、看護師等に対し、在宅医療を行うために必要な研修を実施する。 ロ 関係機関の連携 医療・福祉・教育等の関係機関が合同で高度医療ケアを必要とする患者個別に対して症例検討を行うなど、顔の見える小児在宅医療支援ネットワークを構築する。 ハ 小児在宅医療検討小委員会 小児在宅医療の推進のため、県医師会や周産期医療施設、在宅医等の関係者による協議を行うための会議を開催する。 (2) 事業計画 ア 医師、看護師等を対象とした研修を実施し、小児在宅医療に対する関係者の理解を深める。 イ 小児在宅医療に関わる全ての職種を対象とした合同症例検討研究会を開催し、医療・福祉・教育等の関係機関の連携体制を構築する。 (3) 事業効果 ア 長期入院児の円滑な在宅療養移行によるNICUの有効活用 イ 在宅で安心して医療を受けることが出来る体制を整備							
2 事業主体及び負担区分 (1) (県10/10)											
3 地方財政措置の状況 なし											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.8人=7,600千円											
予算額		財 源 内 訳								一般財源	前年との 対比
決定額	8,396	繰入金	8,396							0	0
前年額	8,396	繰入金	8,396							0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：在宅医療推進担当
 内線：3545 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B34	地域包括ケア推進のための在宅医療提供体制充実支援事業			一般会計	衛生費	医療費	医務費	地域医療連携推進事業費	
事業期間	平成27年度～ 令和 5年度	根拠法令	医療介護総合確保推進法		宣言項目	02	健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3	
					分野施策	010205	地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	
1 事業の概要				5 事業説明					
2035年～2040年に本県の5年ごとの死亡者数のピークを迎える。 最期を迎えたい場所として、約55%が自宅での療養を希望しているが、現状は約80%が病院・診療所で亡くなっている。 人生の最期まで住み慣れた自宅で療養できるよう医療と介護が連携し、在宅医療提供体制の充実を図る。 (1) 在宅医療医スタート支援事業 5,859千円 (2) 地域包括ケア推進のための在宅医療提供体制充実支援事業 22,417千円				(1) 事業内容 ア 在宅医療医スタート支援事業 5,859千円 (ア) 患者が望む医療を実現するため訪問診療を担う医師を育成し、主治医・副主治医の仕組みを確立しチームで在宅医療を支える。 イ 地域包括ケア推進のための在宅医療提供体制充実支援事業 22,417千円 (ア) 往診医・訪問診療医検索システム運用保守補助 3,221千円 訪問診療を希望する患者への紹介、副主治医の紹介をするため、往診医・訪問診療医検索システムの運用保守費用を補助する。 (イ) 在宅医療連携拠点の機能強化研修 500千円 在宅医療連携拠点の強化を図るため研修を実施する。 (ウ) ACP等普及啓発講師人材バンク登録制度事業 9,910千円 地域の医師などが小規模な会合で住民に語りかけながらアドバンス・ケア・プランニング(ACP)や在宅医療を普及啓発できる講師の人材バンク登録制度を郡市医師会ごとに立ち上げる。また、登録講師への講義内容の標準化や情報交換、課題への対応策の検討をするため会議を開催する。 (エ) 人生の最終段階における医療・ケアに関する普及啓発推進事業補助 8,786千円 医師会に協力して患者が望む医療やケアを実現するため、訪問診療医や訪問看護師が中心となってACPを患者へ普及できるようにする人材育成に関する経費及び、医療・介護・救急隊が連携を図るための取組経費を補助する。 (2) 事業計画 平成27年度 患者支援業務を行う在宅医療連携拠点の整備15か所 等 平成28～29年度 患者支援業務を行う在宅医療連携拠点の整備30か所及び市町村への円滑な拠点の移行等 平成30年度～ 市町村の介護保険事業(地域支援事業)とのすみ分けを配慮しつつ、一部事業を継続し、人生の最終段階における医療・ケアに関する普及啓発等を実施 令和2年度～ 訪問診療を担う医師を育成 令和3年度～ ACPや在宅医療を普及啓発できる講師の人材バンク登録制度の立ち上げ ※県は在宅医療提供体制の充実を図り、市町村が担う「在宅医療・介護連携推進事業」を支援する。 (3) 事業効果 在宅療養への移行が円滑になり、患者が望む在宅療養が可能となる。					
2 事業主体及び負担区分									
(1) 県 (10/10) (2) 県 (10/10)									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×3人=28,500千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との対比
決定額	28,276	繰入金	28,276					0	△59,268
前年額	87,544		81,684					5,860	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：在宅医療推進担当
 内線：3545

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B32	在宅緩和ケア充実支援事業			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	地域医療連携推進事業費	
事業期間	令和元年度～	根拠法令	埼玉県地域保健医療計画	宣言項目		02	健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
	令和5年度			分野施策	010205	地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット		
1 事業概要 緩和ケアを必要とする患者が住み慣れた自宅等で安心して療養できる環境を整備するため、がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関や介護事業所等との連携体制を構築するとともに、在宅緩和ケアに対応できる人材の育成を図る。				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 在宅緩和ケア地域支援事業 ・在宅緩和ケアの推進や地域連携に関する検討会議 1,601千円 イ 在宅緩和ケア地域連携構築事業 ・郡市医師会によるがん拠点病院等と地域の医療機関や介護事業所との連携体制構築、及び適切に在宅緩和ケアを提供できる医療・ケア従事者の育成 8,850千円 (2) 事業計画 令和元年度 ・在宅緩和ケアの提供体制に関する実態調査・分析の実施 ・在宅緩和ケアの推進や地域連携に関する検討会議（在宅緩和ケア推進検討委員会）の設置、開催 ・郡市医師会（在宅医療連携拠点）によるがん拠点病院等と地域の医療機関や介護事業所との連携体制の構築・強化を図るための会議体の設置、開催 ・がん拠点病院等の緩和ケア医師や緩和ケア認定看護師等による医療用麻薬の処方や疼痛管理等に関する専門的講習（研修）の実施 令和2年度 ・在宅緩和ケアの推進や地域連携に関する検討会議（在宅緩和ケア推進検討委員会）の開催 ・郡市医師会（在宅医療連携拠点）によるがん拠点病院等と地域の医療機関や介護事業所との連携体制の構築・強化を図るための会議体の開催 ・がん拠点病院等の緩和ケア医師や緩和ケア認定看護師等による医療用麻薬の処方や疼痛管理等に関する専門的講習（研修）の実施 令和3年度～ ・検討会議における議論に基づく在宅緩和ケア体制の充実に向けた具体的取組の実施 (3) 事業効果 在宅における緩和ケアの提供体制を充実させることにより、最期まで住み慣れた自宅等で療養したいという患者・家族の希望を実現する環境を整えることができる。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円									
				財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
予算額		繰入金							
決定額	10,451	10,451					0	0	
前年額	10,451	10,451					0		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課

担当名：医務担当

内線：3534

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B30	外国人患者受入環境整備等推進事業			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	地域医療連携推進事業費	
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	外国人患者受入環境整備等推進事業実施要綱、医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱	宣言項目		分野施策		SDGsゴール	17
				020307 地域医療体制の充実		SDGsターゲット	17-17		
1 事業概要			5 事業説明						
外国人が安心して受診できる環境を整備するため、外国人医療に係る関係者の意見を聞く場を設置し、医療機関を支援する。 (1) 外国人医療対策推進費 2,741千円			(1) 事業内容 ア 外国人医療対策推進費 2,741千円 医師会、病院関係者、国際交流団体、消防など関係機関の意見を聞く場を設置し、外国人患者の受入に必要な情報等を共有する。また、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の指定要件の検討や受け入れに係る課題整理などを行い、外国人患者受入体制の充実を目指す。						
2 事業主体及び負担区分 (1), (2) (国1/2県1/2)			(2) 事業効果 適切な外国人医療の提供及び医療機関の外国人対応に係る負担軽減						
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	2,741	1,370						1,371	△8,254
前年額	10,995	5,497						5,498	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3538 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B47	周産期医療体制整備費			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	周産期医療体制整備費	
事業期間	平成 8年度～ 令和 5年度	根拠法令	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール 3	
					分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット 3-1, 3-2		
1 事業の概要				5 事業説明					
重篤な新生児患者及び周産期妊産婦患者の医療に対応するため、周産期医療関係者に対して周産期医療に必要な専門的・基本的知識技術を習得させることにより資質の向上を図るとともに、周産期医療施設の安定的な運営を確保するなど、周産期医療体制の充実・強化を図る。 (1) 周産期医療対策事業費 2,541千円 (2) 周産期医療施設運営費補助 1,008,725千円 (3) 新生児搬送用保育器管理事業 19,776千円				(1) 事業内容 ア 周産期医療対策事業費 2,541千円 周産期医療関係者に対して、周産期医療に必要な専門的・基本的知識技術を習得させることにより、資質の向上を図る。 イ 周産期医療施設運営費補助 1,008,725千円 周産期医療施設の安定的な運営を図るため、運営費の補助を行う。 ウ 新生児搬送用保育器管理事業 19,776千円 周産期救急患者の搬送のため、搬送用保育器を整備する。県医師会に委託。 (2) 事業計画 ア 周産期医療対策事業費 周産期医療関係者の育成研修事業、新生児心肺蘇生法研修プログラム実施事業 イ 周産期医療施設運営費補助 総合周産期母子医療センター運営費補助、地域周産期母子医療センター運営費補助、新生児センター運営費補助 ウ 新生児搬送用保育器管理事業 (3) 事業効果 周産期医療施設の運営費を補助するとともに、周産期母子医療センターに勤務する医師等に対して周産期医療に必要な専門的・基本的知識技術を習得させることにより、周産期医療体制の充実・強化が図られる。 ア 平成28年度(運営費補助：7施設、研修事業：計36回、搬送用保育器管理事業：62台) イ 平成29年度(運営費補助：9施設、研修事業：計35回、搬送用保育器管理事業：62台) ウ 平成30年度(運営費補助：10施設、研修事業：計38回、搬送用保育器管理事業：62台) エ 令和元年度(運営費補助：11施設、研修事業：計38回、搬送用保育器管理事業：62台)					
2 事業主体及び負担区分									
(1) (国1/3・県2/3) (2) (国1/3・県1/3) 事業者1/3 (3) (県10/10)									
3 地方財政措置の状況									
普通交付税(単位費用) (区分) 衛生費(細目) 医療行政費 (細節) 特別医療対策費 (積算内容) 周産期医療対策費補助									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.5人=4,750千円									
財 源 内 訳									
予算額		国庫支出金	繰入金					一般財源	前年との対比
決定額	1,031,042	650,882						380,160	42,346
前年額	988,696	614,662	3,882					370,152	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3538 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B48	NICU後方支援体制整備費			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	周産期医療体制整備費		
事業期間	平成23年度～ 令和 5年度	根拠法令	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、 周産期医療対策事業等実施要綱				宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール 3	
							分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット 3-2	
1 事業の概要 NICU等に入院している乳幼児等を対象に、その円滑な退院を促進するとともに、退院後、その乳幼児等が自宅等の生活の場でしっかりと療育・療養できる環境の整備を図る。また、このことにより、NICU等の有効活用と満床状態の解消を併せて図ることが可能となる。 (1) 地域療育支援施設運営費補助事業 15,990千円 (2) 日中一時支援事業運営費補助事業 14,939千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 地域療育支援施設運営費補助事業 15,990千円 NICU等に入院している乳幼児について、在宅療養への円滑な移行を促進するため、自宅で生活をしていく上で必要な知識や技術を家族が取得するためのトレーニング等を行うため、埼玉医科大学総合医療センターが実施している地域療育支援施設運営事業に対して、補助を行う。 イ 日中一時支援事業運営費補助事業 14,939千円 NICU等を退院した乳幼児等を家族の要請に応じて一時的に受け入れることにより、家族に休息等の時間を与え、家族をリフレッシュさせるために埼玉医科大学総合医療センターが実施している日中一時支援事業に対して、補助を行う。 (2) 事業計画 ア 家族が在宅療養を行う上で必要な知識・技術を習得することで円滑な在宅療養への移行を図る。 イ 家族がリフレッシュできるよう児を一時的に受け入れる体制を整備することで、在宅療養を支援する。 (3) 事業効果(令和元年度) 地域療育支援施設利用者数 31人 日中一時支援事業利用者数 35人 (4) その他 特になし						
2 事業主体及び負担区分 (1) (国1/2・事業者1/2) (2) (国1/3・事業者2/3)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.2=1,900千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比
決定額	30,929	国庫支出金	30,929						0	0
前年額	30,929		30,929						0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3531 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B49	安心できるお産環境支援事業費			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	周産期医療体制整備費	
事業期間	平成23年度～ 令和 5年度	根拠法令	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール 3	
					分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット 3-1, 3-2		
1 事業の概要			5 事業説明						
<p>リスクの高い妊産婦や重症な新生児が発生した際の転院搬送調整を行う母体・新生児搬送コーディネーターの配置や、状態が安定した母体・新生児の戻り搬送の実施等による搬送体制を整備することで産科施設等の支援を行い、周産期医療体制の維持・充実を図る。更に、一般産科医療機関が精神疾患合併妊婦を支援するための対応能力向上を図る。</p> <p>(1) 母体・新生児搬送コーディネーター事業 30,471千円 (2) 母体・新生児広域搬送連携事業 3,457千円 (3) 精神疾患合併妊婦支援事業 520千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 母体・新生児搬送コーディネーター事業 30,471千円 県内のNICUや産科病床の空き情報を把握し、リスクの高い妊産婦や重症な新生児が生じた際に、効率的に搬送可能な病院を調整する母体・新生児搬送コーディネーターを24時間365日体制で配置する。(委託先：埼玉県医師会)</p> <p>イ 母体・新生児広域搬送連携事業 3,457千円 救急搬送された母体・新生児を他都県の医療機関から県内の医療機関に戻すなど「戻り搬送」を実施する。(委託先：埼玉県医師会、小児医療センター)</p> <p>ウ 精神疾患合併妊婦支援事業 520千円 精神科医の派遣により一般産科医療機関の精神疾患合併妊婦への対応能力向上を図る。(委託先：埼玉県医師会)</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 切迫早産、前期破水など胎児の生命に危険がある場合に対応できる高次の医療機関への転院搬送を調整する。 イ 平成25年度から開始した他都県からの戻り搬送事業について、県で整備した新生児搬送用救急車も活用し、継続的に実施する。 ウ 精神科医の派遣により一般産科医療機関の精神疾患合併妊婦への対応能力の向上を図り、検証しながら成功例を県内全域に拡大展開していく。</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>ア 母体・胎児の安全性の確保、産科医の負担軽減を図ることで分娩からの撤退を防ぐ。 イ 患者家族の負担軽減、他都県及び県内一部医療機関に長期間依存せず、県内全域で母体・新生児を支えるシステム確立する。 ウ 妊婦にとってより身近な一般産科医療機関での精神的な不安解消はもとより、多くの精神疾患合併妊婦を受け入れる状況にある周産期母子医療センターの負担軽減や一般産科医療機関との役割分担が期待できる。</p>						
2 事業主体及び負担区分									
<p>(1) (国1/2・県1/2) 事業者0 (2) (県10/10) 事業者0 (3) (県10/10) 事業者0</p>									
3 地方財政措置の状況			なし						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×0.8人=7,600千円						
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	34,448	国庫支出金						19,636	△2,166
前年額	36,614	14,812						21,802	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3538

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B45	災害時小児周産期医療体制等整備事業		一般会計	衛生費	医薬費	医務費	周産期医療体制整備費		
事業期間	平成29年度～	根拠法令					宣言項目	SDGsゴール	3
	令和 5年度		分野施策	020516 危機管理・防災体制の強化	SDGsターゲット	3-1, 3-2			
1 事業概要			5 事業説明						
災害時において、新生児や妊産婦等の搬送先や搬送手段の調整等を行う人材の配置等、災害時における周産期医療体制等の整備を行う。 災害時小児周産期医療体制整備事業 1,551千円 災害時小児周産期医療通信手段確保事業 198千円									
2 事業主体及び負担区分									
県 (10/10)									
3 地方財政措置の状況			(1) 事業内容 ア 災害時小児周産期医療体制整備事業 災害時に小児・周産期医療に特化して患者搬送の調整やDMATへの助言等を行う「災害時小児周産期リエゾン」を中心に、災害時小児周産期医療体制の整備を行う。 イ 災害時小児周産期医療通信手段確保事業 災害時における「災害時小児周産期リエゾン」の通信手段を確保する。 (2) 事業効果 災害時における小児周産期医療体制が充実強化され、災害時においても円滑に新生児や妊産婦等の搬送調整等が実施できる。						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0,5人=4,750千円									
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比	
決定額	1,749						1,749	△419	
前年額	2,168						2,168		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3538

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B50	遠隔胎児診断支援システム運営費		一般会計	衛生費	医薬費	医務費	周産期医療体制整備費		
事業期間	平成28年度～	根拠法令				宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	3
	令和 3年度		分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-1, 3-2			
1 事業の概要			5 事業説明						
さいたま新都心医療拠点と県内の産科医療機関とを結ぶ遠隔胎児診断支援システムを円滑に運営し、安心・安全に子供を産むための診断・治療体制を強化する。 遠隔胎児診断支援システム運営費 6,803千円			(1) 事業内容 さいたま新都心医療拠点に整備した総合周産期母子医療センターと県内産科医療機関とを結ぶ、遠隔胎児診断支援を行う医療ネットワークを運営する。 これにより、産科医療機関では胎児の先天性疾患の診断が困難な場合に、システムを通じて総合周産期母子医療センターに診断支援を求めることのできる体制が構築され、診断支援機能が強化される。 この結果、総合周産期母子医療センターにはこれまで以上に症例が蓄積され、また、産科医療機関は総合周産期母子医療センターの診断支援を通じて胎児診断能力が向上し、県の周産期医療水準が向上する。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)			(2) 事業計画 遠隔胎児診断支援システムの運営 6,803千円						
3 地方財政措置の状況 なし			(3) 事業効果 ア 胎児診断・治療の強化 ・新生児の救命率の向上 ・母体・新生児の緊急搬送の解消 ・都内医療機関への依存減少 ・妊婦の通院負担軽減(かかりつけの産科医療機関で診断可能) イ 産科医療機関を支援することによる効果 ・診断支援能力の向上						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 @7,911千円×1名=7,911千円									
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比	
決定額	6,803						6,803	△15	
前年額	6,818						6,818		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3643 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B44	ドクターヘリ運営事業費		一般会計	衛生費	医薬費	医務費	ドクターヘリ運航事業費	
事業期間	平成17年度～	根拠法令	救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	11, 13
					分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	11-5, 11-b, 13-1
1 事業概要			5 事業説明					
<p>重篤患者の救命率向上と後遺症の軽減を図るため、救急医療ヘリコプター(ドクターヘリ)による救急医療体制を整備するとともに、他県との広域連携ができる体制を構築する。</p> <p>また、ドクターヘリの運航時間外等に対応するため、防災ヘリを活用したドクターヘリ的運航を実施する。</p> <p>(1) ドクターヘリ運航事業 290,013千円 (2) ドクターヘリ広域連携調整費 44千円 (3) 防災ヘリによるドクターヘリ的運行事業費 150千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 埼玉医科大学総合医療センター高度救命救急センターに救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を常駐させ、消防機関からの要請に応じて医師や看護師を空路で救急現場に派遣し、迅速な初期治療を開始するための運営体制を整備する。</p> <p>また、消防機関からの重複要請や、多数傷病者事案に他県のドクターヘリと連携する。</p> <p>(7) ドクターヘリ運航病院(基地病院) 埼玉医科大学総合医療センター(1病院)</p> <p>(4) ドクターヘリ広域連携 連携先：群馬県</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 事業の目標 ドクターヘリの運航に係る経費、医療スタッフを確保する経費を補助する。これにより、常時ドクターヘリが出勤可能な体制を整備し、迅速な初期治療を可能にすることで、重篤患者の救命率向上と後遺症の軽減を図る。</p> <p>イ 今後の事業展開 ドクターヘリ広域連携がより円滑に行えるよう、関係機関と調整を行う。</p> <p>(3) 事業効果 救急現場に医療スタッフを迅速に投入することにより、重篤患者の救命及び後遺症の軽減が可能となる。</p> <p>平成27年度出勤件数：357件 平成28年度出勤件数：387件 平成29年度出勤件数：553件 平成30年度出勤件数：632件 令和元年度出勤件数：471件</p> <p>(4) 前年度からの主な変更点 運航経費の基準額見直しによる補助金額の増額。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
<p>(1) (国1/2・県1/2)事業者0 (2) (県10/10) (3) (県10/10)</p>								
3 地方財政措置の状況								
<p>普通交付税(単位費用)(区分)衛生費(細目)医療行政費(細目)特別医療対策費(救急医療施設等運営費等補助)特別交付税 二十七 救急医療用ヘリコプターの運航等に要する経費</p>								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1人=9,500千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金						
決定額	290,207	145,000					145,207	37,257
前年額	252,950	126,370					126,580	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：地域医療対策担当
 内線：3643

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B52	埼玉県医療施設耐震化整備推進事業費			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	医療施設耐震化整備推進事業費	
事業期間	平成22年度～	根拠法令	災害医療対策事業等実施要綱 医療提供体制施設整備交付金交付要綱	宣言項目		03	大地震など危機への備えの強化	SDGsゴール	11, 13
	分野施策			020516	危機管理・防災体制の強化	SDGsターゲット	11-5, 11-b, 13-1		
1 事業の概要			5 事業説明						
災害発生時において適切な医療提供体制の維持を図るため、二次救急医療機関の耐震化整備を支援する。 (1) 埼玉県医療施設耐震化整備推進事業 316,269千円 (2) 災害拠点病院等施設整備事業 145,214千円 (3) 災害拠点病院等運営強化事業 62,370千円			(1) 事業内容 ア 埼玉県医療施設耐震化整備推進事業 316,269千円 未耐震の救急医療施設等の病院が行う耐震化工事を支援する。 イ 災害拠点病院等施設整備事業 145,214千円 災害拠点病院等が災害時における医療拠点機能を充実・強化するための施設整備等を支援する。 ウ 災害拠点病院等運営強化事業 62,370千円 災害拠点病院等に対し給水設備や非常用自家発電装置のメンテナンス及びリースに要する経費の一部を支援する。 (2) 事業計画 ア 埼玉県医療施設耐震化整備推進事業 3 医療機関 イ 災害拠点病院等施設整備事業 8 医療機関 ウ 災害拠点病院等運営強化事業 2 1 医療機関 (3) 事業効果 災害発生時における適切な医療提供体制の維持を図ることができる。 (4) 前年度からの主な変更点 ア 埼玉県医療施設耐震化整備推進事業 3 医療機関 → 3 医療機関 イ 災害拠点病院等施設整備事業 11 医療機関 → 8 医療機関 ウ 医療施設設備整備事業 17 医療機関 → 補助対象医療機関なしのためR3計上なし エ 災害拠点病院等運営強化事業 新規計上 2 1 医療機関						
2 事業主体及び負担区分									
(1) 国1/2, 事業者1/2 (2～4) 国1/3, 事業者2/3									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.2人=1,900千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	523,853	523,853						0	37,779
前年額	486,074	486,074						0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課

担当名：医務担当

内線：3539

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業																	
B53	埼玉県医療施設防災対策推進事業		一般会計	衛生費	医薬費	医務費	医療施設防災対策推進事業費																	
事業期間	平成26年度～	根拠法令					宣言項目	SDGsゴール	3															
			分野施策		SDGsターゲット	3-8																		
1 事業の概要 医療施設の防災機能強化を行う医療機関に対し、その経費を助成する。 (1) スプリンクラー等整備事業 321,494千円			5 事業説明 (1) 事業内容 スプリンクラー等整備事業 321,494千円 医療機関のスプリンクラー等の設置を推進するため、その経費を助成する。 (2) 事業計画 令和3年度 14施設 (スプリンクラー：14件、自動火災報知設備：0件) (3) 事業効果 整備実績 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度 (内示ベース)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・スプリンクラー</td> <td>17件</td> <td>6件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>・自動火災報知設備</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>・火災通報装置</td> <td>5件</td> <td>0件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> (4) その他 事業の終期については、政府による緊急経済対策事業の一環として、厚生労働省が平成25年度から開始した国庫補助事業のため未定である。							平成30年度	令和元年度	令和2年度 (内示ベース)	・スプリンクラー	17件	6件	9件	・自動火災報知設備	0件	0件	0件	・火災通報装置	5件	0件	—
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (内示ベース)																					
・スプリンクラー	17件	6件	9件																					
・自動火災報知設備	0件	0件	0件																					
・火災通報装置	5件	0件	—																					
2 事業主体及び負担区分 (1) (国1/2) 事業者1/2																								
3 地方財政措置の状況 なし																								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.2=1,900千円																								
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比															
		国庫支出金																						
決定額	321,494	321,494						0	△158,288															
前年額	479,782	479,782						0																

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課
 担当名：総務・医療企画担当
 内線：3535

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B165	埼玉県医学会等補助		一般会計	衛生費	医薬費	医務費	埼玉県医学会等補助		
事業期間	昭和40年度～	根拠法令	埼玉県医学会等補助金交付要綱、埼玉県公的病院協議会補助金交付要綱			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
			分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-7			
1 事業概要			5 事業説明						
<p>多様化する医療需要に対応するため、埼玉県医学会が実施する医学医療技術の研究及び研修医学雑誌（研究集録）の発行事業等に対して助成し、県内医師の医学医術の向上を図る。</p> <p>また、地域医療の水準向上を図るため、県内の公的病院等により構成される埼玉県公的病院協議会の運営に対して助成し、公的病院間の連携を図る。</p> <p>(1) 埼玉県医学会等補助 760千円 (2) 埼玉県公的病院協議会補助 90千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 埼玉県医学会等補助 760千円 埼玉県医学会が行う医学雑誌の発行などの事業に対して助成する。</p> <p>イ 埼玉県公的病院協議会補助 90千円 埼玉県公的病院協議会の運営に対して助成する。</p> <p>(2) 事業計画 県内の医療水準の向上や公的病院間の連携を図るため、継続して事業実施を行う。</p> <p>(3) 事業効果 県内の医療水準及び県民への医療サービス向上が期待される。また、公的病院間の連携が図られ、地域医療の水準向上が図られる。</p>						
2 事業主体及び負担区分									
(1)、(2) (県10/10) 事業者0									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.1人=950千円									
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比	
決定額	850						850	△60	
前年額	910						910		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療整備課

担当名：医務担当

内線：3534

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B166	公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会補助		一般会計	衛生費	医薬費	医務費	埼玉県鍼灸マッサージ師会補助		
事業期間	昭和53年度～	根拠法令	公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会補助金交付要綱			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
			分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-8			
1 事業概要 公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会が行う研究、研修等の事業に要する経費に対する助成 (1) 公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会補助 190千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会補助 190千円 埼玉県鍼灸マッサージ師会が行う、鍼術、灸術、マッサージ術等の普及啓発などの事業に対して助成する。 (2) 事業計画 医学的研究活動を推進するため、継続して事業実施を行う。 (3) 事業効果 県民の健康保持と公衆衛生の向上に寄与する。						
2 事業主体及び負担区分 (1) (県10/10) 事業者0									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1=950千円									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
決定額	190						190	△10	
前年額	200						200		

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：指定難病対策担当
 内線：3562 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B161	指定難病対策費（医療給付事務システム運営事業費）		一般会計	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	医療給付事務システム運営費		
事業期間	昭和48年度～	根拠法令	難病の患者に対する医療等に関する法律			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
	分野施策					020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-4, 3-8	
1 事業概要 難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るため、患者の認定や受給者データの管理、特定医療費としての公費負担等を適切に実施するための医療給付事務システムの維持及び運用を行う。 (1) 医療給付事務システム運営事業費 8,666千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 医療給付事務システム運営事業費：システムの運営費 8,666千円 イ システム運営費 ロ システム改修業務委託 (2) 事業計画 ア 対象疾患数 指定難病（国333、特定疾患4、県単独4疾患） 先天性血液凝固因子障害（11疾患） イ 事業内容 受給者の管理、申請処理、医療費請求処理、受給者証の発行等を行う。 国の制度改正等に対応するため、医療給付事務システムの改修を行う。 (3) 事業効果 事務の省力化・迅速化等を通じて住民サービスが向上する。 (4) その他 令和3年度以降も指定難病の追加指定の可能性はある。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10) (一部 国1/2 県1/2)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.8人=7,600千円									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
		国庫支出金							
決定額	8,666	2,200					6,466	4,083	
前年額	4,583						4,583		

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：総務・疾病対策担当
 内線：3598

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B93	アレルギー性疾患等健康対策事業費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	アレルギー対策事業費	
事業期間	平成14年度～	根拠法令	アレルギー疾患対策基本法・基本指針 健康増進法・石綿健康被害救済給付業務委託契約		宣言項目	02	健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	010204	生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット	3-4
1 事業の概要			5 事業説明						
<p>「アレルギー疾患対策基本法」及び「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、アレルギー疾患の医療提供体制を整備する。</p> <p>さらに、県民の健康不安の解消とアレルギー疾患の発症及び重症化予防のために、正しい知識・情報を提供するとともに、医療関係者等の能力の向上のための研修を実施する。</p> <p>また、石綿健康被害救済制度の運用の円滑化を図る。</p> <p>(1) アレルギー疾患県民情報提供事業 2,850千円 (2) アレルギー疾患対策人材育成事業 1,363千円 (3) 関係機関連携体制構築事業 494千円 (4) 石綿健康対策事業 241千円</p>			<p>(1) 事業概要</p> <p>ア アレルギー疾患県民情報提供事業</p> <p>イ アレルギー疾患対策人材育成事業</p> <p>ウ 関係機関連携体制構築事業</p> <p>エ 石綿健康対策事業</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア アレルギー疾患県民情報提供</p> <p>アレルギー疾患の患者やその家族、一般県民を対象とした講演会を開催するとともに拠点病院に相談窓口を開設するなど、アレルギー疾患に関する正しい知識・情報の普及を図る。</p> <p>また、アレルギー疾患医療担当医療機関名簿等を作成するなど、医療機関情報の提供体制を整備する。</p> <p>イ アレルギー疾患対策人材育成事業</p> <p>アレルギー疾患を担当する医療関係者及びアレルギー疾患患者が利用する福祉・教育施設の職員等の対応能力を向上させるため、専門研修を実施する。</p> <p>また、埼玉県未就学児における生活管理指導表の普及活動を実施する。</p> <p>ウ 関係機関連携体制構築事業</p> <p>県アレルギー疾患医療連絡協議会を開催し、診療連携体制、情報提供、人材育成等の施策の企画、立案や進捗管理等アレルギー疾患対策の推進を図る。</p> <p>エ 石綿健康対策事業</p> <p>石綿関連疾患に関する医療従事者等向けの石綿研修会を開催するとともに、保健所における石綿健康被害救済</p>						
2 事業主体及び負担区分									
(県1/2・国1/2)									
一部(県10/10)									
3 地方財政措置の状況			なし						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×0.4人=3,800千円						
			財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
予算額			国庫支出金	諸収入					
決定額	4,948	1,909	56					2,983	△226
前年額	5,174	1,938	56					3,180	

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：総務・疾病対策担当
 内線：3598

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B92	肝炎対策推進事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	肝炎対策推進費	
事業期間	平成19年度～	根拠法令	肝炎対策基本法、肝炎対策の推進に関する基本的な指針			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3
					分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット 3-3	
1 事業概要			5 事業説明					
肝炎の正しい知識の普及啓発及び肝炎診療水準の向上及び患者生活の支援を図る。 (1) 普及啓発事業 220千円 (2) 肝炎対策推進体制強化事業 179千円 (3) 医療提供体制整備事業 584千円 (4) 県民相談支援事業 6,538千円 (5) 肝炎ウイルス検査事業 6,086千円 (6) 肝炎患者支援手帳事業 266千円			(1) 事業内容 ア 普及啓発事業 肝炎に関する知識や理解の促進のための肝炎講演会 220千円 イ 肝炎対策推進体制強化事業 肝炎対策協議会の開催による県の肝炎対策の協議 179千円 ウ 医療提供体制整備事業 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置、運営 584千円 エ 県民相談支援事業 肝臓病相談センター（月曜日～土曜日）の設置・運営 6,538千円 オ 肝炎ウイルス検査事業 保健所及び委託医療機関での無料肝炎ウイルス検査の実施及び職域における肝炎検査の促進 6,086千円 カ 肝炎患者支援手帳事業 肝炎患者支援手帳の作成・配布 266千円 (2) 事業計画 ア 肝炎ウイルス検査の更なる促進 全ての県民が1回は肝炎ウイルス検査を受検できるよう肝炎検査の受検体制を整備し、受検の勧奨を行う。 イ 適切な肝炎医療の推進 拠点病院を中心とした診療ネットワークを構築及び人材育成に取り組み、肝疾患診療体制の整備を進める。 ウ 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発 肝炎患者等への不当な差別を解消し、また、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、更なる普及啓発に取り組む。 エ 肝炎患者等及びその家族等への対する支援の強化 肝炎患者等の不安軽減や適切な肝炎診療の選択などに対応するため相談体制を整備する。 (3) 事業効果 肝炎ウイルス検査を受けたことがある県民の割合 26%(H28年度)→70%(R3年度) : 新埼玉県肝炎対策推進指針における指標					
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2) (5) 肝炎ウイルス検査事業の一部 (国6.5/10・県3.5/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.2人=11,400千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金						
決定額	13,873	7,564					6,309	△4,331
前年額	18,204	10,380					7,824	

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：総務・疾病対策担当
 内線：3598 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B158	肝炎治療特別促進事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	肝炎対策推進費	
事業期間	平成20年度～	根拠法令	肝炎治療特別促進事業実施要綱（国）（県） 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱（国）（県）		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策		SDGsターゲット	3-3
1 事業の概要			5 事業説明					
肝炎治療を行う患者に対し医療費を助成する。 (1) 肝炎医療費助成事業 534,874千円 (2) 肝がん・重度肝硬変医療費助成事業 49,684千円			(1) 事業内容 ア 肝炎医療費助成事業 534,874千円 C型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で保険適用となっている対象医療の自己負担分の一部を助成する。 イ 肝がん・重度肝硬変医療費助成事業 49,684千円 B型C型肝炎ウイルスに起因する肝がん及び重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ患者からの臨床データを収集し、肝がんの予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発防止の抑制などを目指した、肝がんの治療研究を促進するための仕組みを構築する。 (2) 事業計画 ア インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療により、早期治療の促進と肝硬変・肝がんの予防、患者家族の医療費の負担軽減を図る。 イ 肝がんの外来（分子標的薬治療に限る）及び肝がん、重度肝硬変の入院医療費を対象に、高額療養費の限度額を超えた月が2か月を超えた場合に、3か月目以降に係る患者の医療費の負担の軽減を図る。 (3) 事業効果 ア 将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止 イ 肝がん及び重度肝硬変の治療研究の促進					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (国1/2・県1/2) (2) (国1/2・県1/2)								
3 地方財政措置の状況			なし					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×1.1人=10,450千円					
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比
			国庫支出金					
決定額	584,558	292,279					292,279	△213,232
前年額	797,790	398,894					398,896	

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：総務・疾病対策担当
 内線：3598

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B157	肝炎対策推進事業費（重症化予防）		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	肝炎対策推進費		
事業期間	平成27年度～	根拠法令	肝炎対策基本法、肝炎対策の推進に関する基本的な指針			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
	分野施策					010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット	3-3	
1 事業の概要 肝炎ウイルス陽性者を早期に発見し、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。 (1) 重症化予防推進事業 28,734千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ウイルス性肝炎患者のフォローアップと定期検査費等の助成 28,734千円 (2) 事業計画 肝炎ウイルス検査で陽性となった者への初回精密検査と低所得者への定期検査費用を助成するとともに、医療の継続を支援し、重症化を予防する。 (3) 事業効果 肝炎ウイルス陽性者について、フォローアップを行い、精密検査費用の助成を行うことにより、早期治療に繋げるとともに、肝がん患者等で低所得の者については、定期検査費用を助成し継続的な医療に結びつけることにより、ウイルス性肝炎患者の重症化を予防することができる。						
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.5人=14,250千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との 対比
		国庫支出金							
決定額	28,734	14,366					14,368	△4,488	
前年額	33,222	16,609					16,613		

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：総務・疾病対策担当
 内線：3593

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B90	循環器病対策推進事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	循環器病対策推進費		
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
			分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-4			
1 事業概要			5 事業説明						
<p>「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成30年12月14日公布）に基づく、埼玉県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画（仮称）を検討することにより、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>（1）埼玉県循環器病対策推進協議会運営事業 2,686千円</p>			<p>（1）事業内容 ア 埼玉県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進協議会（2部会を含む）の運営 イ 協議・検討の推進</p> <p>（2）事業計画 ア 協議会の委員は、循環器病患者等、救急業務従事者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等をもって構成する。 イ 循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究等を踏まえ、循環器病対策を推進するための施策について、部会を設置し検討を深める。 ウ 埼玉県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進計画（仮称）を策定する。</p> <p>（3）事業効果 本県の特性に於じた施策を検討することで、県民の健康寿命の延伸等を図り、医療及び介護に係る負担の軽減に資することができる。</p> <p>（4）県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 協議会委員として循環器病に係る関係者、団体と連携し、協議を行う。</p> <p>（5）その他</p>						
2 事業主体及び負担区分 (国1/2, 県1/2)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
決定額	2,686	国庫支出金	1,343				1,343	1,023	
前年額	1,663						1,663		

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：指定難病対策担当
 内線：3583

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B162	原爆障害者対策事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	原爆障害者対策費	
事業期間	昭和32年度～	根拠法令	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3
					分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット 3-8	
1 事業の概要			5 事業説明					
「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく健康診断の実施及び各種手当の支給等を行い、原爆被爆者の健康の増進及び福祉の向上を図る。 (1) 健康診断等給付事業 26,544千円 (2) 健康管理手当等給付事業 635,295千円 (3) 介護手当等給付事業 5,652千円 (4) 葬祭料等給付事業 18,828千円 (5) 福祉手当等給付事業 30,490千円 (6) 原爆死没者慰霊式 800千円 (7) 被爆者相談事業 801千円			(1) 事業内容 ア 健康診断等給付事業 : 春・秋に被爆者及び被爆者二世の健康診断を実施。 26,544千円 イ 健康管理手当等給付事業 : 健康管理手当等の認定及び支給。 635,295千円 ウ 介護手当等給付事業 : 介護手当の認定及び支給。 5,652千円 エ 葬祭料等給付事業 : 葬祭料の支給。 18,828千円 オ 福祉手当等給付事業 : 介護保険利用被爆者助成金の支給。 30,490千円 カ 原爆死没者慰霊式 : 原爆死没者慰霊式の実施団体に対する補助。 800千円 キ 被爆者相談事業 : 原爆被爆者の相談事業を委託。 801千円 (2) 事業計画 被爆者数(令和3年度見込み) 1,550人 ア 健康診断の実施 イ 手当等の認定、支給 ウ 慰霊事業補助 エ 被爆者相談事業の実施 (3) 事業効果 原爆被爆者の健康増進及び福祉の向上を図ることができる。 ・健康診断受診者(令和元年度) 延べ約1,500人(一般、ガン、二世、精密) ・各種手当受給者(令和2年10月) 約1,250人 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 被爆者団体へ被爆者相談事業を委託。					
2 事業主体及び負担区分								
(国10/10) (県10/10) [1] (国10/10) [2, 4] (国8/10、県2/10) (国1/2、県1/2) [3] (国1/2、県1/2) [5, 7]								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1.1人=10,450千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金						
決定額	718,410	697,717					20,693	△61,885
前年額	780,295	762,231					18,064	

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：指定難病対策担当
 内線：3562 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B160	指定難病対策費（指定難病対策費）		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	指定難病対策費		
事業期間	昭和48年度～	根拠法令	難病の患者に対する医療等に関する法律			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-4, 3-8	
1 事業概要			5 事業説明						
指定難病の治療研究を推進し治療方法の確立と普及を図るとともに医療給付を行う。			(1) 事業内容						
(1) 指定難病国庫対象分 8,682,252千円			ア 指定難病国庫対象分 指定難病の申請(新規・継続)の審査及び国指定疾患の医療費の助成 8,682,252千円						
(2) 県単独指定疾患分 25,769千円			イ 県単独指定疾患分 県単独指定疾患の医療費の助成 25,769千円						
(3) 審査費 58,276千円			ウ 審査費 医療費支給に係るレセプトの審査委託料 58,276千円						
(4) 指定難病対策協議会分 6,759千円			エ 指定難病対策協議会分 難病対策協議会、指定難病審査会等の開催費 6,759千円						
(5) 指定難病経由事務委託費 162千円			オ 指定難病経由事務委託費 さいたま市、川越市、越谷市及び川口市各保健所が行う申請書の進達等経費 162千円						
2 事業主体及び負担区分			(2) 事業計画						
(国1/2、県1/2(一部国10/10)) [1, 4]			難病法等に基づき、県内難病患者に医療給付を実施						
(県10/10) [2, 3, 5]			平成26年度 難病法110疾患 他10疾患 受給者数44,142人						
			平成27年度 難病法306疾患 他8疾患 受給者数45,997人						
			平成28年度 難病法306疾患 他8疾患 受給者数48,333人						
			平成29年度 難病法330疾患 他8疾患 受給者数44,820人 (経過措置期間終了による減少)						
			平成30年度 難病法331疾患 他8疾患 受給者数38,161人 (さいたま市への事務移譲による減少)						
			令和元年度 難病法333疾患 他8疾患 受給者数39,730人						
			令和2年度(見込み) 難病法333疾患 他8疾患 受給者数46,000人 (コロナ対策による増加)						
			令和3年度(見込み) 難病法333疾患 他8疾患 受給者数44,300人						
			※難病法分は今後も対象疾患増加の可能性あり						
3 地方財政措置の状況			(3) 事業効果						
普通交付税(単位費用)			・難病の治療研究の促進						
(区分) 感染症等対策費(細目) 感染症等対策費			・患者家族の経済的負担の軽減						
(細節) 感染症等対策費			・地域における患者支援体制の構築						
(積算内容) 難病に係る医療制度に関する事務			(4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況						
			・医療機関及び医師会と連携し、協議会等を実施						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×11.2人=106,400千円									
予算額			財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	8,773,218	4,318,264					4,454,954	757,661	
前年額	8,015,557	3,943,109					4,072,448		

令和 3年度予算見積調書

課室名: 疾病対策課
 担当名: 指定難病対策担当
 内線: 3496 (単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B108	難病早期診断体制整備事業		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	指定難病対策費		
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	難病の患者に対する医療等に関する法律			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
	分野施策					020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-4, 3-8	
1 事業概要 難病診療連携拠点病院に難病診療連携コーディネーターを配置し、かかりつけ医や患者からの相談に応じることで、診断の難しい難病の早期診断につなげる。 (1) 難病早期診断体制整備事業 16,100千円			5 事業説明 (1) 事業説明 国から示されたモデルケースをもとに、県内に早期に正しい診断のできる難病診療連携拠点病院を指定。各難病診療連携拠点病院に難病診療連携コーディネーターを配置し、かかりつけ医や患者からの診療連携等の相談に応じることで、診断の難しい難病の早期診断を図る。 【難病診療連携拠点病院】 1 埼玉医科大学病院 2 埼玉医科大学総合医療センター 3 自治医科大学附属さいたま医療センター 4 獨協医科大学埼玉医療センター 【難病診療連携コーディネーター等の役割】 ・かかりつけ医からの相談受付 ・患者の受け入れ調整 ・拠点病院においても診断が困難な事例について情報収集（国の難病医療支援ネットワーク等と連携） ・確定診断後の患者相談 ・かかりつけ医を対象にした研修会や症例検討会を実施し連携強化						
2 事業主体及び負担区分 国1/2 県1/2			(2) 事業計画 ・難病診療連携拠点病院を中心とした早期診断体制の整備 ・コーディネーター事業の周知・事業展開						
3 地方財政措置の状況 なし			(3) 事業効果 ・診断の難しい難病の早期診断を図る。						
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
		国庫支出金							
決定額	16,100	8,050					8,050	△300	
前年額	16,400	8,200					8,200		

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：指定難病対策担当
 内線：3491

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B109	在宅難病患者一時入院事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	指定難病対策費		
事業期間	令和 3年度～	根拠法令	難病の患者に対する医療等に関する法律			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3, 11, 13
						分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-4, 3-8, 11-5, 13-
1 事業概要			5 事業説明						
常時医学的管理下にある人工呼吸器を装着した在宅難病患者が、一時的に埼玉県が委託した医療機関に入院することができる介護者のレスパイト目的の事業である。また、災害等の非常時においても、在宅難病患者の安定した療養生活を継続することを目的とする。 (1) 在宅難病患者一時入院事業 9,104千円			(1) 事業内容 常時医学的管理下にある人工呼吸器を装着した在宅難病患者が、一時的に埼玉県が委託した医療機関に入院することで、介護者（ケアラー）のレスパイトを図る。 また、介護者（ケアラー）の新型コロナ等の感染症罹患時や台風や豪雨等の風水害においても、在宅難病患者の避難入院を可能とし、危機時に在宅難病患者の生命を守る。 【実施機関】 事業実施可能な医療機関に委託 【対象者】 常時医学的管理下にある人工呼吸器を装着した在宅難病患者 【実施方法】 難病診療連携コーディネーターが一時入院に関する入退院の調整を行う (2) 事業計画 ・委託医療機関の拡大を図る。 ・利用要件の緩和を図る。 (3) 事業効果 ・安心して在宅難病患者が生活できる体制を構築する。						
2 事業主体及び負担区分									
国1/2 県1/2									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.2人=1,900千円									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
		国庫支出金							
決定額	9,104	4,551					4,553 6,640		
前年額	2,464	1,230					1,234		

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：がん対策担当
 内線：3599

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B96	がん対策総合推進事業			一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	地域がん対策推進費	
事業期間	平成 8年度～	根拠法令	健康増進法、健康診査管理指導等事業実施のための指針 がん対策基本法 がん登録等の推進に関する法律			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
						分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット	3-4
1 事業の概要			5 事業説明						
<p>県民ががんになっても安心して暮らせる社会の構築を目指して、がん検診の受診促進や検診精度向上による早期発見・早期治療の体制整備を進めるとともに、がん患者及び家族の療養生活の質の向上等の各種取組を総合的に実施する。</p> <p>(1) がん検診受診率・精度向上事業 8,257千円 (2) がん対策推進協議会等 1,914千円 (3) 女性のためのがん対策の推進 3,071千円 (4) がん患者就労支援モデル事業 115千円 (5) がんワンストップ相談事業 3,746千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア がん検診受診率・精度向上事業 8,257千円 ・県民にがん検診を勧めるサポーターの養成 ・市町村が実施したがん検診結果の集計・分析・有効性の評価の実施</p> <p>イ がん対策推進協議会等 1,914千円 ・外部有識者等によるがん対策推進計画等の進行管理・評価の実施</p> <p>ウ 女性のためのがん対策推進事業 3,071千円 ・若いころからのがん教育の推進 ・女性ががん患者への相談支援の充実</p> <p>エ がん患者就労支援モデル事業 115千円 ・がん患者の雇用維持や再就職の推進</p> <p>オ がんワンストップ相談事業 3,746千円 ・多種多様な相談をワンストップで行う。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア がん検診受診推進サポーター養成研修会開催 認定数1,000人 がん検診県民サポーター認定数 1,000人 市町村がん検診結果統一集計の実施 1回</p> <p>イ がん対策推進協議会の開催 2回、部会（がん教育、がん患者の就労等）の開催 1回</p> <p>ウ 小中高校生向けがん教育講座の実施 8回 ピアサポーターによる相談支援の実施 165回、養成研修の開催 2回</p> <p>エ がん患者就労支援講座 4か所</p> <p>オ がんワンストップ相談の実施 1か所 月2回 がんワンストップ出張相談会の実施 年2回</p> <p>(3) 事業効果 がん検診受診による死亡率の減少</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 県民にがんの正しい知識の普及やがん検診の受診を促すため、34の企業・団体とがんの包括的連携協定を締結</p>						
2 事業主体及び負担区分									
(2), (1)の一部 (県10/10)									
(3) (4) (5), (1)の一部 (国1/2・県1/2)									
3 地方財政措置の状況									
普通交付税（単位費用）									
（区分）高齢者保健福祉費（細目）高齢者保健費									
（細目）高齢者保健費									
（積算内容）健康診査管理指導事業									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×4.1=38,950千円									
			財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金	繰入金						
決定額	17,103	4,051	13,052					0	372
前年額	16,731	4,137	12,594					0	

令和 3年度予算見積調書

課室名: 疾病対策課
 担当名: がん対策担当
 内線: 3553

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B97	小児・AYA世代におけるがん対策推進事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	地域がん対策推進費		
事業期間	平成30年度～	根拠法令	がん対策推進条例、埼玉県がん対策推進計画			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
	分野施策					010101 きめ細かな少子化対策の推進	SDGsターゲット	3-4	
1 事業概要			5 事業説明						
医療技術やがん治療成績の向上により、長期生存が可能となった小児・AYA世代の若年がん患者に対しライフステージに合わせた総合的な支援を推進する。 (1) 小児・AYA世代の妊孕性温存支援事業 15,727千円 (2) 小児がん医療連携体制整備事業 287千円			(1) 事業内容 ア 小児・AYA世代の妊孕性温存支援事業 15,727千円 ・長期生存が可能となった小児・AYA世代の妊孕性を温存し、将来子どもを育む可能性を残すことで、がんとの共生・少子化対策を推進する。 イ 小児がん医療連携体制整備事業 287千円 ・県内小児がん治療施設にTV会議システムによるネットワークを運用することで診療連携体制の強化を図り、住み慣れた地域で治療を継続できる環境を作る。 (2) 事業計画 ア 小児・AYA世代の妊孕性温存支援事業 ・小児・AYA世代における妊孕性に関する普及・啓発 ・妊孕性温存治療に係る費用の一部補助 イ 小児がん医療連携体制整備事業 ・小児がん治療施設(6病院)におけるTV会議システムの設置及び診療連携体制の強化 (3) 事業効果 小児・AYA世代の若年がん患者の社会的自立を支援できる。						
2 事業主体及び負担区分									
(1) (県10/10)、一部(国1/2・県1/2)									
(2) (県10/10)									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.5人=4,750千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金							
決定額	16,014	7,863					8,151	7,578	
前年額	8,436						8,436		

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：がん対策担当
 内線：3651

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B94	がん検診受診率向上事業費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	地域がん対策推進費	
事業期間	令和元年度～	根拠法令	がん対策基本法第14条 がん対策推進条例第8条	宣言項目		02	健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
	分野施策			010204	生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット	3-4		
1 事業概要				5 事業説明					
がん検診受診率を向上させることにより、がんによる死亡率の低減を図る。				(1) 事業内容					
(1) がん検診受診促進事業 (成果連動型事業所インセンティブ事業) 71,225千円				ア がん検診受診促進事業 (成果連動型事業所インセンティブ事業) 40歳代のがん検診受診率を向上させるため、健康保険組合と連携して検診受診者数が増加した事業所に対して補助金(インセンティブ)を交付する。 71,225千円					
(2) 個別受診勧奨事業 5,171千円				イ 個別受診勧奨事業 健康保険組合や事業所を通じて、40歳代の被保険者に対して受診勧奨を実施する。 5,171千円					
2 事業主体及び負担区分 県10/10				(2) 事業計画					
3 地方財政措置の状況 なし				ア がん検診受診促進事業(成果連動型事業所インセンティブ事業) 対象：県内健康保険組合に加入する県内事業者で、かつ健康保険組合に実績確認の協力が得られる事業所 内容：健康保険組合が実施または補助する40歳代のがん検診受診者の増加件数あたり2,000円を事業所に交付					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×2人=19,000千円				イ 協会けんぽ埼玉支部及び県内健康保険組合被保険者等を対象とした個別受診勧奨を実施する 県内健康保険組合の加入事業者で、被保険者30人未満の事業所に勤務する40歳と45歳の被保険者に、郵送等によりがん検診の受診勧奨を行う。					
				(3) 事業効果 がん検診受診率の向上					
予算額				財源内訳				一般財源	前年との対比
決定額	76,396	繰入金		76,396				0	△31,603
前年額	107,999			107,999				0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：総務・疾病対策担当
 内線：3598

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B91	骨髄移植ドナー助成費補助			一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	骨髄移植ドナー助成費補助	
事業期間	平成26年度～	根拠法令	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律	宣言項目	02	健康・医療・介護の安心確保		SDGsゴール	3
	分野施策			020307	地域医療体制の充実		SDGsターゲット	3-8	
1 事業の概要 市町村が行うドナー休暇のない骨髄提供・末梢血幹細胞提供者（「骨髄ドナー」）に対する助成費の1/2を補助する事業 (1) 骨髄移植ドナー助成費補助 4,629千円				5 事業説明 (1) 事業内容 骨髄移植ドナー助成費補助 4,629千円 市町村が行うドナー休暇のない骨髄提供者及び末梢血幹細胞提供者（「骨髄ドナー」という。）に対する助成について、その1/2を県が補助する事業である。 (2) 事業計画 県内63市町村で実施する助成制度への補助を行うとともに、県民に対する制度の周知を行う。これによりドナーの負担軽減と埼玉県におけるドナー登録者数の拡大を図る。 (3) 事業効果 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った県民に対して各市町村が助成することにより、ドナーの負担が軽減され、これまでドナー休暇制度等休業補償がないことを理由にドナー登録をせずにいた県民が登録するようになる。 これにより、県内のドナー登録者数が増加し、ドナー候補者になる県民が増え、骨髄・末梢血幹細胞移植の実施数の増加が期待できる。 また、各市町村において事業を実施することにより、きめ細やかな助成制度の周知が可能になり、これにより市民の骨髄移植等に関する関心が高まり、ドナー登録がさらに推進されることになる。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 公益財団法人日本骨髄バンクとの連携により、効果的な事業の推進を図ると共に、埼玉骨髄バンク推進連絡会との連携により、骨髄バンク登録者への周知が効率的にできる。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 人件費9,500千円×0.2人=1,900千円									
予算額				財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
決定額	4,629						4,629	△200	
前年額	4,829						4,829		

令和 3年度予算見積調書

課室名: 疾病対策課
 担当名: 指定難病対策担当
 内線: 3583

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B174	埼玉県原爆被害者協議会補助		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	埼玉県原爆被害者協議会補助		
事業期間	昭和35年度～	根拠法令				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
				分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-8		
1 事業概要 埼玉県原爆被害者協議会に対して、被爆者の福祉の向上を図るため、会の運営費を補助する。 (1) 埼玉県原爆被害者協議会補助 300千円			5 事業説明 (1) 事業内容 埼玉県原爆被害者協議会補助 300千円 埼玉県原爆被害者協議会に対して、被爆者の福祉の向上を図るため、会の運営費を補助する。 (2) 事業計画 埼玉県原爆被害者協議会運営費補助金を交付 原爆被爆者は健康面及び生活面で不安を持っている者が多く、被爆者の高齢化も進んでいるため、埼玉県原爆被害者協議会を通じて援助を行う必要がある。 (3) 事業効果 高齢化が進んでいる被爆者の福祉の向上を図ることができる。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
決定額	300						300	0	
前年額	300						300		

令和 3年度予算見積調書

課室名: 疾病対策課
 担当名: 精神保健担当
 内線: 3565

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B159	精神保健医療費 (疾病対策課)		一般会計	衛生費	公衆衛生費	精神保健費	精神保健医療対策費	
事業期間	昭和25年度～	根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条第1項		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
	分野施策				030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	3-4	
1 事業概要			5 事業説明					
精神保健福祉法第29条及び第29条の2に基づく知事の権限による措置入院患者について、同法第30条第1項の規定に基づき医療費を公費負担する。 (1) 精神保健医療費 299,524千円			(1) 事業内容 精神保健医療費 299,524千円 精神保健福祉法第29条及び第29条の2に基づく知事の権限による措置入院患者の医療費を、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に支払う。また、同基金及び同連合会に対し委託している診療報酬審査支払事務費を支払う。 (2) 事業計画 精神保健福祉法第30条第1項により都道府県が負担する経費であるため、必要な医療費を適切に支払う。 (3) 事業効果 自傷他害のおそれのある精神障害者に対して、措置入院させることにより適正な精神科医療の提供を行うことができる。 (4) その他 (前年度からの変更点) なし					
2 事業主体及び負担区分								
措置入院費 (国3/4・県1/4) 診療報酬審査支払事務委託 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況								
普通交付税 (単位費用) (区分) 衛生費 (細目) 精神保健費 (細節) 精神保健費 (積算内容) 措置患者入院医療費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.1人=950千円								
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比
			国庫支出金	分担金・負担金				
決定額	299,524	224,448	152				74,924	△15,150
前年額	314,674	235,754	221				78,699	

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：精神保健担当
 内線：3565

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B107	精神保健福祉対策費（疾病対策課）		一般会計	衛生費	公衆衛生費	精神保健費	精神保健医療対策費	
事業期間	昭和25年度～	根拠法令	精神保健福祉法第9条、第12条、第19条の4、第22条～第27条、第29条～第29条の5、第38条の3～7		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	3-4
1 事業概要			5 事業説明					
精神保健福祉法に基づく措置入院業務や精神科病院の入院者に関する業務を行う。 (1) 精神保健福祉対策費 30,845千円 (2) 措置入院者退院後支援事業 2,601千円			(1) 事業内容 精神保健福祉対策費 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務 30,845千円 措置入院者退院後支援事業 措置入院者の退院後支援に関する事務 2,601千円 (2) 事業計画 ア 自傷他害のおそれのある精神障害者を精神保健指定医が診察し措置入院の要否を判断 イ 精神科病院に対する実地指導・実地審査 ウ 入院者からの電話相談や退院請求・処遇改善請求 エ 精神保健福祉法に基づく精神科病院に関する事務 オ 地域における精神障害者の支援体制の構築 カ 措置入院者にかかる退院後の支援計画作成及び支援計画に基づく継続支援 (3) 事業効果 精神障害者に対し必要な入院医療を提供するとともに、入院患者の権利を保護することができる。 (4) その他（前年度からの変更点） ア 精神医療センター独立行政法人化による措置診察報酬等の増 イ 精神保健福祉全国大会開催による費用の増					
2 事業主体及び負担区分			01、02（県10/10）					
3 地方財政措置の状況			普通交付税（単位費用） (区分) 衛生費（細目）精神保健費 (細節) 精神保健費 (積算内容) 措置入院患者のフォローアップ（退院後支					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×0.6人=5,700千円					
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
			国庫支出金	分担金・負担金				
決定額	33,446	2,000	2,860				28,586	10,839
前年額	22,607						22,607	

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：精神保健担当
 内線：3566

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B100	災害拠点精神科病院整備事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	精神保健費	精神保健医療対策費	
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	災害拠点精神科病院の整備について、疾病・事業及び在宅医療に係る提供体制構築指針		宣言項目	03 大地震など危機への備えの強化	SDGsゴール	11
	分野施策				020516 危機管理・防災体制の強化	SDGsターゲット	11-5	
1 事業概要			5 事業説明					
東京湾北部地震をはじめとした大規模地震や大雨による浸水・停電等の被害により県内の精神科病院等が被災した際に、被災地における精神科医療が必要な患者の受入れ及び搬送のほか、必要な精神保健医療の支援を行うため、災害時の拠点となる精神科病院を整備し、必要な体制を構築する。 (1) 災害拠点精神科病院整備事業 200,827千円			(1) 事業内容 ア 災害拠点精神科病院整備事業 200,827千円 災害拠点精神科病院改修工事に対する補助 a 自家発電設備増設に関する工事 (2) 事業計画 ア 基本設計、実施設計 (令和2年度) イ 施設・設備整備工事 (令和3、4年度) ウ 医療資機材等の整備 (令和4年度～) エ 災害拠点精神科病院の指定 (令和4年度) オ 災害拠点精神科病院の運営 (令和4年度～) (3) 事業効果 大規模地震をはじめとした自然災害等が発生した際に、被災地の精神科医療救急医療に適切に対応することが可能となる。 想定される東京湾北部地震が発生した際の県内被害は甚大で、特に東南部、南部地域では医療機関の倒壊やライフラインの途絶が想定されることから、これらの医療機関の入院患者の受入や搬送等を含めた被災地域の精神保健医療の支援のためには災害拠点精神科病院の整備が有効である。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 災害発生の際は、県内外のD P A Tの協力の下、災害拠点精神科病院の運営及び県内被災地域の精神保健医療ニーズに対応する。 (5) その他 (前年度からの変更点) 改修工事に対する補助 令和3年度～令和4年度の債務負担行為					
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2)								
3 地方財政措置の状況								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.4人=3,800千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
			国庫支出金	県 債				
決定額	200,827	40,207	160,000			620	182,187	
前年額	18,640		2,000			16,640		

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：精神保健担当
 内線：3565

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B102	ひきこもり地域支援センター運営事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	精神保健費	ひきこもり対策事業費	
事業期間	平成27年度～	根拠法令	ひきこもり対策推進事業実施要領			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 10
					分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット	10-2, 10-3
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>ひきこもり状態にある本人やその家族が、地域の中でまずどこに相談したらよいかを明確にすることにより、より適切に支援に結びつきやすくするため、相談業務・関係機関とのネットワークの構築、情報発信を行う。</p> <p>(1) ひきこもり地域支援センター運営事業 8,811千円</p> <p>(2) ひきこもり支援強化事業 1,008千円</p> <p>(3) ひきこもりリモート相談事業 1,337千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア ひきこもり地域支援センター運営事業 8,811千円</p> <p>(イ) 相談業務(電話、来所、家庭訪問)</p> <p>(イ) 関係機関との連携(相談内容に応じ、医療・保健・福祉・教育・就労等の適切な関係機関へつなぐ)</p> <p>(ウ) 地域相談体制の整備(ひきこもり当事者同士が悩みを共有し、社会復帰の契機となる「集いの場」事業を実施)</p> <p>(エ) 情報発信(ホームページ等により、ひきこもりに関する普及啓発、広報・周知などの情報発信)</p> <p>(オ) 連絡協議会の設置(関係機関との恒常的な連携・強化の確保)</p> <p>イ ひきこもり支援強化事業 1,008千円</p> <p>(ア) 相談体制の強化・充実(市町村からの相談を含む増加する相談件数への対応)</p> <p>ウ ひきこもりリモート相談事業 1,337千円</p> <p>(ア) ひきこもりリモート相談の実施</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア ひきこもりに特化した第一次相談窓口の設置(相談窓口の明確化)</p> <p>イ ひきこもり支援コーディネーターを配置して相談業務を行う。</p> <p>ウ 関係機関と連携し支援体制を構築する。</p> <p>エ 「集いの場」事業を県内7か所で実施(川越市、飯能市、本庄市、越谷市ほか)</p> <p>オ ひきこもりに関する普及啓発を行う。</p> <p>カ リモートにてひきこもり相談を行う。</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>ア ひきこもり地域支援センターを指定することにより、ひきこもりに特化した第一次相談窓口体制が整備される。</p> <p>イ 配置されるひきこもり支援コーディネーターがひきこもり状態にある本人、家族等からの電話・来所等による相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐ。(自立への支援)</p> <p>ウ 感染症対策としてリモートにてひきこもり相談を行う。</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況</p> <p>当事者団体や医療・福祉・教育・就労各機関と連携</p> <p>(5) その他(前年度からの変更点)</p> <p>リモートによるひきこもり相談の実施</p>					
2 事業主体及び負担区分								
<p>(1) (2) (国1/2・県1/2)</p> <p>(3) (国3/4・県1/4)</p>								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.4人=3,800千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金						
決定額	11,156	6,246					4,910	1,667
前年額	9,489	4,744					4,745	

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：精神保健担当
 内線：3565

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B105	精神科救急医療総合対策事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	精神保健費	精神科救急医療対策費	
事業期間	平成15年度～	根拠法令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の11			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3
					分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット 3-4	
1 事業概要			5 事業説明					
精神症状の悪化により緊急に医療を必要とする精神障害者に対し、適切な精神科救急医療体制を整備する。 (1) 精神科救急医療事業費 70,976千円 (2) 精神障害者移送事業費 29,944千円 (3) 身体合併症等協力病院支援事業 6,054千円 (4) 定期病状報告等文書料補助金 10,560千円 (5) 精神科救急情報センター設備整備・運営費 3,908千円 (6) 救急輪番診療所事業費 5,832千円 (7) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制整備事業 2,647千円			(1) 事業内容 ア 精神科救急医療事業費 70,976千円 自傷他害のおそれのある精神障害者や緊急に医療を必要とする精神障害者に、適切な医療を提供するため、平日・休日の空床を確保する。 平日昼間 4病院×1床=4床 休日昼間 2病院×2床=4床 夜間 2病院×1床=2床 イ 精神障害者移送事業費 29,944千円 精神障害者の診察及び入院のために必要な移送車両並びに調査のために使用する車両を、民間タクシー会社への委託等により確保する。 ウ 身体合併症等協力病院支援事業 6,054千円 治療困難な精神障害者及び身体合併症患者に医療を提供するため空床を確保する。 2病院×2床=4床 エ 定期病状報告等文書料補助金 10,560千円 法定文書である医療保護入院届、措置入院定期病状報告書及び医療保護入院定期病状報告書を作成した精神科病院に補助を行う。 オ 精神科救急情報センター設備整備・運営費 3,908千円 夜間・休日において、精神科救急に関する相談や警察官からの通報等を受け付け、適切な助言及び情報提供、医療機関等を紹介するとともに、措置入院等の対応を行う。埼玉県精神科救急情報センターの運営費。 カ 救急輪番診療所事業費 5,832千円 平日の夜間において、入院は要しないが緊急に外来診療を要する精神障害者に、適切な医療を提供するため、診療所協会へ委託し、輪番診療所を1箇所整備する。 キ 多様な精神疾患等に対応できる医療体制整備事業 2,647千円 てんかん診療拠点機関等を指定し、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制を整備する。 (2) 事業計画 精神科救急医療体制の整備により精神障害者に適切な医療を提供する。 (3) 事業効果 精神科救急医療体制を整備することにより、精神障害者の症状悪化に応じた適切な医療の提供ができる。 (4) その他（前年度からの変更点） 精神医療センター独立行政法人化による委員報償費等の増					
2 事業主体及び負担区分								
01(2)(3)(4)(6)(7), 04(県10/10)								
01(1)(5), 02(2), 03, 05, 06, 07(国1/2, 県1/2)								
02(1)(国3/4, 県1/4)								
3 地方財政措置の状況								
普通交付税（単位費用）								
（区分）衛生費（細目）精神保健費								
（細節）精神保健費								
（積算内容）精神科救急医療体制整備等事業費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.5人=4,750千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金	諸収入					
決定額	129,921	25,920	15,453				88,548	2,550
前年額	127,371	22,920	12,703				91,748	

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：精神保健担当
 内線：3565

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B101	自殺予防相談支援事業費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	精神保健費	自殺対策事業費	
事業期間	平成19年度～	根拠法令	自殺対策基本法			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
						分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット	3-4, 3-8
1 事業概要				5 事業説明					
<p>県内の自殺者数は依然年間1,000人を超えている。自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、多くが社会的な取組により防ぐことができるとされている。そこで、市町村、民間団体等と連携し、相談体制の整備や若年層等への支援を行い、自殺者数の減少を図る。</p> <p>(1) 相談体制整備事業 59,761千円 (2) 民間支援団体等との連携強化事業 365千円 (3) 若年層向け自殺対策事業 2,863千円 (4) ICTによる自殺対策事業 27,669千円 (5) ハイリスク地向け自殺対策事業 8,587千円 (6) 普及啓発事業 1,178千円 (7) 市町村自殺対策事業費補助 150,000千円</p>				<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 相談体制整備事業 59,761千円 (ア) 『暮らしとこころの総合相談会』の運営 (イ) こころの健康相談統一ダイヤルの運営 (ウ) 電話相談支援事業(埼玉いのちの電話)</p> <p>イ 民間支援団体等との連携強化事業 365千円 ウ 若年層向け自殺対策事業 2,863千円 エ ICTによる自殺対策事業 27,669千円 オ ハイリスク地向け自殺対策事業 8,587千円 カ 普及啓発事業 1,178千円 キ 市町村自殺対策事業費補助 150,000千円</p> <p>(2) 事業計画 埼玉県自殺対策計画に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等に係わる総合的な自殺対策事業を実施。</p> <p>(3) 事業効果 県内の自殺者数 平成21年:1,796人(ピーク時)、平成26年:1,378人、平成27年:1,303人 平成28年:1,254人、平成29年:1,182人、平成30年:1,223人、令和元年:1,110人</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 『暮らしとこころの総合相談会』、『自殺対策連絡協議会』等々にて関係機関・団体と連携し、多角的な自殺対策を展開する。</p> <p>(5) その他(前年度からの変更点) 『暮らしとこころの総合相談会』の拡充 こころの健康相談統一ダイヤルの拡充(夜間・休日) ICTによる自殺対策事業の拡充</p>					
2 事業主体及び負担区分									
(1)(国1/2・県1/2)、(国2/3・県1/3)、(2)(市17.39%・県82.61%) (3)(4)(国2/3・県1/3)、(5)(国10/10・県0)事業者0 (6)(国1/2・県1/2)、(7)(国10/10～1/2)市町村0～1/2									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1.8人=17,100千円									
財 源 内 訳									
予算額		国庫支出金	諸収入					一般財源	前年との対比
決定額	250,423	212,270	63					38,090	76,342
前年額	174,081	167,240	63					6,778	

令和 3年度予算見積調書

課室名: 疾病対策課
 担当名: 精神保健担当
 内線: 3565

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B104	自殺対策推進センター設置・運営事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	精神保健費	自殺対策事業費		
事業期間	平成29年度～	根拠法令	自殺対策基本法			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット	3-4, 3-8	
1 事業概要			5 事業説明						
県の自殺の実態や特徴等の情報収集や原因等の分析を行い、それぞれの地域の特性に即した効果的な自殺対策が実施されるよう、市町村等に対し情報提供や助言等の支援を行う。 (1) 自殺対策推進センター設置・運営事業 772千円			(1) 事業内容 ア 自殺対策推進センター設置・運営事業 772千円 (ア) 市町村自殺対策計画推進支援事業 (ウ) 人材養成研修 (2) 事業計画 ア 地域における自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する情報の収集、分析、提供 イ 市町村自殺対策計画の円滑な施行に必要な支援及び情報提供 ウ 自殺対策に係わる人材の育成及び技術的助言、連携体制の構築 (3) 事業効果 県内の自殺者数：平成21年：1,796人（ピーク時）、平成26年：1,378人、平成27年：1,303人、平成28年：1,254人、平成29年：1,182人、平成30年：1,223人、令和元年：1,110人 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 自殺対策の専門家、市町村、関係団体等と連携を図る。 (5) その他（前年度からの変更点） なし						
2 事業主体及び負担区分 (国1/2 県1/2)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×2人=19,000千円									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
決定額	772	国庫支出金	386				386	△181	
前年額	953		476				477		

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：精神保健担当
 内線：3565

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B103	依存症対策事業費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	精神保健費	自殺対策事業費	
事業期間	平成30年度～	根拠法令	アルコール健康障害対策基本法、再犯の防止等の推進に関する法律、ギャンブル等依存症対策基本法等	宣言項目		分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsゴール	3
1 事業概要			5 事業説明						
<p>アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル依存症に関する知識の普及を徹底して健康障害の発生を予防、早期発見、早期治療等につなげるとともに、医療機関や相談機関、民間支援団体等の連携の仕組みを作って依存症者等への支援体制を構築する。</p> <p>(1) 依存症拠点整備事業 545千円 (2) 依存症支援団体活用事業 4,378千円 (3) 依存症啓発等事業 795千円</p>			<p>(1) 事業内容 ア 依存症拠点整備事業 545千円 依存症者等への支援体制を構築するため、依存症治療拠点機関及び依存症相談拠点機関等を設置して周知し、連携の要として体制を整備する。 イ 依存症支援団体活用事業 4,378千円 依存症の回復には、自助グループ等の活用が必須と言われている。こうした民間団体の活動を支援して依存症者の回復と社会復帰を図る。 ウ 依存症啓発等事業 795千円 依存症等に関する知識の普及を徹底し、健康障害の発生を予防する。 アルコール健康障害対策推進会議の設置運営により、アルコール健康障害対策の推進を図る。</p> <p>(2) 事業計画 ア 拠点整備 依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、依存症相談拠点機関の設置運営 イ 民間団体の活動支援 自助グループ等、民間支援団体への業務委託と活動への補助 ウ 啓発等 アルコール健康障害対策に関する啓発リーフレットの作成と配布等</p> <p>依存症対策推進総合計画策定会議、アルコール健康障害対策推進会議、ギャンブル等依存症対策推進会議の設置運営</p> <p>(3) 事業効果 アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル依存症の発生を予防し、依存症者の早期発見、早期治療、早期社会復帰のための支援体制の構築を目指す。また、医療機関、相談機関、当事者団体、民間支援団体等が個々別々に連携していたが、総合的、包括的な連携が可能になる。</p> <p>(4) その他（前年度からの変更点） 依存症対策推進総合計画、ギャンブル等依存症対策推進計画の策定に係る費用の増</p>						
2 事業主体及び負担区分 (国1/2, 県1/2)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.4人=3,800千円									
予算額			財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
決定額	5,718	2,857						2,861	559
前年額	5,159	2,577						2,582	

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：精神保健担当
 内線：3565

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B99	認知症医療支援体制整備事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	精神保健費	認知症医療対策費	
事業期間	平成28年度～	根拠法令	認知症総合戦略推進事業実施要綱 認知症疾患医療センター運営事業実施要綱		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-4
1 事業の概要			5 事業説明					
認知症の早期発見・早期診断・早期治療の徹底と、身近で充実した認知症医療の体制整備を推進し、高齢化の進行で増加する認知症へ対応する。 (1) 認知症検診事業 124千円 (2) 認知症疾患医療センター運営事業 29,400千円 (3) 地域連携会議 183千円			(1) 事業内容 ア 認知症検診事業 124千円 認知症の早期発見・早期診断・早期治療を促進するため、市町村が実施する70歳の県民を対象とした認知症検診事業に対し、埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金を交付する。 イ 認知症疾患医療センター運営事業 29,400千円 地域の認知症医療提供体制の拠点としての活動を行う認知症疾患医療センターの運営を委託する。 ウ 地域連携会議 183千円 認知症疾患医療センターと地域の医療機関や地域包括支援センターとの連携強化を図るための方策を検討する。 (2) 事業計画 ア 埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金を活用し、市町村が実施する認知症検診事業の財政的支援を行うことで、認知症検診事業の普及を図る(埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金：1,175人×2,000円=2,350千円) イ 認知症疾患医療センター運営事業 令和元年度:9センター 令和2年度:9センター 令和3年度:9センター ウ 地域連携会議 医療・福祉の連携強化を推進するための連携会議の開催。 (3) 事業効果 認知症を早期に発見し治療に結びつける体制を整備することで、住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる環境の整備に寄与できる。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 地域の医療機関、医師会等と連携 (5) その他(前年度からの変更点) なし					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (県10/10) (2) (国1/2・県1/2) (3) (県10/10)								
3 地方財政措置の状況			なし					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×2人=19,000千円					
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
			国庫支出金					
決定額	29,707	14,700					15,007	0
前年額	29,707	14,700					15,007	

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：精神保健担当
 内線：3565

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B106	地域精神保健対策費		一般会計	衛生費	保健所費	保健所費	精神保健対策費	
事業期間	平成 6年度～	根拠法令	地域保健法第 6 条、精神保健福祉法第 4 7 条、4 8 条		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット	3-4
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>精神障害者の社会復帰には困難を伴うため、住み慣れた地域において相談訪問指導等を行う必要がある。このため、地域精神保健の中核機関である保健所において、精神障害者社会復帰相談事業及び相談・訪問指導事業を実施し、社会復帰の促進を図る。</p> <p>(1) 精神障害者社会復帰相談事業 27千円 (2) 精神保健相談事業・訪問相談指導事業 4,117千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 精神障害者社会復帰相談事業 27千円 精神障害者の社会復帰を図るためのグループ活動や研修会を実施する。 イ 精神保健相談事業・訪問相談指導事業 4,117千円 保健所嘱託医師による精神保健相談、精神障害者及びその家族に対する訪問相談を通して、受診援助等の保健指導を行う。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 保健所においてグループ活動を実施する(月1回)。 イ 精神科病院または診療所等の精神科医師による相談を実施する。 保健師、精神保健福祉士による相談・訪問活動を実施する(随時)。</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>ア グループ活動利用実績(カッコ内は社会復帰した者) 平成29年度 557人(90人) 平成30年度 35人(9人) 令和元年度 446人(149人) イ 訪問実績 平成29年度 4,324件 平成30年度 3,699件 令和元年度 3,400件</p> <p>(4) その他(前年度からの変更点) 精神医療センター独立行政法人化による保健所嘱託医師に係る報償費の増</p>					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.2人=1,900千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
決定額	4,144					4,144	2,906	
前年額	1,238					1,238		

令和 3年度予算見積調書

課室名：疾病対策課
 担当名：がん対策担当
 内線：3599

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B98	がん医療提供体制整備費			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	がん医療体制整備費		
事業期間	平成19年度～	根拠法令	がん対策基本法、がん対策推進基本計画、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	宣言項目	02	健康・医療・介護の安心確保		SDGsゴール	3	
	分野施策			020307	地域医療体制の充実		SDGsターゲット	3-4		
1 事業概要				5 事業説明						
がん診療連携拠点病院において実施される、がん医療に従事する医師等に対する研修、相談支援センターでの患者等からの相談及び情報提供事業等を支援することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施及び質の高いがん医療の提供体制の確立を目指す。 (1) がん診療連携拠点病院機能強化事業 159,064千円				(1) 事業内容 がん診療連携拠点病院機能強化事業 都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院に対する補助 ・地域の医療従事者を対象としたがんの専門知識・技術の習得のための研修 ・地域の医療機関に対する共同診療計画の作成 ・院内外のがん患者及び家族からの相談事業 ・がんに関する各種情報の収集、提供及び小冊子やリーフレット等の作成・配布 ・病理医・病理診断補助員の雇用、若手医師を対象とした病理研修 ・在宅療養支援診療所リストの作成、診療所医師に対する緩和ケア研修等の実施 ・緩和ケアセンターの整備及び緊急緩和ケア病床の確保 ・就労に関する専門家の配置及び院内外のがん患者等からの就労相談の実施 (2) 事業計画 がん診療連携拠点病院機能強化事業 ・補助基準額（1病院当たり）：都道府県がん診療連携拠点病院40,000千円（国庫1/2） 地域がん診療連携拠点病院9,922千円（国庫1/2） ・補助対象施設数：都道府県がん診療連携拠点病院1病院 地域がん診療連携拠点病院12病院 (3) 事業効果 厚生労働大臣の指定を受けた都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院の機能強化を支援するとともに質の高いがん医療の提供体制を確保する。						
2 事業主体及び負担区分										
(1) (国1/2・県1/2) 事業者0										
3 地方財政措置の状況										
なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員										
9,500千円×0.3人=2,850千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との対比
		国庫支出金								
決定額	159,064	79,532						79,532	44,169	
前年額	114,895	57,447						57,448		

令和 3年度予算見積調書

課室名: 疾病対策課
 担当名: がん対策担当
 内線: 3599

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B95	地域連携緩和ケア研修事業費			一般会計	衛生費	医薬費	医務費	がん医療体制整備費	
事業期間	令和元年度～	根拠法令	がん対策基本法、がん対策推進基本計画、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針	宣言項目	02	健康・医療・介護の安心確保		SDGsゴール	3
	分野施策			020307	地域医療体制の充実		SDGsターゲット	3-4	
1 事業概要			5 事業説明						
各がん診療連携拠点病院が実施する、地域の医療機関従事者にも対象を広げた緩和ケア研修に対し補助を行う。			(1) 事業内容 地域連携緩和ケア研修事業 がん診療連携拠点病院が、地域の医療機関従事者（医師、歯科医師、これらの医師・歯科医師と協働し緩和ケアに従事するその他の医療従事者（看護師、薬剤師等））を対象とした緩和ケア研修を実施する。 県はがん診療連携拠点病院のうち、独立行政法人国立病院機構埼玉病院を除く13病院に対する補助を行う。						
(1) 地域連携緩和ケア研修事業 9,920千円			(2) 事業計画 がん診療連携拠点病院に対する補助 がん診療連携拠点病院機能強化事業 ・補助基準額（1病院当たり）：都道府県がん診療連携拠点病院800千円（国庫1/2） 地域がん診療連携拠点病院760千円（国庫1/2） ・補助対象施設：都道府県がん診療連携拠点病院1病院 地域がん診療連携拠点病院12病院						
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2) 事業者0			(3) 事業効果 厚生労働大臣の指定を受けたがん診療連携拠点病院を中心に、地域の医療従事者における緩和ケア医療（アドバンス・ケア・プランニングを含む）の質の向上と、がん診療連携拠点病院と地域医療機関の連携を強化する。						
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	9,920	国庫支出金	4,960					4,960	1,120
前年額	8,800		4,400					4,400	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：医師確保対策担当
 内線：6014600

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B54	埼玉県総合医局機構運営事業			一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	医師確保対策費	
事業期間	平成25年度～	根拠法令	医療法第30条の19ほか		宣言項目	02	健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	020308	医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット	3-8
1 事業の概要				5 事業説明					
<p>埼玉県は人口10万人当たりの医師数が全国47位であり、診療科や地域で医師の偏在も生じているため、医師確保の取組が必要である。そこで埼玉県総合医局機構を運営し一元的な医師確保の取組を実施する。</p> <p>(1) 埼玉県総合医局機構運営経費 35,455千円 (2) 高校生の志養成事業 986千円 (3) 女性医師就業支援事業 13,650千円 (4) 医師獲得活動推進事業 6,000千円 (5) 民間主催の合同説明会参加事業（医学生向け） 7,167千円 (6) 医療勤務環境改善支援センター運営費 1,737千円</p>				<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 埼玉県総合医局機構運営経費 35,455千円 埼玉県総合医局機構を運営し一元的な医師確保事業を実施する。</p> <p>イ 高校生の志養成事業 986千円 高校生が将来医師を志すよう医療体験会を実施するほか、医学生を対象とした県内医療機関の見学会を開催する。</p> <p>ウ 女性医師就業支援事業 13,650千円 産休・育休明けに就業を希望する女性医師のため、相談から復職まで一体となった各種支援事業を行う。</p> <p>エ 医師獲得活動推進事業 6,000千円 医学生や研修医向け交流会の開催により、医師の県内誘導・定着を図る。</p> <p>オ 民間主催の合同説明会参加事業（医学生向け） 7,167千円 全国の医学生を対象とした民間主催の大規模な臨床研修病院合同説明会に出展することで、多くの医学生に対して埼玉県内の臨床研修病院をPRする。</p> <p>カ 医療勤務環境改善支援センター運営費 1,737千円 県内医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援するため、医療勤務環境改善支援センターを運営する。</p> <p>(2) 事業計画 各種事業による医師の確保・派遣、高校生の志養成事業の実施、女性医師復職支援、事業周知活動の実施、総合医局機構運営協議会・各委員会の開催</p> <p>(3) 事業効果 医師の安定的な確保や医師の診療科偏在や地域偏在の解消により身近な地域において適切な医療が受けられる。</p>					
2 事業主体及び負担区分									
(1) ～ (6) (県10/10)									
(1) の一部 (国1/2) 事業者1/2									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×2.3人=21,850千円									
予算額		財 源 内 訳							
		国庫支出金	繰入金					一般財源	前年との対比
決定額	64,995	29,061	22,767					13,167	△8,303
前年額	73,298	29,061	22,948					21,289	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：医師確保対策担当
 内線：6014600 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B55	医学生・研修医誘導定着促進事業費		一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	医師確保対策費	
事業期間	平成21年度～	根拠法令 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例、埼玉県後期研修医研修資金貸与条例、埼玉県医師育成奨学金貸与条例	宣言項目		02	健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
			分野施策		020308	医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット	3-8
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>県内における医師数の増加を図るとともに、医師の診療科偏在及び地域偏在を解消するため、医学生や臨床研修医等に奨学金及び研修資金を貸与する。</p> <p>(1) 県外医学生奨学金貸与事業 268,206千円 (2) 地域枠医学生奨学金貸与事業 376,400千円 (3) 臨床研修医研修資金貸与事業 6,000千円 (4) 後期研修医研修資金貸与事業 74,420千円</p>			<p>(1) 事業内容 医学生や研修医に奨学金・研修資金を貸与し、医師数の増加を図り、医師の地域偏在・診療科偏在の解消を図る。 ア 県外医学生奨学金貸与事業 268,206千円 (ア) 貸与額 入学前100万円、1年240万円(月額20万円×12月) (イ) 対象 特定診療科等又は医師不足地域の公的医療機関で勤務する意思のある県外大学医学生 イ 地域枠医学生奨学金貸与事業 376,400千円 (イ) 貸与額 1年240万円(月額20万円×12月) ウ 臨床研修医研修資金貸与事業 6,000千円 (ウ) 貸与額 1年120万円(月額10万円×12月) (イ) 対象 県内病院の産科・小児科・救命救急センターに勤務する意思のある臨床研修医 エ 後期研修医研修資金貸与事業 74,420千円 (エ) 貸与額 1年240万円(月額20万円×12月) (イ) 対象 条例で定める後期研修を受講する医師</p> <p>(2) 事業計画 ア 県外医学生奨学金貸与事業 123人(県外大学：入学予定者15人、在学生(1～6年生)108人) イ 地域枠医学生奨学金貸与事業 156人(埼玉医科大学(106人)：1年生19人、在学生(2～6年生)87人 順天堂大学(35人)：1年生7人、在学生(2～6年生)28人 日本医科大学(15人)：1年生4人、在学生(2～5年生)11人) ウ 臨床研修医研修資金貸与事業 5人(4人(新規)、1人(継続)) エ 後期研修医研修資金貸与事業 31人(10人(新規)、21人(継続))</p> <p>(3) 事業効果 貸与終了後、県内病院の産科・小児科・救命救急センター及び医師不足地域の公的医療機関に勤務する医師の増</p>					
2 事業主体及び負担区分								
<p>(1) (3) (4) (県10/10) (2) (県10/10) 事業者0 (2) (県1/2) 事業者1/2</p>								
3 地方財政措置の状況								
<p>特別交付税(省令第2条第1項事項56) 医師の確保のための奨学金又は貸付金に要する経費</p>								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1.4人=13,300千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額								
決定額	725,026						725,026	22,790
前年額	702,236						702,236	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：医師確保対策担当
 内線：6014600

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B56	開業医による拠点病院支援事業費			一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	医師確保対策費		
事業期間	平成20年度～	根拠法令	なし				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3	
							分野施策	020308 医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット 3-8	
1 事業の概要 小児科などの病院勤務医の不足により、病院の診療体制の維持が困難な状況にある。 特に、地域医療体制において重要な役割を担う中核的医療機関の医師等の確保について早急な対策が求められている。 全国的な医師不足の中、病院の勤務医を新たに確保することは非常に困難であるため、開業医が病院を支援する仕組みづくりによって、地域医療体制の整備と病院勤務医の負担軽減を図るものである。 (1) 開業医による救急医療支援事業 17,183千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 開業医による救急医療支援事業 17,183千円 (イ) 地区医師会への委託事業 ・朝霞地区 : 朝霞地区医師会 (国立病院機構埼玉病院) 5,283千円 (イ) 病院に対する補助事業 ・坂戸・飯能地区 : 埼玉医科大学病院 4,850千円 ・所沢地区 : 所沢市市民医療センター 4,850千円 ・東部北地区 : 土屋小児病院 2,200千円 (2) 事業計画 小児科など病院勤務医の不足により、病院の診療体制の維持が困難な状況にある。 特に、地域医療において重要な役割を担う中核的医療機関の医師確保について早急な対策が求められている。 そこで、地域の中核的医療機関における医師確保の支援策として、地域の開業医に働きかけて中核的医療機関の診療を支援する連携協力体制を構築することにより、地域医療体制の整備と病院勤務医師の負担軽減を図るものである。 (3) 事業効果 平成20年度 支援対象病院 2病院 平成21年度 " 4病院 平成22年度～23年度 " 6病院 平成24年度～30年度 " 5病院 令和元年度～ " 4病院 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 地域の開業医と中核的医療機関の連携協力体制を県が支援						
2 事業主体及び負担区分 (1) (県10/10) 事業者0										
3 地方財政措置の状況 特別交付税(省令第2条第1項事項64) 不採算地区公的病院等の助成に要する経費										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.5人=4,750千円										
予算額				財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
決定額	17,183							17,183	△600	
前年額	17,783							17,783		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：医師確保対策担当
 内線：6014600

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B57	救急指導医等派遣事業費			一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	医師確保対策費		
事業期間	平成22年度～	根拠法令	なし				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3	
							分野施策	020308 医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット 3-8	
1 事業の概要				5 事業説明						
<p>県北地域や秩父地域等では依然として救急科や小児科をはじめとする医師不足の状況が続いている。そこで、医師不足により診療体制を維持することが困難な病院の医師確保を支援するため、大学医学部に寄附講座を設置し、指導医等の支援を受けることにより医師の確保・養成を図る。</p> <p>また、県立小児医療センター等の小児科医等を医師確保の困難な地域の拠点病院等に当直医等として派遣することにより、救急医療体制の強化を促進する。</p> <p>(1) 寄附講座運営支援事業費 35,000千円 (2) 医師派遣事業 48,656千円 (3) 秩父保健医療圏医師派遣支援事業費 18,200千円</p>				<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 寄附講座運営支援事業 35,000千円 医師不足により診療体制を維持することが困難な病院が関連医大に寄附講座を設置し、医療課題を研究するとともに、その関連医大から指導医等の派遣を受けることで、医師の確保、養成を図る。</p> <p>イ 医師派遣事業 48,656千円 (ア) 雇用人数 8人 (県立小児医療センター雇用人数：4人、大学病院等雇用人数：4人) (イ) 派遣回数 年間233回</p> <p>ウ 秩父保健医療圏医師派遣支援事業 18,200千円 秩父市が行う産婦人科医、助産師・看護師の派遣事業を支援することにより、秩父保健医療圏における産科医療の維持を図る。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 寄附講座運営支援事業費 県の政策医療を担う地域の拠点病院等の関連医大に寄附講座を設置するための経費の一部を助成する。</p> <p>イ 医師派遣事業 県立小児医療センター等の小児科医等を医師確保の困難な地域の拠点病院等に当直医等として派遣することにより救急医療体制の強化を促進する。</p> <p>ウ ちちぶ医療協議会(事務局：秩父市)が行う産婦人科医、看護師、助産師の派遣事業に対し補助を行う。</p> <p>(3) 事業効果 県内の医師不足地域における小児・周産期医療体制を維持確保することができる。</p>						
2 事業主体及び負担区分										
<p>(1) (3) (県1/2) 事業者1/2 (2) (県1/2) 市1/2又は事業者1/2</p>										
3 地方財政措置の状況										
なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員										
9,500千円×0.7人=6,650千円										
財 源 内 訳										
予算額		繰入金						一般財源		前年との対比
決定額	101,856	83,656						18,200		△17,495
前年額	119,351	101,151						18,200		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：医師確保対策担当
 内線：6014600

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B58	地域医療教育センター事業費			一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	医師確保対策費	
事業期間	平成28年度～	根拠法令	なし				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3
							分野施策	020308 医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット 3-8
1 事業概要 県内の医師・看護師等医療従事者のスキルアップ支援及び本県への誘導を図るシミュレータ等を利用した教育研修を実施する。 (1) 地域医療教育センター事業費 4,940千円				5 事業説明 (1) 事業内容 地域医療教育センター事業費 4,940千円 県立小児医療センター新病院に付加機能として設置した地域医療教育センターで、医師や看護師をはじめとする医療従事者向けの研修などを行うために必要な経費 (2) 事業計画 平成29年度 教育の基本方針(3つの柱)「人材育成」「チーム医療」「地域医療」に沿ってシミュレータを購入。センターが本格的に稼働。 平成30年度 本格稼働初年度の経験を踏まえ、医師の認定資格取得のための研修を実施し、県内の医療従事者の確保・誘導を図れる研修環境を構築していく。 令和元年度以降 学会認定資格の指導者養成を目的とした研修や医療手技を学ぶ研修を行うなど、医師向け教育研修の一層の充実を図り、本県における医師の教育拠点となることを目指していく。 (3) 事業効果 シミュレーション機器を活用した医療技術の研修等を行うことで、県内の医療人材の医療技術が向上すると共に、研修体制を充実させることで医師の県内誘導が進み、医師の確保が図られる。 (4) その他 ア 県立小児医療センターの8階に設置。専有面積約1,422㎡ イ 医師、看護師をはじめとする医療従事者全般に対する研修機会実施のためのシミュレーション機器を備えた研修室や仮想病室等のシミュレーション室を設置。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×2人=19,000千円									
予算額				財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
決定額	4,940						4,940	△1,046	
前年額	5,986						5,986		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：医師確保対策担当
 内線：6014600

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B59	若手医師キャリア形成支援事業			一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	医師確保対策費		
事業期間	平成30年度～	根拠法令	埼玉県医師育成奨学金貸与条例	宣言項目		02	健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3	
	分野施策			020308	医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット	3-8			
1 事業概要 奨学金貸与者等「若手医師」が義務年限を果たしながら専門医等の資格が取得できるよう支援を行い、安心して地域医療に従事できる体制を構築する。 (1) キャリア形成支援プログラム作成事業 401千円 (2) 医師派遣・キャリア形成支援部会 389千円 (3) キャリアコーディネーター設置事業 792千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア キャリア形成支援プログラム作成事業 401千円 特定地域での医療を経験しながら、義務年限内で専門医が取得できる個別のモデルプログラムを作成する。 イ 医師派遣・キャリア形成支援部会 389千円 モデルプログラムの作成方針の検討や新たな専門医制度を見据えたキャリア形成支援と奨学金貸与者に係る「医師派遣計画」策定の実質的な作業を行う医師派遣・キャリア形成支援部会を運用する。 ウ キャリアコーディネーター設置事業 792千円 医師のキャリア形成に精通したキャリアコーディネーターを設置し、モデルプログラム作成医療機関や医学生・若手医師に対しての助言・支援を行う。 (2) 事業計画 ア 奨学金貸与者向けのキャリア形成支援プログラムの更なる充実 イ モデルプログラムの作成方針の決定、医師派遣計画の策定 ウ キャリア形成支援プログラムに基づくキャリア相談 (3) 事業効果 奨学金により確保した医師が義務年限を果たしながら専門医資格を取得できる受け皿医療機関の確保と支援体制の整備により、奨学金貸与者が義務年限後も県内で定着・活躍できる体制を構築することができる。						
2 事業主体及び負担区分 (1)～(3) (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.7人=6,650千円										
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比
		繰入金								
決定額	1,582	1,582						0	0	
前年額	1,582	1,582						0		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：医師確保対策担当
 内線：6014600

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B60	医師にとって魅力ある「埼玉ブランド」構築事業費		一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	医師確保対策費		
事業期間	令和元年度～	根拠法令				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
				分野施策	020308 医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット	3-8		
1 事業概要 医師にとって魅力ある「埼玉ブランド」を構築し、医師の確保・定着と質の高い医師の育成を図る。 (1) トップランナー医師育成留学支援事業 7,035千円 (2) 臨床研修評価認定支援事業 2,500千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア トップランナー医師育成留学支援事業 7,035千円 (ア) 小児、周産期、救急などの診療科で地域医療をリードする医師が海外で最先端の知識・技術を習得し、県内で後進育成として還元できるようにするため、海外留学支援を行う。 (イ) クイーンズランド州（オーストラリア）内の病院への留学斡旋 イ 臨床研修評価認定支援事業 2,500千円 外部機関が実施する臨床研修病院を対象にした臨床研修評価に要する経費を助成する。 (2) 事業計画 ア 海外留学者2名程度を支援 イ 臨床研修評価を未実施の臨床研修病院5病院で実施 (3) 事業効果 医師を「集める」から医師が「集まる」埼玉ブランドの構築により、医師の確保・定着と臨床研修病院としての質の向上を図ることができる。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10) 事業主体0									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
決定額	9,535						9,535	△2,900	
前年額	12,435						12,435		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：医師確保対策担当
 内線：6014600

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B61	後期研修医獲得定着事業			一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	医師確保対策費		
事業期間	令和 2年度～ 令和12年度	根拠法令	医療法第30条の25			宣言項目 分野施策		SDGsゴール	3	
								SDGsターゲット	3-8	
1 事業の概要				5 事業説明						
<p>本県では、後期研修医の県外からの獲得及び県内への定着促進が課題となっている。</p> <p>そこで、県外大学病院から優秀な指導医及び専門医をチームで派遣、民間主催の合同説明会に参加で、県内の後期研修の魅力向上及び魅力発信を図る。さらに独自で後期研修スタートアップセミナーも開催する。</p> <p>(1) スーパーDr. チーム確保事業 40,000千円 (2) 民間主催の合同説明会参加事業 8,669千円 (臨床研修医向け) (3) 後期研修スタートアップセミナー 1,020千円</p>				<p>(1) 事業内容</p> <p>ア スーパーDr. チーム確保事業 40,000千円 寄附講座により、県外大学病院から優秀な指導医及び専門医をチームで派遣してもらう。県内後期研修の指導体制強化を図り、後期研修医を県内に呼び込む。</p> <p>イ 民間主催の合同説明会参加事業 (臨床研修医向け) 8,669千円 臨床研修医向けの日本最大規模の合同説明会に、県内病院を取りまとめて埼玉県として参加し、本県の後期研修プログラムの魅力をアピールする。(県内後期研修基幹施設：39病院)</p> <p>ウ 後期研修スタートアップセミナー 1,020千円 臨床研修医に対し、埼玉県の後期研修 (専門研修プログラム) における魅力や特色を紹介し、県内への定着を図る。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア スーパーDr. チーム確保事業 県外大学病院に寄附講座を設置 (2病院)、指導医及び専門医をセットで派遣</p> <p>イ 民間主催の合同説明会参加事業 (臨床研修医向け) 参加回数 1回</p> <p>ウ 後期研修スタートアップセミナー 県の後期研修の魅力に係る講演、パネルディスカッション、後期研修基幹病院からのガイダンス、交流会の実施</p> <p>(3) 事業効果 後期研修医の県外からの獲得及び県内への定着を促進する。</p>						
2 事業主体及び負担区分										
<p>(1) (県1/2) 事業者1/2 (2) (3) (県10/10)</p>										
3 地方財政措置の状況										
なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員										
9,500千円×0.4人=3,800千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比
決定額	49,689	繰入金	40,000						9,689	△2
前年額	49,691	繰入金	40,000						9,691	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：看護・医療人材担当
 内線：3543

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B167	埼玉県理学療法士会補助		一般会計	衛生費	医薬費	医務費	埼玉県理学療法士会補助		
事業期間	平成 5年度～	根拠法令	公益社団法人埼玉県理学療法士会補助金交付要綱			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
	分野施策					020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-1, 3-2, 3-3, 3-4,	
1 事業概要 理学療法士の資質を高め、地域保健医療の充実を図るため、団体が実施する教育事業に対し助成する。 (1) 埼玉県理学療法士会補助 230千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 埼玉県理学療法士会補助 230千円 埼玉県理学療法士会が主催する学術、研究などの事業に対して助成する。 (2) 事業計画 理学療法の普及のため、継続して事業実施を行う。 (3) 事業効果 県民の健康保持と公衆衛生の向上に寄与する。						
2 事業主体及び負担区分 (1) (県10/10) 事業者0									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
決定額	230						230	△20	
前年額	250						250		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：看護・医療人材担当
 内線：3543 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B62	新人看護職員定着支援事業費			一般会計	衛生費	医薬費	保健師等指導管理費	看護指導費		
事業期間	平成22年度～	根拠法令	看護師等の人材確保の促進に関する法律			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3	
					分野施策	020308 医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット	3-8		
1 事業の概要 新人看護職員の臨床実践能力獲得と職場定着を促進するため、国のガイドラインに沿った新人看護職員研修を実施する。また、病院等における研修体制整備を支援する。 (1) 新人看護職員研修事業費補助 73,343千円 (2) 新人看護職員合同研修事業 5,946千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 新人看護職員研修事業費補助 67,397千円 国のガイドラインに沿った新人看護職員研修の普及と円滑な実施を推進するため、病院等に対し事業費を補助 イ 新人看護職員合同研修事業 5,946千円 新人看護職員等の研修を自施設で完結できない場合でも着実に研修を受けられるよう、外部組織で研修を実施 (ア) 新人研修 19回×各回100人程度 (イ) 新人指導者研修 10回×各回 30人程度 (2) 事業計画 ア 新人看護職員研修事業費補助 新人看護職員を採用する県内全ての病院等でガイドラインに沿った研修が導入されることを目指して継続する。 イ 新人看護職員合同研修事業 研修を自施設で完結できない病院等に対し、外部組織で研修を受講できるように、新人看護職員合同研修を実施する。 (3) 事業効果 新人看護職員の職場定着を促進し、県内の看護職員の量的・質的確保に寄与する。 【県内の新人看護職員の離職率】 平成28年度6.5%(全国7.6%) 平成29年度6.8%(全国7.5%) 平成30年度6.1%(全国7.8%)						
2 事業主体及び負担区分 (1) (県1/2) 事業者1/2 (2) (県10/10) 事業者0										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円										
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比
決定額	73,343	繰入金	73,343						0	△5
前年額	73,348	繰入金	73,348						0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：看護・医療人材担当
 内線：3543 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B63	高度・専門分野における看護師育成推進事業費			一般会計	衛生費	医薬費	保健師等指導管理費	看護指導費	
事業期間	平成19年度～	根拠法令	がん対策基本法、看護師等の人材確保の促進に関する法律、精神保健福祉法	宣言項目			分野施策	020308 医師・看護師確保対策の推進	SDGsゴール 3 SDGsターゲット 3-8
1 事業の概要				5 事業説明					
<p>高度・多様化する医療や医療を提供する場が拡大するなか、在宅・高齢者医療にかかる分野及び特に不足している分野の認定看護師等を育成することで、指導的役割を担う看護師の育成と確保を促進し、県内の高度・専門的な医療提供の体制を図る。</p> <p>(1) 認定看護師等確保・推進事業 24,660千円 (2) 専門分野の看護師研修事業 859千円 (3) 助産師出向支援導入事業 2,102千円</p>				<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 認定看護師等確保・推進事業 24,660千円 (ア) 資格取得支援事業 (対象20人) 認定看護師教育機関等に入学した看護師を対象に資格取得支援。 (イ) 認定看護師等活用事業 県内の看護レベルを向上させるため、県内医療機関に認定看護師を派遣し、専門的な知識、技術の普及を図る。(認定看護師派遣 110回)</p> <p>(ウ) 認定看護師育成補助事業 認定看護師の教育機関に看護師を派遣する病院に対して、派遣中の人件費の一部を補助する。(補助対象15人)</p> <p>イ 専門分野の看護師研修事業 859千円 訪問看護研修 訪問看護ステーションの管理者や教育指導者に対し研修を行うことで、在宅医療の充実、推進を図る。</p> <p>ウ 助産師出向支援導入事業 2,102千円 助産師就業の偏在是正、助産実践能力の強化、助産における実習施設確保を図り、周産期医療提供体制の整備充実を図る。</p> <p>(2) 事業計画 高度・多様化する医療や医療を提供する場の拡大する現状のなか、当該医療現場に従事する看護職の養成確保のみならず、その資質向上を図るため、医療現場において熟練した知識・技術、専門的な知識を備え指導的役割を担う看護師の育成と確保を促進し、県内の高度・専門的な医療提供の体制を図る。</p> <p>(3) 事業効果 県内の看護レベルの向上が期待される。研修環境の向上が期待される。</p>					
2 事業主体及び負担区分									
(1)、(2) (県10/10) (3) (国10/10、県0)									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.2人=1,900千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金						
決定額	27,621	2,102	25,519					0	0
前年額	27,621	2,102	25,519					0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：看護・医療人材担当
 内線：3543 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B64	看護職員就業支援事業費			一般会計	衛生費	医薬費	保健師等指導管理費	看護指導費	
事業期間	平成 6年度～	根拠法令	看護師等の人材確保の促進に関する法律			宣言項目	SDGsゴール 3		
					分野施策	020308 医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット 3-8		
1 事業の概要 未就業の看護の有資格者の職場復帰や、就業中の看護職員の勤務環境の改善を支援することで看護職員の定着促進及び看護職員不足の改善を図る。 (1) 看護職員の復職支援事業 25,119千円 (2) 看護職員の就労環境改善事業 1,494千円 (3) 届出制度活用促進事業 8,326千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 看護職員の復職支援事業 25,119千円 (ア) 未就業者対象の無料職業紹介事業の実施 看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、未就業看護職有資格者に対する無料職業紹介を実施。 (イ) 巡回就業相談事業の実施 就業相談員をハローワークに派遣し、専門的アドバイスにより就業に結び付ける。 (ロ) 再就業技術講習会の実施 未就業の看護職員に対し、看護に関する最新の知識及び技術を習得する講習会を実施(30か所)。 イ 看護職員の就労環境改善事業 (働きやすい職場づくり事業) 1,494千円 (ア) 勤務環境改善研修の実施 (イ) 勤務環境改善支援相談員派遣の実施 (ロ) 心の健康づくり支援事業の実施 ウ 届出制度活用促進事業 8,326千円 (ア) 制度の普及啓発の実施 (イ) 届出情報をもとに離職中の看護師等とつながりを持ち、復職に向け各々の状況に応じた的確な支援を実施。 (ロ) 届出者交流会の実施 (2) 事業計画 ア 看護職員の復職支援事業 看護職員不足の改善を図るため、未就業看護職員の職場復帰を継続支援する。 イ 看護職員の就労環境改善事業 看護職員の定着が促進するため、継続して就労環境の改善を図る。 ウ 届出制度活用促進事業 届出制度の普及啓発及び届出データの活用により、潜在看護士等のニーズに応じた復職支援を実施する。 (3) 事業効果 県内看護職員の再就業及び職場定着が促進され、看護職員不足の改善や看護の質の向上が図れる。 看護職員数：平成30年末68,722人、再就業者数：平成30年度617人、令和元年643人、令和2年度650人(目標)						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円									
財 源 内 訳									
予算額		繰入金					一般財源		前年との対比
決定額	34,939	18,992					15,947		2,150
前年額	32,789	19,200					13,589		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：看護・医療人材担当
 内線：3543 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B65	看護学生実習受入確保事業費補助金		一般会計	衛生費	医薬費	保健師等指導管理費	看護指導費	
事業期間	平成28年度～ 令和 5年度	根拠法令	埼玉県看護師等養成所の運営に関する指導要領、看護師等の 人材確保の促進に関する法律			宣言項目 分野施策	020308 医師・看護師確保対策の推進	SDGsゴール 3 SDGsターゲット 3-8
1 事業の概要			5 事業説明					
近年の看護師等学校養成所の新設・定員増に伴い、実習病院の確保が困難となっている。 そのため、県内の病院等における実習施設の拡充が必要であり、受入に要する経費の一部を助成することにより、看護学生の県内就業を促進する。 (1) 看護学生実習受入確保事業費補助金 8,249千円			(1) 事業内容 ア 看護学生実習受入確保事業費補助金 8,249千円 看護学生の実習受け入れ施設の拡充を促進するため、受け入れ体制の整備等の実習受け入れに必要な経費の一部を県が補助する。 (ア) 実習に必要な施設・設備の整備に要する経費 パソコン、ロッカー、机、実習用具、図書等の購入等 (イ) 実習の指導者となる職員の養成に必要な経費 実習指導者講習会の受講料・交通費、給与費等、受講期間中の代替臨時職員の給与費等 (ウ) 実習を受ける施設の人件費を補助する経費（母性・小児領域に限る） 実習指導者を補佐するための非常勤職員を雇用する給与費等、実習指導者の賃金等 (2) 事業計画 県内病院等の実習環境を整備・促進することで、実習病院等へかかる負担等を軽減し実習環境を改善するとともに県内就業者数の増加を図るために継続する。 (3) 事業効果 看護師等学校養成所の新設に伴う実習施設不足を解消することができる。また、実習施設へ就業する看護学生は一定割合見込まれていることから、県内病院等で実習を行うことで、県内就業を促進できる。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.2人=1,900千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
			繰入金					
決定額	8,249	8,249					0	0
前年額	8,249	8,249					0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：看護・医療人材担当
 内線：3532 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B66	在宅医療を担う幅広い分野の看護師確保・育成事業費		一般会計	衛生費	医薬費	保健師等指導管理費	看護指導費	
事業期間	平成28年度～	根拠法令				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3
				分野施策		010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット 3-8	
1 事業概要 在宅医療の更なる推進のため、訪問看護や介護施設の看護師の研修体制を充実する。			5 事業説明					
(1) 訪問看護師育成プログラム普及事業 2,339千円			(1) 事業内容					
(2) 高度な医療に対応する訪問看護師育成事業 4,770千円			ア 訪問看護師育成プログラム普及事業 2,339千円					
(3) 医療事務研修事業 1,319千円			平成28年度に策定し、令和2年度に一部改訂した「新卒者等訪問看護師育成プログラム」の研修メニューのうち、単独の訪問看護ステーションでは対応できない合同研修などを開催する。					
(4) 訪問看護ステーション体験実習事業 2,460千円			(ア) 新人訪問看護師職場定着のための合同基礎研修					
(5) 介護施設への認定看護師派遣事業 4,030千円			(イ) 指導者育成研修、OJT実施方法の支援					
			イ 高度な医療に対応する訪問看護師育成事業 4,770千円					
			末期がん等の医療依存度の高い患者に対応できる高度な訪問看護師をOJTにより育成					
			(ノウハウのある訪問看護ステーションで2か月以上のOJTを実施した事業者に対し、53万円を上限に補助)					
			ウ 医療事務研修事業 1,319千円					
			適正な保険請求を行うため、診療報酬請求に関する研修を実施する。					
			エ 訪問看護ステーション体験実習事業 2,460千円					
			中・高校生、看護学生、潜在看護師、病院看護師など訪問看護に興味を持つ幅広い看護師等を対象に現場体験実習を実施し、訪問看護への理解を深め、訪問看護ステーションへの就職につなげる。					
			オ 介護施設への認定看護師派遣事業 4,030千円					
			介護施設に必要な高度な専門知識（認知症看護、皮膚・排泄ケア、感染管理、摂食・嚥下、緩和ケア等）を持つ認定看護師を派遣し、そこに勤務する看護師の看護技術の向上を図る。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)			(2) 事業計画					
			ア 訪問看護師育成プログラムの普及事業 (前期) 4月～9月 (後期) 10月～3月					
			イ 高度な医療に対応する訪問看護師育成事業 年間 9事業者 (9人以上の育成)					
			ウ 医療事務研修事業 県内2地区 (さいたま市、川越市)					
			エ 訪問看護ステーション体験実習事業 体験実習参加者 230人					
			オ 介護施設への認定看護師派遣事業 認定看護師派遣施設 100か所					
3 地方財政措置の状況 なし			(3) 事業効果 訪問看護師や介護施設の看護師の質の向上により、幅広い分野の在宅医療の充実を図る。					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
決定額	14,918	繰入金					0	0
前年額	14,918						0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：看護・医療人材担当
 内線：3532 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B67	2025年に向けた訪問看護推進事業費		一般会計	衛生費	医薬費	保健師等指導管理費	看護指導費		
事業期間	平成30年度～	根拠法令				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
				分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-8		
1 事業概要			5 事業説明						
質の高い訪問看護サービスの安定的な提供を推進していくため、訪問看護ステーションの職員の人材育成と管理者のマネジメントスキルの向上や、本県の訪問看護施策の方向性を検討する体制の整備を図る。 (1) 訪問看護ステーション管理者支援事業 5,632千円 (2) 訪問看護推進検討委員会運営費 417千円			(1) 事業内容 ア 訪問看護ステーション管理者支援事業 5,632千円 個々の訪問看護ステーションにおける実務に関する相談等に回答する窓口を設け、訪問看護職員と訪問看護ステーションの管理者の人材育成を図る。 (イ) 訪問看護の総合相談窓口 (ロ) 訪問看護ステーションの管理者等相談窓口（電話・個別相談） (ハ) 指導者の育成 イ 訪問看護推進検討委員会運営費 417千円 質の高い訪問看護サービスの安定的な提供に寄与するため、本県の訪問看護に関する課題・対策の検討を行うことを目的として設置する。 ○構成員： 県医師会、県看護協会、県訪問看護協会、有識者等 (2) 事業計画 ア 訪問看護ステーション管理者支援事業 相談窓口（常時対応）、指導者向け研修参加 イ 訪問看護推進検討委員会運営費 年2回程度開催 (3) 事業効果 訪問看護ステーションの一人一人の訪問看護師の資質の向上や、管理者のマネジメントスキルの向上により、質の高い訪問看護サービスの安定的な提供を図る。						
2 事業主体及び負担区分 (県 10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.6=5,700千円									
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比	
決定額	6,049						6,049	△903	
前年額	6,952						6,952		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：看護・医療人材担当
 内線：3532 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B68	埼玉県訪問看護教育ステーション事業費		一般会計	衛生費	医薬費	保健師等指導管理費	看護指導費		
事業期間	令和元年度～	根拠法令				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
				分野施策	010205 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり	SDGsターゲット	3-8		
1 事業概要			5 事業説明						
急速な高齢化の進展に伴い、医療・介護の需要が高まっており、本県の平成37年の在宅医療の必要量は平成25年の約1.8倍になると見込まれている。 こうしたことから、在宅医療の要である訪問看護師を育成し、地域包括ケアシステムの構築に結び付けるとともに、全県展開する在宅医療連携拠点の活動をサポートすることによって在宅医療体制の整備を図る。 (1) 埼玉県訪問看護教育ステーション事業 5,351千円			(1) 事業内容 訪問看護ステーションに対し、身近な場所で地域の実情を踏まえた実践的な研修の機会を提供できる体制を構築するため、県内各地域において、人材育成支援の経験が豊富で地域の医療機関との連携が多数ある訪問看護ステーションを「教育ステーション」と位置づけ、域内の訪問看護ステーションの人材育成を行う。 (2) 事業計画 教育ステーションが域内（二次医療圏ごと）で下記の研修を実施する。 ア 専門知識や技術習得を目的とした手技演習等（年3回程度） イ 地域の医療機関等と連携した研修（年4回程度） ウ 在宅医療現場での新任職員の実践トレーニング（年10回） (3) 事業効果 身近な地域で実践的な研修が受けられる仕組みを整備することで、地域の訪問看護師の人材育成を図り、在宅医療体制の整備を図る。						
2 事業主体及び負担区分 (県 10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1人=9,500千円									
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比	
			繰入金						
決定額	5,351	5,351					0	0	
前年額	5,351	5,351					0		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：看護・医療人材担当
 内線：3543 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B69	看護師等養成所運営費		一般会計	衛生費	医薬費	保健師等指導管理費	看護師等養成所運営費補助		
事業期間	昭和46年度～	根拠法令	看護師等の人材確保の促進に関する法律			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
	分野施策					020308 医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット	3-8	
1 事業概要 看護職員不足の改善と、看護基礎教育の質の向上を図るため、看護師等養成所の運営に必要な経費を補助し、看護師等の確保を促進するとともに、看護師等養成所の養成力の強化を図る。 (1) 看護師等養成所運営費 643,883千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 看護師等養成所運営費 643,883千円 看護師等養成所の運営に係る費用の補助 ○ 補助対象課程数 50課程 (民間立49課程、公的1課程) (2) 事業計画 ア 看護師等養成所運営費 来年度以降も引き続き看護師等養成所に対し運営費を補助 (3) 事業効果 ア 看護師等養成所運営費 県内看護師等養成所で看護職員が養成されることにより、看護職員不足の改善が図られる。 ○ 看護師等養成所運営費の過去5年の実績 令和2年度 50過程に対し補助見込み (民間立49課程、公的1課程) 平成31年度 46課程に対し補助 (民間立44課程、公的2課程) 平成30年度 46課程に対し補助 (民間立44課程、公的2課程) 平成29年度 46課程に対し補助 (民間立44課程、公的2課程) 平成28年度 45課程に対し補助 (民間立43課程、公的2課程) 平成27年度 45課程に対し補助 (民間立43課程、公的2課程)						
2 事業主体及び負担区分 (1) (県10/10) 事業者 0									
3 地方財政措置の状況 普通交付税 (単位費用) (区分) 衛生費 (細目) 医療行政費 (細節) 看護師・保健師・助産師費 (積算内容) 看護師養成所運営費補助金									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.6=5,700千円									
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比	
			繰入金						
決定額	643,883	629,810					14,073	0	
前年額	643,883	626,455					17,428		

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：看護・医療人材担当
 内線：3543 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B71	看護師等就労環境改善施設整備費		一般会計	衛生費	医薬費	保健師等指導管理費	看護師等離職防止施設整備費補助	
事業期間	平成 5年度～	根拠法令	埼玉県看護師等就労環境改善施設整備費補助金交付要綱			宣言項目		SDGsゴール 3
					分野施策	020308 医師・看護師確保対策の推進		SDGsターゲット 3-8
1 事業の概要 看護職員等の就労環境改善を図るため、看護師宿舍、病院内保育所及びナースステーション等の整備を行う医療機関に対し、整備に要する経費の一部を補助する。 (1) 看護師勤務環境改善施設整備費補助 0千円 (2) 看護師宿舍施設整備費補助 0千円 (3) 病院内保育所施設整備費補助 4,649千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア 看護師勤務環境改善施設整備費補助 0千円 ナースステーション、処置室及びカンファレンスルーム等の拡張や新設等、看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりを支援することにより、看護職員の離職防止を図る。 イ 看護師宿舍施設整備費補助 0千円 看護師宿舍の個室整備をすることにより、看護職員の定着促進を図る。 ウ 病院内保育所施設整備費補助 4,649千円 病院内保育所を整備することにより、看護職員の定着促進を図る。 (2) 事業計画 ア 対象 1医療施設 イ 利用者数 20人 (3) 事業効果 看護職員等の就労環境が改善され、また、看護職員等の確保、離職防止につながる。					
2 事業主体及び負担区分 (1) (県1/3) 事業者2/3 (2) (県1/3) 事業者2/3 (3) (県1/3) 事業者2/3								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.2人=1,900千円								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
決定額	4,649	繰入金					0	4,649
前年額	0						0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：看護・医療人材担当
 内線：3543 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B70	病院内保育所運営費		一般会計	衛生費	医薬費	保健師等指導管理費	病院内保育所運営費補助	
事業期間	昭和49年度～	根拠法令	埼玉県病院内保育所運営費補助金交付要綱			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール 3
					分野施策			SDGsターゲット 3-8
1 事業概要			5 事業説明					
<p>埼玉県の人口10万対医師数及び就業看護師数は、全国的に下位に位置しており、人材の確保が急務である。女性医師、看護職員の離職の理由として子育てに関する不安が多くあげられている。病院内保育所の拡充により、出産を機に退職する医師、看護師等の離職防止及び復職支援を図り、医師、看護師不足を改善する必要がある。そこで、子どもを持つ医師、看護職員等の離職防止と復職を支援するため、保育施設を整備している病院等に対し、運営に係る人件費の補助を行う。</p> <p>(1) 病院内保育所運営費 286,361千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 病院内保育所運営費 286,361千円 医師・看護職員等のための病院内保育事業の実施に伴う、保育士等の職員の人件費（給料、諸手当等）及び委託料に対して補助を行う。 なお、次の保育を実施している施設に対しては、補助を加算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間保育 ・病児保育 ・緊急一時保育 ・休日保育 <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 病院内保育所運営費 ・対象者数：131病院及び3診療所 合計134施設</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>ア 病院内保育所運営費 病院内保育所が増え、看護職員等の離職防止や復職の支援の充実が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績 平成28年度 130施設 平成29年度 130施設 平成30年度 127施設 令和元年度 128施設 令和2年度 132施設（予定） 					
2 事業主体及び負担区分								
<p>(1) (県2/3) 民間事業者1/3 (県2/3) 公的事業者1/3</p>								
3 地方財政措置の状況								
<p>衛生費 医療行政費 特別医療対策費</p>								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.7人=6,650千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		繰入金						
決定額	286,361	281,776					4,585	24
前年額	286,337	281,751					4,586	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：看護・医療人材担当
 内線：3543 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B168	埼玉県看護協会等補助		一般会計	衛生費	医薬費	保健師等指導管理費	埼玉県看護協会等補助	
事業期間	昭和42年度～	根拠法令	看護協会等補助金交付要綱		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
	分野施策				020308 医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット	3-8	
1 事業概要 看護職員の資質を高め、地域保健医療の充実を図るため、看護団体が実施する教育事業に対し助成する。 (1) 埼玉県看護協会補助 420千円 (2) 埼玉県助産師会補助 90千円			5 事業説明 (1) 事業内容 県内の看護団体が実施する教育などの事業に対して助成する。 ア 公益社団法人埼玉県看護協会 420千円 保健師講習会（保健師職能委員会）、助産師講習会、事例研究会（助産師職能委員会）、看護師等講習会、看護セミナー、指導者講習会（看護師職能委員会） イ 一般社団法人埼玉県助産師会 90千円 医療安全等に関する講習会及び研修会 (2) 事業計画 看護職員の資質を向上させ、地域保健医療を充実させるため、継続して事業実施を行う。 (3) 事業効果 県民の健康保持と公衆衛生の向上に寄与する。					
2 事業主体及び負担区分 (1)、(2) (県10/10) 事業者0								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円								
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比
決定額	510						510	△40
前年額	550						550	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：看護・医療人材担当
 内線：3543

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B169	埼玉県看護師等養成所長会補助		一般会計	衛生費	医薬費	保健師等指導管理費	埼玉県看護師等養成所長会補助	
事業期間	昭和50年度～	根拠法令	埼玉県看護師等養成所長会補助金交付要綱		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
	分野施策				020308 医師・看護師確保対策の推進	SDGsターゲット	3-8	
1 事業概要 看護師等養成所間の連絡を密にし、健全な運営管理及び教育内容の質的向上を図る。 (1) 埼玉県高等看護学院長会補助 90千円 (2) 埼玉県准看護学校長会補助 90千円			5 事業説明 (1) 事業内容 看護師等の資質の向上を推進するために実施する事業に対して助成する。 ア 埼玉県高等看護学院長会補助 90千円 研修会、教務主任会議 イ 埼玉県准看護学校長会補助 90千円 研修会、教務主任会議 (2) 事業計画 看護師等養成施設間の連絡を密にし、経営管理の健全化及び教育内容を資質向上させるため、継続して事業実施を行う。 (3) 事業効果 県民の健康保持と公衆衛生の向上に寄与する。					
2 事業主体及び負担区分 (1)、(2) (県10/10) 事業者0								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1=950千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
決定額	180						180	△20
前年額	200						200	

令和 3年度予算見積調書

課室名：医療人材課
 担当名：看護・医療人材担当
 内線：3546 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B119	埼玉県立高等看護学院遠隔授業環境整備事業費		一般会計	衛生費	医薬費	県立高等看護学院費	高等看護学院施設整備費	
事業期間	令和 3年度	根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		宣言項目	03 大地震など危機への備えの強化	SDGsゴール	3
					分野施策	020519 感染症対策の強化	SDGsターゲット	3-1, 3-2, 3-3, 3-4,
1 事業概要			5 事業説明					
新型コロナウイルス感染の拡大によって、実習施設での臨地実習中止等の影響が出ている。 ICT・情報ネットワーク環境を整備することに、コロナ禍における看護学生の学習継続を可能とするとともに新たな教育を提供する。 (1) 埼玉県立高等看護学院遠隔授業環境整備事業費 16,698千円			(1) 事業内容 ア 埼玉県立高等看護学院遠隔授業環境整備事業費 16,698千円 (2) 事業計画 ア WiFi環境整備 5,500千円 イ 学内演習環境整備 6,552千円 ウ 遠隔授業環境整備 4,646千円 (3) 事業効果 コロナ禍における看護学生の学習継続が可能となる。 (外部講師によるオンライン授業、複数教室利用による需要(密の回避)、臨地実習の代替策としての学内演習) 良質なデジタルコンテンツの活用が可能になる。					
2 事業主体及び負担区分 (国10/10・県10/10) 一部(国1/2・県1/2)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.3人=2,850千円 (高等看護学院) 9,500千円×0.3人=2,850千円 (医療人材課)								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	16,698	国庫支出金	16,698				0	16,698
前年額	0						0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：福祉医療・後期高齢者医療担当
 内線：3364 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業																	
B14	重度心身障害者医療対策助成費		一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	重度心身障害者医療対策助成費																	
事業期間	昭和50年度～	根拠法令	重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱			宣言項目		SDGsゴール	3															
			重度心身障害者医療費支給事業実施補助金交付要綱			分野施策	030730 障害者の自立・生活支援	SDGsターゲット																
1 事業概要			5 事業説明																					
<p>経済的基盤の弱い重度心身障害者やその家族にとって医療費の負担は経済的・精神的に大きな負担となっている。</p> <p>このため、重度心身障害者や家族の負担を軽減することにより生活の安定と自立を支援し、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者に係る医療費（各種医療保険の負担割合に応じた自己負担金の一部）を助成する市町村に対して補助金を交付する。</p> <p>また、重度心身障害者医療費支給制度について円滑な運営を図るため、医師会等に補助金を交付する。</p> <p>(1) 市町村事業費補助 5,733,100千円 (2) 医師会等事務費補助 1,678千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>対象者：①身体障害者手帳1～3級の所持者、②療育手帳マルA・A・Bの所持者、③精神障害者手帳1級の所持者、④後期高齢者医療制度の障害認定者</p> <p>※ 平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は対象外</p> <p>所得制限：特別障害者手当の限度額（所得360.4万円 年収約518万円） ※平成31年1月～</p> <p>対象者の自己負担金：なし</p> <p>ア 市町村事業費補助 5,733,100千円 各市町村が対象者に支給した医療費助成金に対して、重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱により補助金を交付する。</p> <p>イ 医師会等事務費補助 1,678千円 保険医療機関等が重度心身障害者医療費支給事業のために発行した証明書等の件数に応じ、重度心身障害者医療費支給事業実施補助金交付要綱により埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県薬剤師会に対して補助金を交付する。</p> <p>(2) 負担率</p> <p>ア 財政力指数が1未満の市町村 県1/2 市町村1/2 (令和2年度 58市町村→令和3年度 58市町村)</p> <p>イ 財政力指数が1を超え1.1未満の市町村 県5/12 市町村7/12 (令和2年度 3市町→令和3年度 3市町)</p> <p>ウ 財政力指数が1.1以上の市町村数 県1/3 市町村2/3 (令和2年度 1市→令和3年度 1市)</p> <p>エ さいたま市 県1/6 市町村5/6</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>重度心身障害者及びその家族の経済的負担が軽減される。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給対象者(人)</td> <td>139,465</td> <td>135,992</td> <td>132,951</td> </tr> <tr> <td>支給件数(件)</td> <td>3,671,885</td> <td>3,562,551</td> <td>3,475,430</td> </tr> <tr> <td>事業費補助(千円)</td> <td>6,436,502</td> <td>6,102,588</td> <td>5,932,561</td> </tr> </tbody> </table>							H29	H30	R1	受給対象者(人)	139,465	135,992	132,951	支給件数(件)	3,671,885	3,562,551	3,475,430	事業費補助(千円)	6,436,502	6,102,588	5,932,561
	H29	H30	R1																					
受給対象者(人)	139,465	135,992	132,951																					
支給件数(件)	3,671,885	3,562,551	3,475,430																					
事業費補助(千円)	6,436,502	6,102,588	5,932,561																					
2 事業主体及び負担区分																								
実施主体：市町村 負担率：右記のとおり																								
3 地方財政措置の状況																								
なし																								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員																								
9,500千円×1人=9,500千円																								
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比																
決定額	5,734,778						5,734,778	△167,528																
前年額	5,902,306						5,902,306																	

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課

担当名：福祉医療・後期高齢者医療担当

内線：3358

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B15	後期高齢者医療対策費			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	後期高齢者医療対策費		
事業期間	平成20年度～	根拠法令	ア法（高確法）96① イ法96② ウ法99③	宣言項目		SDGsゴール		3		
				分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット				
1 事業の概要 後期高齢者医療制度を円滑に運営するため、広域連合及び市町村に対し、必要な負担金を交付する。 (1) 定率負担金 61,680,084千円 (2) 高額医療費負担金 4,482,254千円 (3) 保険基盤安定事業負担金 10,894,328千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 定率負担金…医療給付費の公費負担分の1/6を広域連合へ交付。 イ 高額医療費負担金…レセプト1件当たり80万円超の医療費について超過額のうち保険料で賄う部分の1/4を広域連合へ交付。 ウ 保険基盤安定事業負担金…低所得者等に対する保険料軽減分の3/4を市町村へ交付。 (2) 事業計画 ア 事業目標・達成水準 後期高齢者医療制度の円滑な運営 イ 今後の計画・事業展開 令和2年度以降も法令に基づき負担金を交付する。 ウ 事業実績 別添資料のとおり。 (3) 事業効果 後期高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営 (4) 終期を設定できない理由について 高齢者の医療の確保に関する法律第96条①、第96条②、第99条③により必要な負担金の交付が求められているため						
2 事業主体及び負担区分 (1) 広域連合 公費負担分のうち 国4/6(県1/6)市町村1/6 (2) 広域連合 国1/4(県1/4)広域連合:保険料1/2 (3) 市町村 (県3/4)市町村1/4										
3 地方財政措置の状況 普通交付税（単位費用） (区分)高齢者保健福祉費(細目)高齢者保険費(細節)高齢者保険費(積算内容)後期高齢者医療給付費負担金、高額医療費等負担金、保険基盤安定事業										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.4人=3,800千円										
予算額				財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比	
決定額	77,056,666						77,056,666	2,977,981		
前年額	74,078,685						74,078,685			

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：国保財政担当
 内線：3427

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B16	国民健康保険基盤安定事業負担金			一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険基盤安定事業負担金	
事業期間	昭和63年度～	根拠法令	国民健康保険法第72条の3及び第72条の4			宣言項目		SDGsゴール	3
					分野施策	020307 地域医療体制の充実		SDGsターゲット	
1 事業概要			5 事業説明						
低所得者への国保税減額措置に対し財源を補てんするとともに、財政支援として、低所得者の数・国保税調定額に応じた額を交付する。 保険基盤安定事業負担金 14,121,359千円			(1) 事業内容 低所得者への国保税減額措置に対し、県、市町村が財源を補てんするとともに、低所得者の数に応じて国保税の一部を国、県、市町村が補てんする。 (2) 事業計画 ア 保険税軽減分 負担割合：(県3/4)市町村1/4 事業金額：令和3年度の保険税軽減分の3/4相当額(11,152,129千円) イ 保険者支援分 負担割合：保険税軽減の対象となった被保険者数に応じて負担。国1/2(県1/4)市町村1/4 事業金額：令和3年度の保険者支援分の1/4相当額(2,969,230千円) (3) 事業効果 国民健康保険財政の安定化が図られる。 平成29年度実績 13,112,733千円 軽減分 10,395,043千円 支援分 2,717,690千円 平成30年度実績 13,546,693千円 軽減分 10,782,398千円 支援分 2,764,295千円 令和元年度実績 13,589,249千円 軽減分 10,840,270千円 支援分 2,748,979千円 (4) その他 令和3年度以降も、赤字の解消・削減のため税率を引き上げる市町村が一定数あると見込まれる。 (5) 終期を設定できない理由 国民健康保険法第72条の3および第72条の4において必要な費用の負担が定められているため。						
2 事業主体及び負担区分									
事業主体：市町村 負担区分：右記									
3 地方財政措置の状況									
普通交付税(単位費用・密度補正) (区分)衛生費(細目)国民健康保険医療助成費(細節)国民健康保険医療助成費(積算内容)保険基盤安定事業に関する事務									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×1人=9,500千円									
			財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
予算額									
決定額	14,121,359							14,121,359	△791,237
前年額	14,912,596							14,912,596	

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：国保企画担当
 内線：3357

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業													
B17	特定健康診査等実施事業費		一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	特定健康診査等実施事業費													
事業期間	平成20年度～	根拠法令	国民健康保険法第75条 高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条			宣言項目 分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsゴール 3 SDGsターゲット												
1 事業の概要			5 事業説明																	
生活習慣病の発症を予防し、医療費の適正化を図るため、平成20年度から医療保険者に特定健康診査・特定保健指導が義務付けられた。 これらの円滑な実施を支援するため、特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を上限に予算の範囲で補助。 特定健康診査等実施事業費補助金 39,800千円			(1) 事業内容 生活習慣病の発症を予防し医療費の適正化を図るため、特定健康診査(※1)及び特定保健指導(※2)を実施する国民健康保険の運営主体である国民健康保険組合の支援。 ※1)特定健康診査は、生活習慣病の該当者・予備群を減少させるため、特定保健指導を必要とする人を的確に抽出するために実施。 ※2)特定保健指導は、特定健康診査で抽出された対象者が自らの健康を振り返り、問題点を認識して、生活改善を行うため実行可能な目標を立てられるよう支援することを目的とする。 (2) 事業計画 ≪R3年度受診率(見込)≫ 特定健康診査受診率64%、特定保健指導受診率22% (3) 事業効果 生活習慣病の発症を予防することで、医療費適正化が図られる。 ≪受診実績≫ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度(速報値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健康診査</td> <td>51.2%</td> <td>53.5%</td> <td>53.4%</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導</td> <td>4.9%</td> <td>4.8%</td> <td>6.1%</td> </tr> </tbody> </table>							平成29年度	平成30年度	令和元年度(速報値)	特定健康診査	51.2%	53.5%	53.4%	特定保健指導	4.9%	4.8%	6.1%
	平成29年度	平成30年度	令和元年度(速報値)																	
特定健康診査	51.2%	53.5%	53.4%																	
特定保健指導	4.9%	4.8%	6.1%																	
2 事業主体及び負担区分			(4) 受診率向上に向けた取組 指導監督により組合のインセンティブを高め、受診率の向上を図る。 (5) 終期を設定できない理由 国民健康保険法第75条において必要な費用の補助について定められている。 特定健康診査における国負担額の基準単価は保険者の平均的な契約単価を大きく下回っており、国保組合の実際の負担額に見合った確実な支援が必要である。なお、現在、政府要望等で国庫負担の見直しを要望しているところである。																	
3 地方財政措置の状況																				
普通交付税(単位費用) (区分)高齢者保健福祉費(細目)高齢者保健費 (細節)高齢者保健費(積算内容)医療費適正化推進費(特定健康診査・保健指導負担金)																				
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員																				
9,500千円×0.2人=1,900千円																				
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比												
決定額	39,800						39,800	0												
前年額	39,800						39,800													

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：総務・保険医療担当
 内線：3363 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B18	国保診療報酬審査支払事業補助		一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険団体連合会補助	
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	国民健康保険法第75条、第87条、第88条			宣言項目		SDGsゴール 3
					分野施策	020307 地域医療体制の充実		SDGsターゲット
1 事業概要			5 事業説明					
<p>国保連合会では、診療報酬の適正な審査体制を確立し医療費の適正化を推進するため、保険者からの委託により国保診療報酬審査支払事業を実施している。この事業を行うため国保連合会に「国民健康保険診療報酬審査委員会」を設置している。</p> <p>同審査委員会は、診療報酬の適正な審査と迅速な支払いを行うことを目的に、知事から委嘱を受けた保険医等で構成されている。</p> <p>この事業の円滑な実施に資するため埼玉県国民健康保険診療報酬審査委員会の運営費の一部を助成する。</p> <p>国保診療報酬審査支払事業補助 13,323千円</p>			<p>(1) 事業内容 国保連合会が行う国保診療報酬審査支払事業に要する運営費の一部を助成する。(定額補助)</p> <p>ア 診療報酬の審査支払事業とは 被保険者が保険診療を受けたときに医療機関の窓口で支払うのは、3割(一部負担金)であり、残りの7割は医療機関からの診療報酬請求に基づき、保険者が支払うこととなっている。この診療報酬は、各保険者が直接医療機関に支払うのではなく、国民健康保険団体連合会を通して支払うことになっているが、同時に、診療報酬が適正に請求されたものであるかの審査も行っている。この診療報酬の審査をするため、国民健康保険連合会に「国民健康保険診療報酬審査委員会」が設置されており、知事が150人の委員を委嘱している。</p> <p>イ 国民健康保険診療報酬審査委員会の運営経費 国民健康保険診療報酬審査委員会の運営経費は、国民健康保険団体連合会が各保険者から審査支払の「委託料」として徴収しているが、県では、診療報酬の適正な審査体制を確立し、医療費の適正化を推進することにより、保険者の医療費負担の軽減を図るため、当該審査委員会の運営経費の一部を助成している。</p> <p>(2) 事業計画 この補助を行うことにより、県として国民健康保険診療報酬審査委員会の円滑な運営を担保する。</p> <p>(3) 事業効果 診療報酬の適正な審査により、医療費の適正化を推進し、保険者ひいては被保険者の負担が軽減される。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
事業主体：埼玉県国民健康保険団体連合会 負担区分：(県10/10)								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.2人=1,900千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額								
決定額	13,323						13,323	0
前年額	13,323						13,323	

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：総務・保険医療担当
 内線：3363

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B163	国民健康保険団体連合会補助		一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険団体連合会補助		
事業期間	昭和23年度～	根拠法令	国民健康保険法第75条、第83条、第84条			宣言項目		SDGsゴール	3
					分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット		
1 事業概要			5 事業説明						
<p>国保財政は年々厳しくなっており、国保連合会の行う広報・研修事業、保険者事務共同事業等の重要性が増しているため、埼玉県国民健康保険団体連合会に対し運営費の一部を助成する。</p> <p>国民健康保険団体連合会補助 1,350千円</p>			<p>(1) 事業内容 埼玉県国民健康保険団体連合会が実施する次の事業に要する経費の一部を助成する。 ・広報・研修事業 ・保険者事務共同事業 ・調査研究事業 ・保健事業</p> <p>(2) 事業計画 埼玉県国民健康保険団体連合会が行う事業の円滑な推進と振興を図る。</p> <p>(3) 事業効果 被保険者教育等の振興を通じて国保財政の安定化に資する。</p>						
2 事業主体及び負担区分									
事業主体：埼玉県国民健康保険団体連合会 負担区分：県10/10（定額）									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.1人=950千円									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
決定額	1,350						1,350	△80	
前年額	1,430						1,430		

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：総務・保険医療担当
 内線：3366 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B164	保険医療機関等指導事業費補助			一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	保険医療機関等指導事業費補助	
事業期間	昭和36年度～	根拠法令	国民健康保険法第75条	宣言項目				SDGsゴール	3
				分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット			
1 事業概要			5 事業説明						
<p>保険診療等にかかる指導は、国や県が保険医療機関等に対し実施しているところである。 しかし、保険診療等の適正化を図るためには、保険医療制度のさらなる理解・浸透が必要となってくる。 そこで、埼玉県医師会等が自主的に実施している保険診療等に関する講習会や指導事業を奨励し、費用の一部を助成することで、保険指導の補完・充実を図っていく。</p> <p>保険医療機関等指導事業費補助 4,080千円</p>			<p>(1) 事業内容(回数は令和元年度実績) ※これらの事業にかかる費用の一部を助成する。</p> <p>ア 埼玉県医師会・・・保険診療相談会の実施 3回 他 保険診療理解のための小冊子作成及び配布</p> <p>イ 埼玉県歯科医師会・・・医療保険勉強会の開催 11回 他 保険ニュースの作成及び配布</p> <p>ウ 埼玉県薬剤師会・・・保険薬局講習会の開催 2回 他</p> <p>エ 埼玉県柔道整復師会・・・保険業務講習会の開催 3回 他</p> <p>(2) 事業計画 各事業主体の実施計画による。</p> <p>(3) 事業効果 国や県による指導事業に加え、保険医療機関等が保険診療制度を学ぶ機会が増えることにより、制度の周知・理解が進み、保険診療及び保険請求事務の適正化が促進される。</p>						
2 事業主体及び負担区分									
事業主体：埼玉県医師会等（県10/10）									
3 地方財政措置の状況									
なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.1人=950千円									
予算額			財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	4,080						4,080	△240	
前年額	4,320						4,320		

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：国保企画担当
 内線：3357

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B19	高額医療費負担金繰出金			一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険事業特別会計繰出金	
事業期間	昭和63年度～	根拠法令	国民健康保険法 第72条の2第2項			宣言項目		SDGsゴール	3
					分野施策	020307 地域医療体制の充実		SDGsターゲット	
1 事業の概要 市町村保険者の運営基盤の安定化を図るために市町村に対して助成する。 高額医療費負担金繰出金 4,993,584千円				5 事業説明 (1) 事業内容 高額医療費の発生による市町村国保財政への影響を緩和するため、県は各市町村のレセプト1件あたり80万円超部分の医療費の59/100相当額の1/4相当額を特別会計へ繰入れる。 (2) 事業計画 事業金額：令和3年度の高額医療費負担対象額繰入金1/4相当額（4,993,584千円） (3) 事業効果 国民健康保険財政の安定化が図られる。 平成29年度決算額 5,125,221千円 平成30年度決算額 4,978,571千円 令和元年度決算額 4,798,560千円 (4) その他 平成14年から暫定措置として継続されてきたが、平成24年4月の国民健康保険法改正により、平成27年度から当該制度が恒久化された。 また、平成30年4月の国保法改正により、平成30年度からは特別会計へ繰り入れることとなった。 (5) 終期を設定できない理由 国民健康保険法第72条の2第2項において、一般会計から高額医療費負担対象額の4分の1を国民健康保険の特別会計に繰り入れることが定められているため。					
2 事業主体及び負担区分 事業主体：市町村 負担区分：国1/4（県1/4）市町村1/2									
3 地方財政措置の状況 普通交付税（単位費用・密度補正） （区分）衛生費（細目）国民健康保険医療助成費 （細節）国民健康保険医療助成費 （積算内容）高額医療費共同事業負担金									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.5人=4,750千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との対比
決定額	4,993,584							4,993,584	△127,973
前年額	5,121,557							5,121,557	

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：国保財政担当
 内線：3427

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B20	国民健康保険財政調整繰出金		一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険事業特別会計繰出金	
事業期間	平成17年度～	根拠法令	国民健康保険法第72条の2第1項			宣言項目		SDGsゴール 3
					分野施策	020307 地域医療体制の充実		SDGsターゲット
1 事業概要			5 事業説明					
<p>市町村間における、被保険者数や所得水準等による国民健康保険財政の不均衡を調整するとともに、国民健康保険財政の健全な運営を推進する事業等に対して、当該繰出金を活用する。</p> <p>国民健康保険財政調整繰出金 32,763,804千円</p>			<p>(1) 事業内容：国民健康保険財政調整交付金は、2種類。 ア普通交付金…市町村国民健康保険者間における、被保険者数や所得水準等による国民健康保険財政の不均衡を調整する。 その総額は、医療給付費等の8%相当額。 イ特別交付金…国民健康保険財政の健全な運営を推進する事業等に対して交付する。 その総額は、医療給付費等の1%相当額。</p> <p>(2) 事業計画： 令和3年度県負担割合は、令和3年度の医療給付費等の9%相当額（32,763,804千円） ・普通交付金（一定のルールに基づいて交付）…令和3年度の医療給付費等の8%相当額 ・特別交付金（国保財政の安定化に資する事業や評価）…令和3年度の医療給付費等の1%相当額</p> <p>(3) 事業効果： 国民健康保険財政の安定が図られ、健全に運営される。 平成29年度決算額 37,560,000千円 平成30年度決算額 34,124,194千円 令和元年度決算額 33,812,781千円 令和2年度予算額 32,471,663千円（当初）</p> <p>(4) その他 当該交付金は平成14年から暫定措置として継続されてきたが、平成24年4月の国保法改正により、平成27年度から恒久化されることとなった。 また、平成30年4月の国保法改正により、平成30年度からは、特別会計へ繰り入れ、国民健康保険給付費等交付金の一部として交付されることとなった。</p> <p>(5) 終期を設定できない理由 国民健康保険法第72条の2第1項において、一般会計から算定対象額の100分の9を国民健康保険の特別会計に繰り入れることが定められているため。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
実施主体：市町村 負担区分：医療給付費等の9%分を県が負担								
3 地方財政措置の状況								
普通交付税（単位費用・密度補正） （区分）衛生費（細目）国民健康保健医療助成費 （細節）国民健康保健医療助成費 （積算内容）都道府県財政調整交付金等に関する事務								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×1.7人=16,150千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額								
決定額	32,763,804						32,763,804	292,141
前年額	32,471,663						32,471,663	

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：国保企画担当
 内線：3359

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業													
B21	特定健康診査等実施事業費負担金繰出金			一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険事業特別会計繰出金													
事業期間	平成20年度～	根拠法令	国民健康保険法第72条の5 高齢者の医療の確保に関する法律第20条、第24条	宣言項目		分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsゴール	3												
				SDGsターゲット																	
1 事業概要			5 事業説明																		
<p>生活習慣病の発症を予防し、医療費の適正化を図るため、平成20年度から医療保険者に特定健康診査・特定保健指導が義務付けられた。 これらの円滑な実施を支援するため、県は国民健康保険法第72条の5により、市町村に対し、特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を負担。</p> <p>特定健康診査等実施事業費負担金繰出金 863,346千円</p>			<p>(1) 事業内容 生活習慣病の発症を予防し医療費の適正化を図るため、特定健康診査(※1)及び特定保健指導(※2)を実施する国民健康保険の運営主体である市町村の支援。 ※1)特定健康診査は、生活習慣病の該当者・予備群を減少させるため、特定保健指導を必要とする人を的確に抽出するために実施。 ※2)特定保健指導は、特定健康診査で抽出された対象者が自らの健康を振り返り、問題点を認識して、生活改善を行うため実行可能な目標を立てられるよう支援することを目的とする。 市町村 863,346千円</p> <p>(2) 事業計画 令和3年度受診率(見込) 特定健康診査受診率41.5%、特定保健指導実施率20.0%</p> <p>(3) 事業効果 生活習慣病の発症を予防することで、医療費適正化が図られる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度(速報値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健康診査</td> <td>39.6%</td> <td>40.3%</td> <td>40.7%</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導</td> <td>17.6%</td> <td>20.0%</td> <td>19.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 受診率向上に向けた取組 特別交付金(県繰入金)及び保険者努力支援制度(県再配分)等により市町村のインセンティブを高め、受診率の向上を図る。</p>								平成29年度	平成30年度	令和元年度(速報値)	特定健康診査	39.6%	40.3%	40.7%	特定保健指導	17.6%	20.0%	19.8%
	平成29年度	平成30年度	令和元年度(速報値)																		
特定健康診査	39.6%	40.3%	40.7%																		
特定保健指導	17.6%	20.0%	19.8%																		
2 事業主体及び負担区分																					
国1/3(県1/3) 市町村1/3																					
3 地方財政措置の状況																					
普通交付税(単位費用) (区分)高齢者保健福祉費(細目)高齢者保険費 (細節)高齢者保険費(積算内容)医療費適正化推進費 (特定健康診査・保健指導負担金)																					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員																					
9,500千円×0.3人=2,850千円																					
			財源内訳					一般財源	前年との対比												
予算額																					
決定額	863,346							863,346	△47,517												
前年額	910,863							910,863													

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課
 担当名：国保企画担当
 内線：3356

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B22	保険給付費点検調査事業繰出金			一般会計	民生費	社会福祉費	国民健康保険指導費	国民健康保険事業特別会計繰出金		
事業期間	令和元年度～	根拠法令	国民健康保険法				宣言項目		SDGsゴール	3
				分野施策	020307 地域医療体制の充実		SDGsターゲット			
1 事業概要 市町村が行った保険給付について内容の点検調査を行い、保険給付費交付金の適正な執行を図るための経費を一般会計から国保特別会計に繰出す。 保険給付費点検調査事業費繰出金 1,006千円				5 事業説明 (1) 事業内容 市町村が行った保険給付について、県が点検調査を行う経費を一般会計から国保特別会計に繰り入れる。 保険給付費点検調査事業費繰出金 1,006千円 (2) 事業計画 ア 広域的な見地からの給付点検 イ 専門的見地からの給付点検 ウ その他必要に応じた給付点検 (3) 事業効果 市町村が実施するレセプト点検の補完及び県の視点から点検調査を実施することにより、適正な保険給付に資することができる。 (4) その他 ア 県が保険給付費の点検を行うことにより、国の保険者努力支援交付金が加算される。 イ 法に基づく国民健康保険に係る事業のため、終期を設定することはできない。 (5) 昨年度からの変更点 令和2年度にレセプト点検端末を導入したため、セキュリティ対策に係る初期費用を削減した。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.2人=1,900千円										
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比	
決定額	1,006							1,006	△239	
前年額	1,245							1,245		

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課

担当名：福祉医療・後期高齢者医療担当

内線：3364

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業									
B23	乳幼児医療対策助成費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	乳幼児医療対策助成費									
事業期間	昭和48年度～	根拠法令	乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱			宣言項目 分野施策	010102 子育て支援の充実	SDGsゴール 3 SDGsターゲット 3-2								
1 事業概要			5 事業説明													
<p>子育て家庭においては、子育てに係る費用が大きな負担となっている。</p> <p>そこで、乳幼児の健康を守り、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、乳幼児に関する医療費（各種医療保険の自己負担分の一部）を助成する市町村に対して補助金を交付する。また、乳幼児医療費支給制度において、統一的な償還方式の実施と円滑な運営を図るため、医師会等に補助金を交付する。</p> <p>(1) 市町村事業費補助 2,577,214千円 (2) 医師会等事務費補助 214千円 (3) 市町村指導費 406千円 (4) 現物給付導入準備費 510千円 (5) 市町村システム改修費補助 15,000千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>対象者：0歳児から小学校就学前の乳幼児 所得制限：児童手当制度の扶養親族等及び児童数2人の額（所得698万円、年収約917万円） 対象者の自己負担金：通院1,000円/月、入院1,200円/日（ただし、市町村民税非課税者は免除）</p> <p>ア 市町村事業費補助 2,577,214千円 各市町村が対象者に支給した医療費助成金に対し乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱により補助金を交付する。</p> <p>イ 医師会等事務費補助 214千円 保険医療機関等が乳幼児医療費支給事業のために発行した証明書等の件数に応じ、乳幼児医療費支給事業実施補助金交付要綱により埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県薬剤師会に対して補助金を交付する。</p> <p>ウ 市町村指導費 406千円 福祉医療費支給事業の適正な運営を図るため、市町村に対し監査、助言等を行う。</p> <p>エ 現物給付導入準備費 510千円 福祉医療費助成制度における現物給付方式導入について、制度の周知や関係機関と詳細な調整を図るため、市町村及び医療機関向け説明会等を実施する。</p> <p>オ 市町村システム改修費 15,000千円 県内現物給付導入のために必要な市町村福祉医療システム改修に要する経費について市町村システム改修費補助金交付要綱により補助金を交付する。（R3システム改修実施市町村分）</p> <p>(2) 負担率</p> <p>ア 財政力指数1以下の市町村数 県1/2 市町村1/2 （令和2年度 58市町村→令和3年度 58市町村）</p> <p>イ 財政力指数1超1.1未満の市町村数 県5/12 市町村7/12 （令和2年度 2市1町→令和3年度 2市1町）</p> <p>ウ 財政力指数が1.1以上の市町村数 県1/3 市町村2/3 （令和2年度 1市→令和3年度 1市）</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>子育て家庭の経済的負担が軽減され、安心して子どもを生み育てることができる。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>受給対象者（人）</td> <td>304,319</td> <td>298,665</td> <td>290,475</td> </tr> </table>							平成29年度	平成30年度	令和元年度	受給対象者（人）	304,319	298,665	290,475
	平成29年度	平成30年度	令和元年度													
受給対象者（人）	304,319	298,665	290,475													
2 事業主体及び負担区分			<p>実施主体：市町村 負担率：右記のとおり</p>													
3 地方財政措置の状況			なし													
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×1人=9,500千円													
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比								
決定額	2,593,344						2,593,344	△167,695								
前年額	2,761,039						2,761,039									

令和 3年度予算見積調書

課室名：国保医療課

担当名：福祉医療・後期高齢者医療担当

内線：3364

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業																	
B24	ひとり親家庭等医療対策助成費		一般会計	民生費	児童福祉費	母子福祉費	ひとり親家庭等医療対策助成費																	
事業期間	平成 4年度～	根拠法令	ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱等 ひとり親家庭等医療費支給事業実施補助金交付要綱			宣言項目 分野施策	010102 子育て支援の充実	SDGsゴール 3 SDGsターゲット																
1 事業概要			5 事業説明																					
<p>経済的基盤の弱いひとり親家庭等にとって、医療費の負担は経済的、精神的に大きな負担となっている。そこで、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭等にかかる医療費(各種医療保険の負担割合に応じた自己負担金の一部)を助成する市町村に対して補助金を交付する。</p> <p>また、ひとり親家庭等医療費支給制度について、統一的な償還方式の実施と円滑な運営を図るため、医師会等に補助金を交付する。</p> <p>(1) 市町村事業費補助 1,008,007千円 (2) 医師会等事務費補助 975千円</p>			<p>(1) 事業内容 対象者：ひとり親家庭等の18歳年度末までの児童とその母(父)又は養育者 所得制限：児童扶養手当制度の一部支給の所得制限限度額 ※児童扶養手当では、「全部支給」と所得に応じて全部支給されない「一部支給」とがあり、それぞれ扶養親族の数により所得制限額が設けられている。 (扶養親族1人の場合：所得限度額230万円 年収約365万円) 対象者の自己負担金：通院1,000円/月、入院1,200円/日(ただし、市町村民税非課税者は免除)</p> <p>ア 市町村事業費補助 1,008,007千円 各市町村が対象者に支給した医療費助成金に対して、ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱により補助金を交付する。</p> <p>イ 医師会等事務費補助 975千円 保険医療機関等がひとり親家庭等医療費支給事業のために発行した証明書等の件数に応じ、ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱により埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県薬剤師会に対して補助金を交付する。</p> <p>(2) 負担率 ア 財政力指数1以下の市町村数 県1/2 市町村1/2 (令和2年度 58市町村→令和3年度 58市町村) イ 財政力指数1超1.1未満の市町村数 県5/12 市町7/12 (令和2年度 2市1町→令和3年度 2市1町) ウ 財政力指数1.1以上の市町村数 県1/3 市2/3 (令和2年度 1市→令和3年度 1市) エ さいたま市の補助率 県1/6 市5/6</p> <p>(3) 事業効果 ひとり親家庭等の経済的負担が軽減され、生活の安定と自立に寄与する。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> </tr> <tr> <td>受給対象者(人)</td> <td>94,019</td> <td>91,298</td> <td>91,289</td> </tr> <tr> <td>支給件数(件)</td> <td>919,452</td> <td>972,676</td> <td>957,917</td> </tr> <tr> <td>事業費補助(千円)</td> <td>991,069</td> <td>1,003,451</td> <td>988,439</td> </tr> </table>							平成29年度	平成30年度	令和元年度	受給対象者(人)	94,019	91,298	91,289	支給件数(件)	919,452	972,676	957,917	事業費補助(千円)	991,069	1,003,451	988,439
	平成29年度	平成30年度	令和元年度																					
受給対象者(人)	94,019	91,298	91,289																					
支給件数(件)	919,452	972,676	957,917																					
事業費補助(千円)	991,069	1,003,451	988,439																					
2 事業主体及び負担区分			事業主体：市町村 負担率：右記のとおり																					
3 地方財政措置の状況			なし																					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×1人=9,500千円																					
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比																
決定額	1,008,982						1,008,982	△22,733																
前年額	1,031,715						1,031,715																	

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：総務・歯科担当
 内線：3581

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B72	歯科口腔保健推進事業		一般会計	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	歯科保健推進事業費	
事業期間	平成 8年度～	根拠法令	歯科口腔保健法第3、7～11条、健康増進法第3条、地域保健法第6条、障害者基本法第6条、医療介護総合確保促進法第6条		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット	
1 事業概要			5 事業説明					
<p>歯科口腔保健の推進に関する法律及び埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき、生涯を通じた歯と口の健康づくりを推進する。</p> <p>そのために、乳幼児期から高齢期までの各年代の歯科的特性に応じた適切な歯科保健サービスを提供し、80歳で20本以上の歯を保つ人を増やすことにより、健康長寿社会づくりを進める。</p> <p>また、在宅歯科医療の推進を図る。</p> <p>(1) 歯科口腔保健計画推進事業 1,299千円 (2) 歯科口腔保健推進体制整備事業 1,986千円 (3) 埼玉県小児う蝕予防対策事業 2,399千円 (4) 在宅歯科医療連携推進事業 126,172千円 (5) 子供の健口支援事業 7,029千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 歯科口腔保健計画推進事業 1,299千円 歯科口腔保健推進委員会 1回、8020運動推進事業評価委員会 1回 厚生労働省歯科疾患実態調査事業</p> <p>イ 歯科口腔保健推進体制整備事業 1,986千円 歯科口腔保健推進体制整備事業の委託</p> <p>ウ 埼玉県小児う蝕予防対策事業 2,399千円 歯科医師による小学校への保健指導事業の委託</p> <p>エ 在宅歯科医療連携推進事業 126,172千円 地域在宅歯科医療推進体制整備事業の委託</p> <p>オ 子供の健口支援事業 7,029千円</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 歯科口腔保健計画推進事業 歯科口腔保健推進計画の推進・評価、県内の歯科保健事業進捗状況に関する評価等を実施する。</p> <p>イ 歯科口腔保健推進体制整備事業 8020運動の充実を図り、歯科口腔保健の推進を図るための体制を整備する。</p> <p>ウ 埼玉県小児う蝕予防対策事業 むし歯の多い市町村の小学校に対し、重点的に歯科保健指導を実施する。</p> <p>エ 在宅歯科医療連携推進事業 在宅歯科医療の充実を図り、地域包括ケアシステムの実現を目指すための歯科部門における基盤整備を進める。</p> <p>オ 子供の健口支援事業 健康格差是正のため、困窮世帯等の子供たちへの個別支援を実施する。</p> <p>(3) 事業効果 ・各種事業の実施により、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を図る。</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 ・専門的知識、ノウハウがあり全県的なネットワークを有する埼玉県歯科医師会等と連携して事業展開を進める。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
<p>(1) (県10/10、一部国10/10) (2) (国10/10) (3) (県10/10) (4) (県10/10) 基金 (5) (国10/10)</p>								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
人件費：9,500千円×0.7人=6,650千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金	繰入金					
決定額	138,885	9,731	126,172				2,982	318
前年額	138,567	8,703	126,172				3,692	

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：総務・歯科担当
 内線：3581

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B73	障害者等歯科保健医療推進事業		一般会計	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	歯科保健推進事業費	
事業期間	平成27年度～	根拠法令	歯科口腔保健の推進に関する法律第9条、埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例第6条			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3
					分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保		SDGsターゲット
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>障害者入所施設、介護保険施設等の職員及び入所者に対し、歯科医師・歯科衛生士による歯科口腔保健に関する取組を促進し、入所者等の歯科口腔保健の向上を図る。</p> <p>障害者入所施設、介護保険施設等の職員に対する、歯科口腔保健に関する指導、相談及び情報提供や入所者に対する口腔機能向上に関する訓練の実施、実務マニュアルの作成、近隣施設等への普及啓発等を実施する。</p> <p>(1) 障害者等歯科保健医療推進事業 1,382千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 障害者等歯科保健医療推進事業の委託 1,382千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者入所施設、介護保険施設等職員への指導、相談 障害者入所施設、介護保険施設等入所者等への指導 対象地域：県内、対象施設：概ね6施設 近隣施設等への普及啓発 効果検証 効果検証の活用、実務マニュアルの作成 <p>(2) 事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者入所施設、介護保険施設等職員への指導、相談 施設職員への歯科保健に関する指導、相談及び情報提供 入所者への口腔内状況の評価（検診） 障害者入所施設、介護保険施設等入所者等への指導 入所者等に対し、一定期間口腔機能向上に関する訓練を実施 近隣施設等への普及啓発 他の施設の職員等に、選定した各施設での訓練方法の実際を見学してもらい、口腔機能向上訓練に関する普及啓発を図る。 効果検証 2回開催 (目的) 本事業を実施する施設選定及び事業の進行管理及び評価等を行う。 (構成) 事業委託者、福祉施設関係者、その他行政担当者等 効果検証の活用 事業効果について高齢者歯科保健推進研修会等で活用し、口腔機能向上トレーニングの普及啓発と要介護者等の生活の質の向上を図る。 <p>(3) 事業効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設が主体的に入所者の歯科医療・口腔ケア・口腔機能向上訓練に取り組むきっかけとなる。 施設入所者の生活の質の向上が図られる。 地域の歯科医師・歯科衛生士との協力づくりが促進される。 					
2 事業主体及び負担区分								
国1/2 県1/2								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.1人=950千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	1,382	国庫支出金	691				691	△328
前年額	1,710		855				855	

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：健康増進・食育担当
 内線：3585 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B84	健康長寿計画推進事業		一般会計	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	健康長寿計画推進事業費		
事業期間	平成19年度～	根拠法令	健康増進法第3条 地域保健法			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット		
1 事業概要			5 事業説明						
県の健康増進計画である「埼玉県健康長寿計画」を中心に、県民一人一人がいつまでも健康を実感しながら、生き生きとした生活を送ることができる健康長寿埼玉の実現を目指す。あわせて、生涯を通じた生活習慣病予防対策を総合的に推進するために、地域保健と職域の連携をより一層強化し、共同して効果的な健康づくり体制の構築を目指す。 (2) 健康長寿計画評価・検討事業 309千円 (3) 地域・職域連携推進事業 1,032千円 (4) 健康に関する指標の解析 402千円			(1) 事業内容 ア 健康長寿計画評価・検討事業：健康長寿計画推進検討会議の開催 309千円 イ 地域・職域連携推進事業：保健指導実施者に対する研修・事例検討の実施 1,032千円 地域と職域の共通課題の検討と保健事業等の共同実施 ウ 健康に関する指標の解析：健康に関する指標の解析を衛生研究所で実施 402千円 (2) 事業計画 ア 健康長寿の取組を、県民及び企業・団体と推進するため、総会等を開催する。 イ 健康長寿計画の進捗状況の把握・評価及び地域と職域との連携を強化するため、外部有識者等による検討会議を開催する。 ウ 県内の保健指導実施者の資質の向上のため、研修や事例検討会を県及び保健所で実施する。協会けんぽ埼玉支部等の保険者と特定健診受診促進のためのPR活動や中小企業等で働く人への健康づくり支援を行う。 エ 健康寿命、特定健診、死亡統計等のデータから健康に関する指標を算出する。 (3) 事業効果 健康寿命の延伸 男性 17.19(平成27年)、17.40(平成28年)、17.57(平成29年)、17.64(平成30年) 女性 20.05(平成27年)、20.24(平成28年)、20.36(平成29年)、20.46(平成30年) 特定健診受診率の向上 49.5%(平成26年度)、50.9%(平成27年度)、52.3%(平成28年度)、53.8%(平成29年) (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 保険者協議会、埼玉労働局、協会けんぽ埼玉支部、協定締結企業等との連携を強化する。						
2 事業主体及び負担区分 (2)、(3)、(4) 国1/2・県1/2									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×3.2人=30,400千円									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
決定額	1,743	国庫支出金	821				922	△144	
前年額	1,887		869				1,018		

令和 3年度予算見積調書

課室名: 健康長寿課
 担当名: 健康増進・食育担当
 内線: 3580

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B88	食の健康情報普及推進事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	健康長寿計画推進事業費	
事業期間	平成28年度～	根拠法令	食品表示法第8条、健康増進法第66条			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3
					分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット	
1 事業の概要 栄養成分表示の適正化と健康増進のための食の健康情報の普及を図る。 (1) 食品表示検査事業 4,800千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ① 栄養成分表示検査業務 3,488千円 一般用加工食品等に含まれる栄養成分等の検査を実施する。 ② 給食施設台帳管理システム運用保守 1,312千円 令和元年度構築の給食施設台帳管理システムの維持管理のため、運用保守を実施する。 (2) 事業計画 ① 栄養成分表示検査業務 検体数 39検体 (1保健所につき3検体) ② 給食施設台帳管理システム運用保守 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで単年度契約により実施。 (3) 事業効果 ① 栄養成分表示検査業務 県民がより自主的に安全な食品を選択する機会を増やすことが可能となる。 ② 給食施設台帳管理システム運用保守 安定的なシステム管理により、各保健所が効率的に給食施設に係る指導管理事務を実施することが可能となる。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 ・栄養成分表示検査については、国の登録機関である民間の検査機関に委託する。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.2=1,900千円								
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比
決定額	4,800						4,800	1,674
前年額	3,126						3,126	

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課

担当名：健康長寿／健康増進・食育担当

内線：3573

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B87	健康長寿埼玉プロジェクト推進事業		一般会計	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	健康長寿埼玉推進事業費	
事業期間	平成25年度～	根拠法令	健康増進法第3条、第25条 ほか			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3
					分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット 3-8, 3-a, 3-d	
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>県民、民間団体、市町村、県などが一体となって、誰もが、毎日を健康で、生き生きと暮らすことができるよう健康長寿の取組を進める。</p> <p>そこで「埼玉県コバトン健康マイレージ」や「健康経営実践企業支援事業」など、健康長寿埼玉プロジェクトを推進し、健康寿命の延伸と医療費抑制を実現する。</p> <p>(1) 健康長寿市町村支援事業 3,171千円 (2) 健康長寿サポーター事業 6,589千円 (3) 埼玉県コバトン健康マイレージ事業 239,079千円 (4) 健康経営実践企業支援事業 3,721千円 (5) 受動喫煙防止対策推進事業 53,251千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 健康長寿市町村支援事業 3,171千円 (7) 健康長寿埼玉プロジェクト首長意見交換会の開催等 (3,022千円) (4) 市町村独自の健康づくり事業の支援 (149千円)</p> <p>イ 健康長寿サポーター事業 6,589千円 (7) 健康長寿サポーターを養成する市町村に対し補助金を交付 (3,780千円) (4) 健康長寿サポーターの養成・活動促進 (2,679千円) (7) スーパー健康長寿サポーター認定講習の開催 (130千円)</p> <p>ウ 埼玉県コバトン健康マイレージ事業 239,079千円 (7) 健康マイレージ運営費 (183,970千円) (4) 健康マイレージ普及拡大事業費 (55,109千円)</p> <p>エ 健康経営実践企業支援事業 3,721千円 (7) 従業員の健康づくりに積極的に取り組む企業の認定等</p> <p>オ 受動喫煙防止対策推進事業 53,251千円 (7) 認証制度の推進 (17,138千円) (4) 法、条例等の受動喫煙防止対策の周知啓発 (9,167千円) (7) その他(受動喫煙防止対策の推進) (26,946千円)</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 健康づくり事業実施市町村への情報提供等の支援 イ 健康長寿サポーターやスーパー健康長寿サポーターを養成し、草の根レベルで健康づくりを広める ウ 埼玉県コバトン健康マイレージ事業(令和3年度は49市町村、15保険者、9事業者が実施予定) エ 健康宣言事業所の新規登録(令和3年度：550事業所(見込み)) オ 健康増進法及び埼玉県受動喫煙防止条例の遵守を徹底するとともに認証制度の周知・啓発を行い、受動喫煙防止対策を推進する</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>・健康寿命の延伸 平成26年度：男性16.96年、女性19.84年→令和6年度：男性17.83年、女性20.41年</p>					
2 事業主体及び負担区分								
<p>(1) (県10/10) (2) (県10/10) (3) (県10/10) (4) (県10/10) (5) (県10/10)(一部国1/2)</p>								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×7.5人=71,250千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金	繰入金	諸収入				
決定額	305,811	13,608	239,057	53,146			0	△65,261
前年額	371,072	5,067	240,269	44,972			80,764	

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：総務・歯科担当
 内線：3579

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B74	県民健康福祉村運営費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	県民健康福祉村運営費		
事業期間	平成 8年度～	根拠法令	埼玉県県民健康福祉村条例	宣言項目		02	健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3	
	分野施策			010204	生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット				
1 事業概要 県民健康福祉村を指定管理者による管理運営とし、施設の管理、健康づくり事業に係る市町村支援（指導者養成、事業支援など）を行う。 (1) 県民健康福祉村管理委託費 178,977千円				5 事業説明 (1) 事業内容 県民健康福祉村管理費 施設管理運営を行っている指定管理者への委託等 178,977千円 (2) 事業計画 県民に健康づくりの場を提供するとともに、県民健康福祉村を健康長寿の拠点施設として運営する。併せて、健康づくり指導者の養成・研修、関係情報の収集・提供を行うなど、市町村を主体とする健康づくりを支援する。 (3) 事業効果 令和元年度は、屋内施設112,543人、屋外施設699,827人、計812,370人が利用し、県民の健康の保持増進に寄与した。 市町村の健康づくり事業の支援として、23の市町村に出向き、78回の支援を行い、1,585名が参加した。 市町村の健康づくり指導者等人材養成として、指導者に対する研修会を5回開催し、109名が受講した。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 民間活力導入のため、平成18年度から指定管理者制度導入 (5) その他 【施設概要】 名称：埼玉県県民健康福祉村 所在地：越谷市北後谷82 屋内施設：温水プール、トレーニングジム 屋外施設：テニスコート、ソフトボール場、多目的運動場、冒険広場、ジョギングコース サイクリングコース他						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.6人=5,700千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との対比
決定額	178,977	使用料・手数料	490						178,487	24,654
前年額	154,323	使用料・手数料	490						153,833	

令和 3年度予算見積調書

課室名: 健康長寿課
 担当名: 総務・歯科担当
 内線: 3579

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B75	県民健康福祉村施設改修事業費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	県民健康福祉村改修事業費		
事業期間	平成26年度～	根拠法令	埼玉県県民健康福祉村条例			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3	
						分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット		
1 事業の概要 利用者の安全を確保するため、経年劣化した施設の改修を行う。 (1) 県民健康福祉村施設改修事業費 26,305千円				5 事業説明 (1) 事業内容 県民健康福祉村施設改修事業費 26,305千円 (2) 事業計画 県民健康福祉村施設改修事業費 利用者の安全を確保するため、経年劣化した施設の改修を行う。 (3) 事業効果 施設の安全性を確保する。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.6人=5,700千円										
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比
決定額	26,305	県債	26,000					305	7,957	
前年額	18,348	県債	18,000					348		

令和 3年度予算見積調書

課室名: 健康長寿課
 担当名: 総務・歯科担当
 内線: 3575

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B170	歯科衛生士会運営費補助			一般会計	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	歯科衛生士会補助	
事業期間	平成 6年度～	根拠法令	なし				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3
							分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット
1 事業概要 歯科衛生士の活動を促進することにより、地域における衛生行政の促進を図るため、公益社団法人埼玉県歯科衛生士会に対して補助金を交付する。 (1) 歯科衛生士会運営費補助 100千円				5 事業説明 (1) 事業内容 歯科衛生士会運営費補助 100千円 (2) 事業計画 公益社団法人埼玉県歯科衛生士会に対し、運営費の一部を補助 (3) 事業効果 公益社団法人埼玉県歯科衛生士会が行う県民に対する歯科衛生の啓発及び普及に関する事業を促進することにより県民の歯科疾患予防が期待できる。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	90							90	△10
前年額	100							100	

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：健康増進・食育担当
 内線：3580

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業			
B173	栄養関係団体補助			一般会計	衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	栄養関係団体補助			
事業期間	昭和43年度～	根拠法令	なし				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3		
							分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット		
1 事業概要 栄養関係団体を補助することにより、地域に根付いた健康づくり活動を展開できるようにする。 (1)公益社団法人埼玉県栄養士会 運営費補助 234千円 (2)一般社団法人埼玉県調理師会 運営費補助 140千円 (3)埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会 運営費補助 486千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 公益社団法人埼玉県栄養士会運営費補助 234千円 イ 一般社団法人埼玉県調理師会運営費補助 140千円 ウ 埼玉県食生活改善推進員団体連絡協議会運営費補助 486千円 (2) 事業計画 栄養関係団体に対し、運営費の一部を補助する。 (3) 事業効果 各団体の健康づくり活動への積極的な取り組みによって、食生活の改善などが推進され県民の健康増進及び疾病予防が期待できる。							
2 事業主体及び負担区分 県(10/10)											
3 地方財政措置の状況 なし											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円											
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比	
決定額	860							860	△60		
前年額	920							920			

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：健康増進・食育担当
 内線：3582

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B85	健康増進事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	健康増進事業費	
事業期間	平成20年度～	根拠法令	健康増進法第17条及び第19条の2（健康増進法施行規則第4条の2第6項を除く）		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット	
1 事業概要			5 事業説明					
健康増進法に基づき市町村が実施する保健事業に対する補助を行い、県民の生活習慣病対策を推進する。 (1) 健康増進事業補助金 131,640千円			(1) 事業内容 健康増進事業補助金 131,640千円 健康増進法に基づき市町村が実施する保健事業に対する補助 ・対象事業 健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導、総合的な保健推進事業 (2) 事業計画 保健事業を実施する市町村（さいたま市を除く62市町村）に対し、補助金を交付する。 (3) 事業効果 市町村における生活習慣病対策のため、健康教育（4,017回）、健康相談（5,531回）等の実施を支援した。(R1)					
2 事業主体及び負担区分 (国1/3・県1/3)市町村1/3 (肝炎ウイルス検診自己負担相当額については国10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 人件費：9,500千円×1.2人=11,400千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	131,640	国庫支出金					63,897	21,282
前年額	110,358						53,256	

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：健康増進・食育担当
 内線：3585

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B86	熱中症予防対策強化事業			一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	地域・職域連携推進事業費		
事業期間	平成28年度～	根拠法令	健康増進法第3条				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3, 13
				分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット	13-3			
1 事業の概要				5 事業説明						
<p>熱中症のハイリスク者である高齢者等を対象とした草の根的な熱中症予防対策を行う市町村や企業と連携し、熱中症による救急搬送者数の減少と死亡者「ゼロ」を目指す。</p> <p>(1) 熱中症予防対策強化事業 10,823千円</p>				<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 熱中症予防対策強化事業 10,823千円</p> <p>(7) 効果的な熱中症予防対策支援事業 (9,679千円)</p> <p>(4) 熱中症予防啓発事業 (1,144千円)</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 熱中症予防対策強化事業</p> <p>(7) 効果的な熱中症予防対策支援事業</p> <p>熱中症のハイリスク者である高齢者等を対象とした草の根的な熱中症予防対策等効果的な熱中症予防対策を行う市町村に対して、必要経費を補助することで、熱中症予防対策の更なる強化を図る。</p> <p>(4) 熱中症予防啓発事業</p> <p>熱中症予防の啓発用ポスター等を作成し、県民の目に触れる所に掲示したり、各種イベントで熱中症予防を呼び掛けることで注意喚起を促す。また、新型コロナウイルス感染症を受けた新たな啓発資材の作成・配布を行う。</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>県内全域での啓発活動や草の根的な熱中症予防活動を強化することで、熱中症の発症や重症化を予防することで、熱中症による救急搬送者数・死亡者の減少を図る。</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況</p> <p>学校や市町村、関係機関等の講習会開催にあたっては、健康づくりに関する包括協定を締結している大塚製薬株式会社と協力を依頼する。</p> <p>また、県民（スーパー健康長寿サポーター等）の協力を得た啓発や、民間企業等の協力による「まちのクールオアシス」事業を実施する。</p>						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.7人=6,650千円										
				財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
予算額										
決定額	10,703							10,703	△9,253	
前年額	19,956							19,956		

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：母子保健担当
 内線：3426

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B153	身体障害児等対策費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	身体障害児等対策費	
事業期間	昭和29年度～	根拠法令	育成医療：障害者総合支援法第58条 結核児童療育給付：児童福祉法第20条		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	10
					分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	10-2
1 事業の概要			5 事業説明					
身体に障害のある児童又は放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童への医療給付。 結核に罹患して長期入院している児童への医療給付。 これらにより、児童の健全な育成と福祉の向上を図る。			(1) 事業内容 ア 自立支援医療（育成医療） 身体に障害のある児童又は放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で確実な治療効果が期待できる者に対する医療給付。給付は市町村が行い、県はその費用の1/4を負担する。 73,839千円 イ 結核児童療育給付 結核に罹患して長期入院している児童に対し、医療の給付を行い、療養中に必要な学習用品等を支給する。 624千円 ウ 事務費 市町村における事業を円滑に進めるための経費 473千円					
(1) 自立支援医療（育成医療） 73,839千円 (2) 結核児童療育給付 624千円 (3) 事務費 473千円			(2) 事業計画 ア 自立支援医療（育成医療） 市町村が実施主体となり、事業を実施する。 イ 結核児童療育給付 県が事業を実施する。（県内指定都市・中核市は各市が実施）					
2 事業主体及び負担区分			(3) 事業効果 障害の予防及び身体障害児・結核児童の健全育成を図ることができる。					
(1) 国1/2（県1/4）市町村1/4 (2) （国1/2・県1/2）			(4) その他 自立支援医療（育成医療）は市町村に権限移譲され、平成25年度から市町村が実施している。					
3 地方財政措置の状況								
(区分) 社会福祉費（細目）児童福祉費 (細節) 身体障害児等援護費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.4人=3,800千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
			国庫支出金	分担金・負担金				
決定額	74,936	289	42				74,605	553
前年額	74,383	173	56				74,154	

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：母子保健担当
 内線：3561

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B154	未熟児等対策費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	未熟児等対策費	
事業期間	昭和34年度～	根拠法令	母子保健法第8条、第20条、埼玉県妊娠中毒症等療養援護費支給要領	宣言項目	02	健康・医療・介護の安心確保		SDGsゴール	3
				分野施策	020307	地域医療体制の充実		SDGsターゲット	3-2, 3-4
1 事業概要				5 事業説明					
<p>未熟児は成熟して出生した児に比べて疾患にり患しやすく、死亡率が高いだけではなく心身の障害が残ることも多いことから、出生後速やかに適切な処置をとることが必要である。そのため、入院養育を要する未熟児に医療給付を行い、健全育成を図る。</p> <p>また、妊娠中毒症は放置すると心身障害児の出生原因となり、時には妊婦を死亡させるため、り患した妊婦の療養援護をすることにより母体の保護を図る。</p> <p>(1) 未熟児養育医療 153,306千円 (2) 妊娠中毒症等療養援護費 97千円 (3) 事務費 756千円</p>				<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 未熟児養育医療 入院養育を要する未熟児に医療の給付を行う。給付は市町村が行い、県はその費用の1/4を負担する。 153,306千円</p> <p>イ 妊娠中毒症等療養援護費 妊娠中毒症にり患した妊婦の療養援護をする。 97千円</p> <p>ウ 事務費 市町村における事業を円滑に進めるための経費 756千円</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 県内63市町村が実施主体となり、事業を実施する。</p> <p>イ 県が事業を実施する。(さいたま市・川越市・越谷市・川口市を除く)</p> <p>(3) 事業効果 未熟児及び妊産婦の死亡、障害等を未然に防止できる。</p> <p>(4) その他</p> <p>未熟児養育医療は、権限移譲により、平成25年度から市町村が実施している。</p>					
2 事業主体及び負担区分									
<p>(1) 国1/2 (県1/4) 市町村1/4 (2) (県10/10)</p>									
3 地方財政措置の状況									
<p>(区分) 衛生費 (細目) 母子保健費 (細節) 母子保健費</p>									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.4人=3,800千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	154,159							154,159	17,090
前年額	137,069							137,069	

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：母子保健担当
 内線：3561

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B156	小児慢性特定疾病対策費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	小児慢性特定疾病対策費		
事業期間	昭和46年度～	根拠法令	児童福祉法第19条の2 埼玉県小児慢性特定疾病医療費支給認定等実施要綱	宣言項目			01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	3	
				分野施策			010102 子育て支援の充実	SDGsターゲット	3-4	
1 事業概要				5 事業説明						
<p>小児慢性特定疾病は長期の療養を要し高額な負担を要する。原因が不明で治療方法も確立されていない疾病も多く、治療方法の確立が必要とされている。</p> <p>長期療養を要する児童の健全な育成を図るため、治療研究を推進するとともに、医療や日常生活用具の給付などの実施により養育家庭の負担を軽減する。</p> <p>(1) 医療費支給事業 1,094,355千円 (2) こども健康手帳交付事業 387千円 (3) 自立支援事業 4,410千円 (4) 日常生活用具給付事業 4,584千円 (5) 事務費 11,044千円</p>				<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 医療費支給事業 小児慢性特定疾病児に対する医療費支給 1,094,355千円 イ こども健康手帳交付事業 医療費支給対象児の健康管理等のための手帳交付 387千円 ウ 自立支援事業 患者・家族への助言・相談など各種支援 4,410千円 エ 日常生活用具給付事業 医療費支給対象児に対する特殊寝台等の日常生活用具の給付 4,584千円 オ 事務費 医療費支給事業等の実施に要する経費 11,044千円</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 医療費支給事業 支給対象者数：約4,800人（さいたま市・川崎市・越谷市・川口市を除く） イ こども健康手帳交付事業 860冊 ウ 自立支援事業 ピアカウンセリング：年4回 長期療養児教室：年13回 相互交流支援事業 等 エ 日常生活用具給付事業 小児慢性特定疾病医療費支給事業受給者のうち日常生活を営む中で著しく支障のある受給者に対して、特定の品目を給付する。</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>小児慢性特定疾病の治療研究の促進及び患者家庭における経済的負担の軽減 医療費支給受給者数 平成29年度 5,243人 平成30年度 4,715人 令和元年度 4,730人</p> <p>(4) 県民・民間活力・職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 慢性疾病児に対する支援を行う組織との連携を図っている。</p> <p>(5) 前年度からの変更点</p>						
2 事業主体及び負担区分										
(1) ・ (2) ・ (3) ; 国1/2・県1/2 (4) ; 市分(国1/2・県0・市1/2) (4) ; 町村分(国1/2・県1/4・町村1/4)										
3 地方財政措置の状況										
(区分) 社会福祉費 (細目) 児童福祉費 (細節) 身体障害児等援護費										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員										
9,500千円×2.1人=19,950千円										
財 源 内 訳										
予算額		国庫支出金						一般財源		前年との対比
決定額	1,114,780	553,222						561,558	△44,798	
前年額	1,159,578	576,224						583,354		

令和 3年度予算見積調書

課室名: 健康長寿課
 担当名: 母子保健担当
 内線: 3561

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B80	移行期医療支援体制整備事業		一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	小児慢性特定疾病対策費		
事業期間	令和元年度～	根拠法令	小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
						分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	3-4
1 事業概要			5 事業説明						
<p>小児期から成人期への移行期にある小児慢性疾病児童等への適切な医療を提供するため、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や、患者の自律（自立）支援を行う。</p> <p>(1) 移行期医療支援センター事業 4,631千円 (2) 事務費（検討会議開催） 119千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>小児期から成人期への移行期にある小児慢性疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や、自身の疾病等の理解を深めるなどの自律（自立）支援の実施により、移行期医療支援体制の整備を行う。</p> <p>ア 移行期医療支援センター事業 4,631千円 イ 事務費（検討会議開催） 119千円</p> <p>(2) 事業計画 令和元年度 移行期医療支援センター開設 令和3年度 支援対象 4,760人（令和元年度小児慢性特定疾病受給者数）</p> <p>(3) 事業効果 ア 患者が罹患した疾病を問わず、年齢に応じた適切な医療を提供できる体制の整備 イ ヘルスリテラシーに基づき、患者自身が適切な受診先を選択できる環境の整備 ウ 小児病院の患者受け入れ態勢強化（成人患者の移行による小児患者の受入れ可能量確保）</p> <p>(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 行政機関、医療機関、患者団体など小児慢性疾病児童等を支援する団体との連携を図る。</p>						
2 事業主体及び負担区分									
<p>(1) ; 国1/2・県1/2 (2) ; 県10/10</p>									
3 地方財政措置の状況									
<p>(区分) 社会福祉費（細目）児童福祉費 (細節) 身体障害児等援護費</p>									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.1=950千円									
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比	
予算額		国庫支出金							
決定額	4,750	2,365					2,385	△427	
前年額	5,177	2,225					2,952		

令和 3年度予算見積調書

課室名: 健康長寿課
 担当名: 母子保健担当
 内線: 3561

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B83	妊産婦総合対策事業		一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	母子保健推進費		
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	母子保健法、児童福祉法			宣言項目		SDGsゴール	3
	分野施策						SDGsターゲット	3-3	
1 事業概要 新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。 (1) ウイルスに感染した妊産婦への支援事業 (2) 不安を抱える妊婦への分娩前の検査事業			5 事業説明 (1) 概要 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。 とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられることなど、深刻なメンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず、孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在する。 このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。 (2) 事業内容 ア ウイルスに感染した妊産婦への支援事業 1,985千円 イ 不安を抱える妊婦への分娩前の検査事業 79,780千円						
2 事業主体及び負担区分 (1)(2) (国1/2・県1/2)									
3 地方財政措置の状況									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比	
決定額	81,765	国庫支出金	81,765				0	81,765	
前年額	0						0		

令和 3年度予算見積調書

課室名: 健康長寿課
 担当名: 母子保健担当
 内線: 3426

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B76	埼玉版ネウボラ推進事業			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	母子保健推進費		
事業期間	平成28年度～	根拠法令	母子保健法、子ども・子育て支援法、児童福祉法、埼玉県条例 待禁止条例	宣言項目		01	結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	3	
				分野施策		010101	きめ細かな少子化対策の推進	SDGsターゲット	3-1, 3-2	
1 事業の概要				5 事業説明						
妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の相談支援機能拡充を図るとともに、埼玉県の独自サービスとして「産後うつケア」等を推進できるよう市町村を支援する。 (1) 子育て世代包括支援センター整備促進・支援事業 158,105千円 (2) 産後うつケア推進事業 12,600千円 (3) 産後健診推進事業 11,753千円 (4) 妊娠・出産包括支援推進事業 194千円 (5) 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 104,626千円 (6) 妊娠期からの虐待予防強化事業 1,796千円				(1) 事業内容 ア 子育て世代包括支援センター整備促進・支援事業 158,105千円 子育て世代包括支援センターを設置運営する市町村に対し助成する。 ・令和元年度補助金交付実績 センター運営支援 52市町村76か所 ・開設準備 3市町3か所 イ 産後うつケア推進事業 12,600千円 産後うつ病の予防・早期発見に取り組む市町村に対し助成する。 ウ 産後健診推進事業 11,753千円 産後1か月の時期に行う産後健診の費用を負担する市町村に対し助成する。 エ 妊娠・出産包括支援推進事業 194千円 子育て世代包括支援センター業務に従事する市町村の保健師等の研修を行う。 市町村の実施状況のヒアリングを保健所同行で行う。 オ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 104,626千円 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し養育環境の把握等を行う市町村に対し助成する。 カ 妊娠期からの虐待予防強化事業 1,796千円 産婦人科医療機関等と市町村の連携体制を強化する。研修会2回、事例検討会4回×13保健所 (2) 事業計画 ア 子育て世代包括支援センターの支援拡充 妊娠・出産・育児の様々な相談にワンストップで応じ、切れ目のない支援体制を担う「子育て世代包括支援センター」の相談支援機能拡充を図る。 ・平成28年度15市町村→平成29年度36市町村→平成30年度53市町村→令和元年度63市町村 イ 埼玉版ネウボラの推進 埼玉県独自に「産後うつケア」や「産後健診」を推進し、産後うつ病の予防・早期発見・適切な医療につなげるとともに、産科医療機関等と市町村との連携を強化することできめ細やかな支援体制を構築する。 (3) 目標設定 産後ケア事業については令和6年度末までに県内全市町村での実施を目指す (令和2年12月に閣議決定した「少子化社会対策大綱」における目標) (4) 事業効果 安心して産み育てられる環境が整備される。						
2 事業主体及び負担区分										
(1)、(5) 国1/3 (県1/3) 市町村1/3 (2)、(3) (県1/2) 市町村1/2 (4) 国1/2 (県1/2) (6) (県10/10)										
3 地方財政措置の状況										
(区分) 衛生費 (細目) 母子保健費 (細節) 母子保健費										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員										
9,500千円×2.8人=26,600千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比
決定額	289,074	97						288,977	△6,222	
前年額	295,296	97						295,199		

令和 3年度予算見積調書

課室名: 健康長寿課
 担当名: 母子保健担当
 内線: 3426

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B81	新生児聴覚検査体制整備事業		一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	母子保健推進費	
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	母子保健法		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	10
					分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット	10-2
1 事業概要			5 事業説明					
全ての出生児が新生児聴覚検査を受けられる体制を整備するため、小規模医療機関等が聴覚検査の機器（自動ABR）を購入する際の費用を補助する (1) 聴覚検査機器導入費用補助事業 18,000千円 (2) 事務費 1,078千円			(1) 事業内容 先天性難聴児の早期発見・早期療育のための体制整備の一環として、小規模医療機関等が新生児聴覚検査の機器（自動ABR）を購入する際の費用を補助する。 ア 聴覚検査機器導入補助事業 18,000千円 イ 事務費 1,078千円 (2) 事業計画 令和3年度 検査機器導入補助に係る医療機関等への意向調査、購入費補助 新生児聴覚検査支援マニュアルの作成・配布 (3) 事業効果 県内分娩機関において新生児聴覚検査の機器が整備されることにより、難聴児の早期発見・早期療育が可能となる。					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (2) 国1/2 県1/2								
3 地方財政措置の状況								
(区分)衛生費 (細目)母子保健費 (細節) 母子衛生費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.3人=2,850千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	19,078	国庫支出金	9,539				9,539	△17,422
前年額	36,500		18,000				18,500	

令和 3年度予算見積調書

課室名: 健康長寿課
 担当名: 母子保健担当
 内線: 3576

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B79	予期せぬ妊娠救出プロジェクト		一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	母子保健推進費	
事業期間	平成30年度～	根拠法令	母子保健法		宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール	3
					分野施策	010101 きめ細かな少子化対策の推進	SDGsターゲット	3-1, 3-2, 3-7
1 事業概要			5 事業説明					
予期せぬ妊娠等に悩む母親を妊娠期から子育て期まで継続支援し、予期せぬ妊娠の連鎖を断ち切ることにより、母子保健の推進を図る。 (1) にんしんSOS相談事業 13,371千円 (2) 広報啓発事業 1,957千円 (3) 10代の親支援事業 652千円			(1) 事業内容 予期せぬ妊娠等に悩む母親を妊娠期から子育て期まで継続支援し、予期せぬ妊娠の連鎖を断ち切る。 ア にんしんSOS相談事業 13,371千円 イ 広報啓発事業 1,957千円 ウ 10代の親支援事業 652千円 (2) 事業計画 ア にんしんSOS相談事業 にんしんSOS電話・メール相談・同行支援ができる団体への委託により相談業務を行う。 (ア) 電話・メール相談による相談業務(年中無休、16時～24時) (イ) 10代の親等に対して市町村窓口等への同行支援の実施 (ウ) 専用ホームページの管理運営 イ 広報啓発事業 県内高等学校や市町村を通じて、相談窓口の案内カードの配布等により予期せぬ妊娠対策の広報活動を行う。 主な配布先: 県内高等学校(約180,000名)、市町村等 ウ 10代の親支援事業 10代の親支援を行う体制を整備するため市町村職員及び教員向けの専門家による研修を行う。 (3) 事業効果及び目標 ア にんしんSOS電話・メール相談利用者数2,231人(令和元年度) イ 未受診妊婦人数の減少					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (一部国1/2・県1/2)								
(2) (3) (県10/10)								
3 地方財政措置の状況								
(区分) 衛生費 (細目) 母子保健費								
(細節) 母子保健費								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500円×1.0人=9,500円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金						
決定額	15,980	6,685					9,295	△87
前年額	16,067	5,132					10,935	

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：母子保健担当
 内線：3561

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B82	乳幼児身体発育調査事業			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	母子保健推進費		
事業期間	令和 3年度	根拠法令	統計法				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3	
							分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット 3-7	
1 事業概要 「乳幼児身体発育調査」を令和3年度に実施する。なお、この調査は10年ごとに実施している統計法による一般調査である。 (1) 乳幼児身体発育調査費 640千円				5 事業説明 (1) 事業内容 全国的に乳幼児の身体発育状態を調査し、我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児保健指導の改善に資することを目的とする。 ア 調査の対象及び客体 ① 一般調査 国勢調査の地区から抽出した地域の県内地域に属する乳幼児 ② 病院調査 抽出された病院において9月中の1か月健診を受診した乳児 イ 調査の事項 乳幼児の身体発育値を定めるのに必要な事項等 ウ 調査の時期 令和3年9月1日から30日までの期間 エ 一般調査の方法 保健所の職員による集団調査若しくは訪問調査による調査票への記入 (2) 事業計画 県の13保健所において、約7,000世帯を調査対象として実施する。また、2か所の医療機関において受診者に対する調査を実施する。 (3) 事業効果 乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児保健指導の改善に資する。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 保健所の保健師により個別の聞き取り調査を実施する。						
2 事業主体及び負担区分 (1) 国庫10/10										
3 地方財政措置の状況										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.2人=1,900千円										
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比
		国庫支出金								
決定額	640	640						0	0	
前年額	640	640						0		

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：母子保健担当
 内線：3426

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B155	埼玉県不妊治療費助成事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	不妊治療助成費		
事業期間	平成16年度～	根拠法令	少子化社会対策基本法第13条			宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	3
	分野施策					010101 きめ細かな少子化対策の推進	SDGsターゲット	3-7	
1 事業概要			5 事業説明						
<p>不妊治療のうち体外受精及び顕微授精については、治療費が高額であり、十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない夫婦も少なくない。</p> <p>そこで、少子化対策の一環として、体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>(1) 不妊治療費助成 2,526,198千円 (2) 事務費 5,872千円</p>			<p>(1) 事業内容 少子化対策の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる配偶者間の不妊治療(体外受精、顕微授精及び精子採取術)に要する費用の一部を助成する。</p> <p>ア 不妊治療費助成 2,526,198千円 ・ 県助成事業 1,799,100千円 ・ 指定都市・中核市国負担分補助金 727,098千円</p> <p>イ 事務費 5,872千円</p> <p>(2) 事業計画 ア 不妊治療費助成 特定不妊治療 7,551件 うち、治療区分A B D E 5,167件 うち、治療区分C F 2,331件 うち、男性不妊治療 53件</p> <p>(3) 事業効果 経済的支援の充実を図ることで、不妊に悩む夫婦が安心して妊娠・出産できる環境整備の推進が図られる。</p> <p>助成件数 平成27年度 6,226件 平成28年度 5,641件 平成29年度 5,578件 平成30年度 4,919件 令和元年度 4,090件</p>						
2 事業主体及び負担区分									
(1) 県10/10 (一部、県1/2・市1/2) (2) 県10/10									
3 地方財政措置の状況									
(区分) 衛生費 (細目) 母子保健費 (細節) 母子保健費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×0.9人=8,550千円									
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比	
予算額		国庫支出金	繰入金						
決定額	2,532,070	902,486	1,629,584				0	1,411,959	
前年額	1,120,111	560,055					560,056		

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：母子保健担当
 内線：3426

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B77	ウェルカムベビープロジェクト（助成）		一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	不妊治療助成費	
事業期間	平成29年度～	根拠法令	少子化社会対策基本法13条		宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	3
					分野施策	010101 きめ細かな少子化対策の推進	SDGsターゲット	3-7
1 事業概要			5 事業説明					
<p>晩婚化が進展する中、年齢を重ねるほど妊娠率は下がり、妊娠・出産に係るリスクが高まる。少子化対策の一環として、子どもを望む夫婦に対し早期の不妊検査及び不妊治療に要する費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図る。また不育症の検査についてもその費用の一部を助成する。</p> <p>(1) 早期不妊検査費助成 56,140千円 (2) 早期不妊治療費助成 76,650千円 (3) 2人目以降不妊治療費助成 0千円 (廃止) (4) 不育症検査費助成 15,428千円</p>			<p>(1) 事業内容 少子化対策の一環として、子どもを望む夫婦に対し早期の不妊検査及び不妊治療にかかる費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図る。また、不育症検査についても、その費用の一部を助成する。</p> <p>ア 早期不妊検査費助成 56,140千円 イ 早期不妊治療費助成 76,650千円 ウ 2人目以降不妊治療費助成 0千円 エ 不育症検査費助成 15,428千円</p> <p>(2) 事業計画 ア 早期不妊検査費助成 2,492件 イ 早期不妊治療費助成 1,407件 ウ 2人目以降不妊治療費助成 事業廃止 エ 不育症検査費助成 429件</p> <p>(3) 事業効果 きめ細かく経済的支援の充実を図ることで、子どもを産み育てる環境整備の推進が図られる。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
<p>(1) 県10/10 (2) 県1/2・市1/2 (4) 国1/2・県1/2（一部、県10/10）</p>								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.8=7,600千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	148,218	国庫支出金	5,574				142,644	△9,344
前年額	157,562						157,562	

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：母子保健担当
 内線：3426

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B78	ウェルカムベビープロジェクト（普及啓発）		一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	不妊治療助成費	
事業期間	平成29年度～	根拠法令	少子化対策基本法13条		宣言項目	01 結婚・出産・子育ての希望実現	SDGsゴール	3
					分野施策	010101 きめ細かな少子化対策の推進	SDGsターゲット	3-7
1 事業概要			5 事業説明					
<p>晩婚化が進展する中、年齢を重ねるほど妊娠率は下がり、妊娠・出産に係るリスクが高まる。少子化対策の一環として、若い世代に対し妊娠・不妊に係る正しい知識の普及啓発を行うことにより、子どもを望む夫婦に対し早期受診の意識の向上を図る。</p> <p>(1) 冊子作成 2,750千円 (2) 普及啓発 1,630千円 (3) 気運の醸成 775千円 (4) 妊活推進 5,103千円</p>			<p>(1) 事業内容 少子化対策の一環として、若い世代に対し妊娠・不妊に係る正しい知識の普及啓発を行うことにより、子どもを望む夫婦に対し早期受診の意識の向上を図る。 ア 冊子作成 2,750千円 イ 普及啓発 1,630千円 ウ 気運の醸成 775千円 エ 妊活推進 5,103千円</p> <p>(2) 事業計画 ア 冊子作成 125,000部 イ 普及啓発 出前講座開催 30回 等 ウ 気運の醸成 埼玉県こうのとり大使メッセージカード配布 等 エ 妊活推進 不妊に悩む夫婦を対象とした医師・助産師による相談</p> <p>(3) 事業効果 正しい知識の普及啓発を行うことにより、若い世代が結婚、子育てを含めたライフプラン形成の意識向上を図る。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
県10/10 (4) うち県相談事業 県1/2 国庫1/2								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.8=7,600千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
			国庫支出金					
決定額	10,258	2,747					7,511	△825
前年額	11,083	2,746					8,337	

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：母子保健担当
 内線：3576

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B171	母子愛育会埼玉県支部補助			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	母子愛育会埼玉県支部補助	
事業期間	昭和35年度～	根拠法令	なし				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3
							分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット 3-7
1 事業概要 地域において組織活動として、母子保健の向上に重要な役割を担っている母子愛育会埼玉県支部の育成強化を図る。 (1) 母子愛育会埼玉県支部運営費補助 810千円				5 事業説明 (1) 事業内容 母子愛育会埼玉県支部補助 810千円 (2) 事業計画 母子愛育会埼玉県支部に対し、運営費の一部を補助する。 (3) 事業効果 母子保健に関する知識の普及、育児不安解消の場づくり、地域の健康づくりの普及啓発及び虐待予防と妊婦にやさしいまちづくりの推進を図ることができる。					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.1人=950千円									
予算額		財源内訳						一般財源	前年との対比
決定額	770							770	△40
前年額	810							810	

令和 3年度予算見積調書

課室名: 健康長寿課
 担当名: 母子保健担当
 内線: 3576

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B172	埼玉県小児保健協会補助			一般会計	衛生費	公衆衛生費	母子衛生費	埼玉県小児保健協会補助		
事業期間	昭和48年度～	根拠法令	なし				宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3	
							分野施策	010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット 3-7	
1 事業概要 小児保健に携わる会員に対して研修及び情報交換の場を提供する埼玉県小児保健協会に対し運営費を補助し、小児保健の充実強化を図る。 (1) 埼玉県小児保健協会運営費補助 170千円				5 事業説明 (1) 事業内容 埼玉県小児保健協会補助 170千円 (2) 事業計画 埼玉県小児保健協会に対し、運営費の一部を補助する。 (3) 事業効果 研修・連携・情報交換等により、小児保健に携わる関係職種の資質向上が図られ、もって小児の保健・福祉を増進する。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 なし										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 本庁9,500千円×0.1人=950千円										
予算額		財源内訳							一般財源	前年との対比
決定額	160							160	△10	
前年額	170							170		

令和 3年度予算見積調書

課室名：健康長寿課
 担当名：健康長寿担当
 内線：3663

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B89	糖尿病重症化予防事業			一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	地域保健医療計画推進費	
事業期間	平成26年度～ 令和 5年度	根拠法令	なし				宣言項目 02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール 3	
							分野施策 010204 生涯を通じた健康の確保	SDGsターゲット 3-8, 3-d	
1 事業の概要				5 事業説明					
県民の健康維持を図るとともに、医療費の増加を抑制するため、次のことに取り組む。 ・ レセプトデータ等の分析から糖尿病の重症化ハイリスク者を抽出し、重点的な受診勧奨、保健指導を行う。また、糖尿病と関連性のある歯周病の未治療者について、受診・健診を促す。 ・ 糖尿病性腎症重症化予防対策事業について、医療費抑制効果を推計する。 (1) 医療費抑制効果推計事業 233千円 (2) 全国知事会重症化予防WTでの検討 40千円 (3) 研修会等の開催 717千円				(1) 事業内容 ア 糖尿病患者の重症化を予防し、県民の健康維持、医療費の適正化を進める。 990千円 (2) 事業計画 糖尿病性腎症重症化予防対策事業 健診、レセプトデータの分析から糖尿病性腎症のハイリスク者を抽出し、医療機関に通院していない者には受診勧奨、医療機関に通院している者には保健指導、保健指導を修了した者は翌年度以降継続支援を実施する。(国民健康保険保険給付費等交付金を活用予定) ア 医療費抑制効果推計事業 233千円 糖尿病性腎症重症化予防対策事業について、医療費抑制効果を推計するため、統計分野に詳しい学識者に推計業務を委託する。(委託料については、国民健康保険事業特別会計で計上) イ 全国知事会重症化予防ワーキングチームでの検討 40千円 平成30年度に設置された全国知事会の重症化予防ワーキングチームで、糖尿病を始めとする生活習慣病重症化予防の横展開について検討する。 ウ 研修会等の開催 717千円 糖尿病性腎症重症化予防に関する研修等を開催する。 (3) 事業効果 糖尿病患者への早期指導により人工透析への移行を回避し、医療費を抑制 医療費抑制効果(新規人工透析移行防止 4,500千円/人)					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 @9,500千円×1.5名=14,250千円									
				財 源 内 訳					
予算額		繰入金						一般財源	前年との 対比
決定額	990	990					0	0	
前年額	990	990					0		

令和 3年度予算見積調書

課室名：感染症対策課
 担当名：感染症・新型インフルエンザ対策担当
 内線：3557 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B150	結核医療事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	結核対策費	結核医療対策費	
事業期間	昭和26年度～	根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条、第58条		宣言項目	03 大地震など危機への備えの強化	SDGsゴール	3
					分野施策	020519 感染症対策の強化	SDGsターゲット	3-3
1 事業概要			5 事業説明					
結核患者の医療費を公費で負担することにより、適正な医療の普及徹底と患者の費用負担の軽減を図り、患者の減少、結核のまん延防止を図る。 (1) 入院医療費 143,092千円 (2) 入・通院医療費 21,146千円 (3) 審査支払委託事務 669千円			(1) 事業内容 入院患者の入院医療費全額、一般患者の入・通院医療費の95/100を上限に公費にて負担（保険分除く）を行う。 ア 入院医療費 143,092千円 イ 入・通院医療費 21,146千円 ウ 審査支払委託事務 669千円 (2) 事業計画（公費負担件数予定） ア 入院医療費（37条） 902件 イ 入・通院医療費（37-2条） 8,273件 ウ 審査支払事務 9,175件 (3) 事業効果 結核の確実な治療を行うことにより、結核のまん延防止が図られる。					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (国3/4・県1/4) (2) (国1/2・県1/2) (3) (県10/10)								
3 地方財政措置の状況								
地方交付税措置（単位費用） 医療療養費 就業制限及び入院患者費 診療報酬支払事務								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×0.1人=950千円								
予算額			財源内訳				一般財源	前年との対比
決定額	164,907	117,890					47,017	△920
前年額	165,827	118,262					47,565	

令和 3年度予算見積調書

課室名：感染症対策課
 担当名：感染症・新型インフルエンザ担当
 内線：3557 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B151	感染症予防費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	感染症予防費	
事業期間	平成11年度～	根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条		宣言項目	03 大地震など危機への備えの強化	SDGsゴール	3
					分野施策	020519 感染症対策の強化	SDGsターゲット	3-3
1 事業概要			5 事業説明					
感染症法に基づき感染症予防のための各種事業を行うとともに、健康危機発生時に迅速な対応を図り、安全で安心できる県民生活を図る。 (1) 医療体制整備事業 67,637千円 (2) 感染症予防対策事業 18,694千円 (3) 新興感染症対策事業 2,096千円			(1) 事業内容 ア 医療体制整備事業 67,637千円 感染症指定医療機関の整備・運営費や衛生研究所の検査用備品を整備するなど、感染症に係る医療体制を整備する。 イ 感染症予防対策事業 18,694千円 感染症診査協議会（入院勧告、就業制限及び公費負担医療の審議）の設置、感染者及び接触者の健康診断等により、感染症まん延防止を図る。 ウ 新興感染症対策事業 2,096千円 新興感染症発生時の体制整備や普及啓発を行うことにより、新興感染症対策を図る。 (2) 事業計画 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき入院勧告、就業制限等を行い、また、感染症に対する医療体制や検査体制を充実することにより、感染症のまん延防止を図る。 (3) 事業効果 健康診断及び疫学調査が的確に実施されることで、感染症を早期に発見し、二次感染及び患者の重症化を防止できる。					
2 事業主体及び負担区分								
(国3/4 県1/4) (2) (国1/2 県1/2) (1)、(2)、(3) (県10/10) (1)、(2)、(3) (国1/3 県1/3) 市1/3 (2)								
3 地方財政措置の状況								
普通交付税（単位費用） (区分) 衛生費 (細目) 感染症等対策費 (細節) 感染症等対策費 (積算内容) 感染症指定医療機関補助								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×3.7人=35,150千円								
			財 源 内 訳				一般財源	前年との対比
予算額		国庫支出金						
決定額	88,427	36,800					51,627	6,284
前年額	82,143	33,659					48,484	

令和 3年度予算見積調書

課室名：感染症対策課
 担当名：感染症・新型インフルエンザ対策担当
 内線：3572 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B9	感染症重大事案対策事業		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	感染症予防費	
事業期間	平成30年度～ 令和 5年度	根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		宣言項目	03 大地震など危機への備えの強化	SDGsゴール	3
					分野施策	020519 感染症対策の強化	SDGsターゲット	3-3
1 事業概要			5 事業説明					
<p>グローバル化の進展や国際的イベントの開催に伴い、重大な感染症が発生し、感染拡大するリスクが高まっている。</p> <p>そこで、県民の健康を守り、感染拡大を防止するとともに、国際的イベントの円滑な開催を支援するため、重大な感染症を迅速に探知・解明できる体制を構築する。</p> <p>(1) 重大感染症早期探知体制の構築 6,387千円 (2) 検査体制の構築 13,029千円 (3) 評価・分析技術の向上 320千円 (4) 診断技能向上研修とネットワークづくり 1,460千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 重大感染症早期探知体制の構築 6,387千円 改正感染症法に基づく疑似症サーベイランス事業として、定点医療機関が感染症疑似症患者を診断した場合に速やかに県に報告する。 また、県独自の取り組みとして医療機関が急激な症状が悪化した患者等を診断した場合に速やかに県に報告する。県はリスク評価を行い、状況に応じて原因調査や感染拡大防止の対策を行う。</p> <p>イ 検査体制の構築 13,029千円 医療機関等で検査ができない健康危機事案について、衛生研究所に導入した次世代シーケンサーを活用し原因不明な重大事案を迅速に解明する。</p> <p>ウ 評価・分析技術の向上 320千円 検査結果をだすのみならず、検査結果と患者の臨床所見とをあわせ、医療機関の診療において必要な価値ある情報を提供するため、解析結果評価委員会を設置し、検査結果の総合的な評価を行う。</p> <p>エ 診断技能向上研修とネットワークづくり 1,460千円 高い専門性を有する実務者、現場の感染症対策を牽引する指導者を育成する。 地域の医療機関の感染症に対する意識を向上させる。</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 疑似症サーベイランスは通年行う。強化サーベイランスは東京2020大会開催期間中+前後に県内において、ベースラインの把握及び感染症発生動向を確認する。</p> <p>イ 衛生研究所に導入した新たな検査技術を活用し、原因不明な感染症事案を迅速に解明できる体制を構築する。</p> <p>ウ 検査結果を評価分析する技術を身に付け、医療機関に必要な価値ある情報を提供できる体制を構築する。</p> <p>エ 感染症を専門とする医療従事者と行政職員に対する研修会及び地域の医療機関に対する研修会を実施する。</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>ア 感染拡大前に対応することができ、感染リスクの脅威を軽減し、国際的イベントの円滑な開催の支援ができる。</p> <p>イ 原因不明な事案を迅速に解明することで、県民の健康を守り、県民の不安を解消することができる。</p> <p>ウ 解析結果より医療機関の診断能力が向上され、感染症の早期発見・まん延防止を図ることができる。</p> <p>エ 医療従事者や行政職員の感染症対応能力が向上し、感染症の早期発見・まん延防止を図ることができる。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
<p>(1) (国1/2 県1/2)、(県10/10) (2) (県10/10) (3) (県10/10) (4) (国1/2 県1/2)</p>								
3 地方財政措置の状況			なし					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×2.0人=19,000千円					
			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
予算額		国庫支出金						
決定額	21,196	3,333					17,863	0
前年額	21,196	3,333					17,863	

令和 3年度予算見積調書

課室名：感染症対策課
 担当名：感染症・新型インフルエンザ対策担当
 内線：3557 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業		
B10	クラウド型医療通訳映像システムによる感染症対策事業		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	感染症予防費		
事業期間	平成30年度～	根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		宣言項目	03	大地震など危機への備えの強化	SDGsゴール	3
	令和 5年度				分野施策	020519	感染症対策の強化	SDGsターゲット	3-3
1 事業概要			5 事業説明						
<p>グローバル化の進展や国際的イベントの開催、改正入国管理法を契機とする外国人材の受入れ活発化に伴い、今後外国人労働者及び観光客の増加が見込まれる。そこで、日本語が不自由な外国人感染症患者に対して、感染症まん延防止のための調査・指導を適切に行うことを目的として、県13保健所に導入したクラウド型医療通訳映像システムを円滑に運営する。これにより、言葉が通じないことによる感染症の拡大を未然に防ぐ。</p> <p>(1) システム運営費 3,562千円</p>			<p>(1) 事業内容 日本語が不自由な外国人感染症患者に対して、感染症のまん延防止のための調査・指導を適切に行うことを目的として、県13保健所に導入したクラウド型医療通訳映像システムを活用することにより、言葉が通じないことによる感染症のまん延防止を図る。</p> <p>ア システムの内容 保健所職員が外国人対応が必要な際に、タブレット端末によるディスプレイを通じて、医療通訳オペレーターによる外国語医療通訳サービスを利用する。</p> <p>イ 通訳内容 感染症法に基づく感染症のまん延防止策である。具体的には、患者及び家族その他接触者の行動調査、入院院支援、健康相談、保険相談、服薬支援等である。</p> <p>(2) 事業計画 クラウド型医療通訳映像システムの運営 3,562千円 ・クラウド型医療通訳映像サービスを提供する事業者へ委託して実施する。 ・対応言語は10か国語とする。 (英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語)</p> <p>(3) 事業効果 ・通常2週間要する通訳派遣に係る調整事務が数分へと大幅に短縮、あわせて人件費を削減 ・タブレット端末で場所を問わず利用でき、原則24時間365日対応可能であるため、昼夜問わず迅速に対応 ・医療に係る専門用語に長けたサービスであるため、保健所による正確な調査が可能 ⇒外国人感染症患者に対し、適切に調査・指導を行うことにより、言葉が通じないことによる感染症の拡大を未然に防ぐ。もって、県民及び来訪者へ安心を提供する。</p>						
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2)									
3 地方財政措置の状況 なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
予算額			財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
			国庫支出金						
決定額	3,562		1,781					1,781	△1,806
前年額	5,368		2,684					2,684	

令和 3年度予算見積調書

課室名：感染症対策課
 担当名：感染症・新型インフルエンザ対策
 内線：3563 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B152	予防接種事故対策事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	予防接種事故対策費	
事業期間	昭和45年度～	根拠法令	予防接種法第26条第2項			宣言項目	02 健康・医療・介護の安心確保	SDGsゴール
					分野施策	020307 地域医療体制の充実	SDGsターゲット	
1 事業概要			5 事業説明					
予防接種法に基づき、市町村が予防接種健康被害者に対して行う給付金の負担及び市町村で発生した重篤な予防接種健康被害にかかる調査に要する費用の補助を行う。			(1) 事業内容 ア 市町村が予防接種健康被害者に対して支払う給付金の負担 69,229千円 県内の健康被害認定者 21名(15市町) イ 市町村の予防接種健康被害調査委員会が行う調査等に要する費用の補助 180千円 健康被害案件が生じ、委員会で調査を行う場合に補助 ウ 市町村が免疫の消失した者に対して支払った再接種費用に対する補助 1,770千円					
(1) 市町村が予防接種健康被害者に対して支払う給付金の負担 69,229千円 (2) 市町村の予防接種事故健康被害調査委員会が行う調査等に要する費用の補助 180千円 (3) 市町村が骨髄移植などの造血幹細胞移植等により、接種済みの免疫が消失した者に対して実施した再接種費用の助成に対する補助 1,770千円			(2) 事業計画 予防接種法に基づく定期の予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。					
(1) (2) (国1/2・県1/4)市町村1/4 (3) (県1/2)市町村1/2			(3) 事業効果 予防接種健康被害者の生活を経済的に援助する。					
2 事業主体及び負担区分								
3 地方財政措置の状況			なし					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員			9,500千円×0.1人=950千円					
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
決定額	71,179	国庫支出金	46,271				24,908	△33,641
前年額	104,820		69,878				34,942	

令和 3年度予算見積調書

課室名：感染症対策課
 担当名：感染症・新型インフルエンザ対策
 内線：3564 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B11	新型インフルエンザ対策事業費			一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	新型インフルエンザ対策事業費	
事業期間	平成18年度～	根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 新型インフルエンザ等対策特別措置法			宣言項目	03 大地震など危機への備えの強化	SDGsゴール	3
					分野施策	020519 感染症対策の強化		SDGsターゲット	3-3
1 事業概要			5 事業説明						
新型インフルエンザの発生・流行に備えた医療体制等を確保することにより、県民の健康被害や社会的影響を最小限に抑える。 (1) 医薬品確保対策事業 7,829千円 (2) 医療品確保対策事業 (医薬品分) 604,171千円 (3) 医療体制等整備事業 46,074千円			(1) 事業内容 ア 医薬品確保対策事業 7,829千円 新型インフルエンザ等の流行に備え、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、適切に保管する。 イ 医薬品確保対策事業 (医薬品分) 604,171千円 ウ 医療体制等整備事業 46,074千円 新型インフルエンザ等の流行に備え、医療体制の確保及び検査体制の強化等を図る。 (2) 事業計画 ア・イ 医薬品確保対策事業 (ア) 抗インフルエンザウイルス薬の適切な保管 (タミフル、リレンザ、ラピアクタ、イナビルの備蓄) (イ) 抗インフルエンザウイルス薬の放出 (新型インフルエンザ等流行時における備蓄薬の搬出運搬) ウ 医療体制等整備事業 (ア) 新型インフルエンザ等発生時の体制構築 (国・県・市町村の連携) (イ) 新型インフルエンザウイルスの検査 (衛生研究所における検査) (ロ) 陰圧テントの設置体制の整備 (新型インフルエンザ発生時における県備蓄テントの機動力強化) (エ) 医療体制整備促進事業 (委託事業) (オ) 地域別対策会議の開催 (13保健所各1回) (カ) 新型インフルエンザ等専門家会議の運営 (年3回会議開催) (キ) 九都県市新型インフルエンザ等感染症対策検討部会 (会議、研修会等の開催) (ク) 特定接種・住民接種体制の構築 (ケ) 新型インフルエンザ等発生拡大期における資機材の備蓄 (コ) 新型インフルエンザ等発生初期における初動体制の整備及び訓練 (3) 事業効果 発生時における県民の健康被害の抑制及び社会機能の維持 抗インフルエンザウイルス薬の行政備蓄目標量の維持 (タミフルカプセル、タミフルドライシロップ、リレンザ、ラピアクタ、イナビル) (4) 県民・民間活力、職員のマンパワーの活用、他団体との連携状況 九都県市で連携し、広域的な取組を推進。 (5) 抗インフルエンザウイルス薬の期限切れに伴う薬剤購入及び手数料の算定						
2 事業主体及び負担区分									
(1) (2) (県10/10) (3) (県10/10)、(国1/2・県1/2)									
3 地方財政措置の状況									
普通交付税 (単位費用) (区分) 衛生費 (細目) 2 感染症等対策費 (細節) 感染症等対策費 (積算内容) 抗インフルエンザ薬購入費									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員									
9,500千円×3.0人=28,500千円									
			財 源 内 訳					一般財源	前年との 対比
予算額		国庫支出金							
決定額	658,074	1,546						656,528	20,699
前年額	637,375	1,546						635,829	

令和 3年度予算見積調書

課室名：感染症対策課
 担当名：感染症・新型インフルエンザ対策
 内線：3563 (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B12	新型インフルエンザ等医療機関整備事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	新型インフルエンザ対策事業費	
事業期間	平成26年度～	根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法 新型インフルエンザ等対策政府行動計画		宣言項目	03 大地震など危機への備えの強化	SDGsゴール	3
	令和 3年度				分野施策	020519 感染症対策の強化	SDGsターゲット	3-3
1 事業の概要 新型インフルエンザ等の発生時に患者を受入れる医療機関に施設及び設備を整備することにより、県民の健康被害を最小限に抑える。 (1) 施設・設備整備事業 16,058千円			5 事業説明 (1) 事業内容 01 施設・設備整備事業 16,058千円 新型インフルエンザ等の流行に備え、医療機関に対し診療に必要な施設の増改築及び設備購入に必要な費用を補助する。 (2) 事業計画 ア 新型インフルエンザ等専用外来の新設、増築又は改築のために必要な施設整備費 イ 新型インフルエンザ等専用外来の設備を購入するために必要な設備整備費 ウ 新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新築、増築又は改築のために必要な施設整備費 エ 新型インフルエンザ等患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備整備費 (3) 事業効果 発生時における県民の健康被害の抑制 新型インフルエンザ等専用外来 発生初期における患者の検体採取、初期治療を行う 新型インフルエンザ等患者入院医療機関 発生拡大期において重症患者に必要な呼吸管理等の治療を行う。 令和元年度補助実績 施設補助（新型インフルエンザ等専用外来） 1施設 設備補助（新型インフルエンザ等患者入院医療機関） 17床 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 民間医療機関と連携し、新型インフルエンザ等患者発生時の医療体制を確保					
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/2)、(県10/10)								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×0.5人=4,750千円								
予算額			財 源 内 訳				一般財源	前年との 対比
			国庫支出金					
決定額	16,058		8,000				8,058	△3,999
前年額	20,057		10,000				10,057	

令和 3年度予算見積調書

課室名：感染症対策課
 担当名：総務・物資調達担当
 内線：3589

(単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B13	新型コロナウイルス感染症対策事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	新型コロナウイルス感染症対策事業費	
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			宣言項目	03 大地震など危機への備えの強化	SDGsゴール 3
					分野施策	020519 感染症対策の強化	SDGsターゲット 3-3	
1 事業概要			5 事業説明					
新型コロナウイルス感染症への県民の不安解消を図るとともに、感染症拡大防止対策の強化を図るため、緊急に対応すべき対策を実施する。 (1) 県民相談体制強化事業 1,183,118千円 (2) 検査・医療体制の強化 80,347,981千円 (3) 感染者フォローアップ体制の整備 214,885千円 (4) 軽症者等の療養体制の確保 10,321,462千円 (5) 市町村交付金事業 1,045,000千円 (6) クラスター対策 79,565千円 (7) 扶助費 6,508,360千円			1) 事業内容 ア 県民相談体制強化事業 1,183,118千円 イ 検査・医療体制の強化 80,347,981千円 ウ 感染者フォローアップ体制の整備 214,885千円 エ 軽症者等の療養体制の確保 10,321,462千円 オ 市町村交付金事業 1,045,000千円 カ クラスター対策 79,565千円 キ 扶助費 6,508,360千円 (2) 事業計画 ア 県民相談体制強化事業 (ア) 新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター (イ) 受診相談センター (ウ) LINEお知らせシステム イ 検査・医療体制の強化 (ア) 感染症検査体制の整備 (イ) 医療機関受診体制の整備 (ウ) 入院医療機関の設備整備 (エ) 入院医療機関の体制支援 (オ) 診療を継続する医療機関への支援 (カ) 医療従事者への支援 ウ 感染者フォローアップ体制の整備 (ア) フォローアップ体制の整備 (イ) 自宅療養の体制強化 エ 軽症者等の療養体制の確保 (ア) 軽症者の宿泊療養体制の確保 (イ) 自宅療養者への配食サービス オ クラスター対策 (ア) COVMA Tの設置 カ 市町村事業への補助 キ 扶助費 (3) 事業効果 県民の不安解消、検査・医療体制の強化、医療機関職員の感染暴露の防止					
2 事業主体及び負担区分								
(1) (国10/10)、(県10/10) (2) (国10/10)、(国3/4・基金1/4)、(国1/2・基金1/2)、(国1/2・県1/2)、(県10/10) (3)～(6) (国10/10)								
3 地方財政措置の状況								
なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
9,500千円×3.0人=28,500千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
		国庫支出金	繰入金					
決定額	99,700,371	96,750,369	2,950,002				0 99,700,371	
前年額	0						0	

令和 3年度予算見積調書

課室名：感染症対策課
 担当名：感染症・新型インフルエンザ担当
 内線： (単位：千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B120	新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費		一般会計	衛生費	公衆衛生費	予防費	新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費	
事業期間	令和 2年度～	根拠法令	予防接種法	宣言項目	03	大地震など危機への備えの強化	SDGsゴール	3
				分野施策	020519	感染症対策の強化	SDGsターゲット	3-3
1 事業概要			5 事業説明					
1 事業の概要			5 事業説明					
新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種について、迅速に県民、医療従事者への接種を行うための体制を整備する。			(1) 事業内容					
(1) 専門相談窓口の設置 275,783千円			ア 専門相談窓口の設置 275,783千円					
(2) 医療従事者優先接種のサポート 9,716千円			イ 医療従事者優先接種のサポート 9,716千円					
(3) 医療機関・市町村への支援等 49,545千円			ウ 医療機関・市町村への支援等 49,545千円					
			(2) 事業計画					
			ア 専門相談窓口の設置					
			イ 医療従事者優先接種のサポート					
			ウ 医療機関・市町村への支援等					
			(3) 事業効果					
			県の役割とされている専門相談窓口を設置、周知するほか、医療従事者優先接種に係る医療機関への支援を行うことで、迅速なワクチン接種体制の整備を図る。					
2 事業主体及び負担区分			イ 医療従事者優先接種のサポート					
(1) ～ (3) 国10/10			ウ 医療機関・市町村への支援等					
3 地方財政措置の状況								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
予算額		財 源 内 訳					一般財源	前年との対比
		国庫支出金						
決定額	335,044	335,044					0	
前年額	0						0	